

相模原市次期総合計画策定支援業務委託（令和 7 年度）

社会経済動向分析

報告書

令和 7 年 12 月

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング

目 次

第1章 本資料の概要	1
1. 実施内容	1
(1) 社会経済情勢の動向分析の概要	1
(2) 分析項目	1
第2章 政策分野別にみた社会経済情勢の分析	2
1. 子育て	2
(1) 子ども政策の充実	2
(2) 困難を抱える子どもの支援	5
(3) 子育て・家庭生活と仕事の両立の支援	9
2. 教育	11
(1) 教育の質の向上	11
(2) 学校・家庭・地域の連携強化	17
(3) 安心して学べる環境の確保	23
3. 共生	29
(1) 地域共生社会	29
(2) 高齢者福祉（認知症施策・介護保険サービス等）	33
(3) 障がい者福祉	39
(4) 多文化共生	43
(5) 男女共同参画	46
4. 健康	51
(1) 健康づくり	51
(2) 医療体制	57
5. 防災・防犯	62
(1) レジリエンス社会の推進	62
(2) 防災における福祉的な支援	66
(3) 安全な住環境の形成	71
6. 都市基盤	76
(1) コンパクト・プラス・ネットワークの推進	76
(2) ウォーカブルなまちづくり	80
(3) 上下水道のストックマネジメント	86
7. 産業	89
(1) スタートアップ企業の創出・育成	89
(2) 多様な人が働きやすい環境づくり	91

(3) 食料安全保障の確保に資する農業の振興	94
8. 文化・スポーツ	96
(1) 文化財保護	96
(2) スポーツによる地方創生・まちづくり	99
(3) ユニバーサルスポーツ	102
9. 環境	106
(1) 脱炭素社会の実現	106
(2) 持続可能な経済社会システムの構築推進	110
(3) 循環型社会の形成	114
10. 協働	118
(1) 民間主導の地域コミュニティ力向上	118
(2) 多様な主体を巻き込んだ地域活性化の推進（地方創生 2.0 への対応）	121
11. 行財政改革	124
(1) 新技術の活用	124
(2) ポスト SDGs	129
(3) Well-being	131

第1章 本資料の概要

1. 実施内容

(1) 社会経済情勢の動向分析の概要

本資料では、次期相模原市総合計画の策定に向けて、市を取り巻く社会経済情勢の動向として踏まえるべき点を把握するため、市を取り巻く国及び県の政策動向を整理し、市政への影響を分析する。

(2) 分析項目

現行の総合計画で定めている6つの「目指すまちの姿」を軸とし、近年の社会動向を踏まえたテーマの設定を行う。

図表 1 本資料で取り上げる相模原市を取り巻く社会経済環境の動向のテーマ

現行計画との対応	テーマ(案)	各テーマで取り上げるトピック(案)
Ⅰ 夢と希望を持って成長できるまち	子育て	こども基本法(こども計画、こどもの意見反映)、ヤングケアラー、ワーク・ライフ・バランス / 等
	教育	STEAM 教育、リカレント教育、部活動の地域移行、学校地域連携、不登校支援、学校安全、インターネットトラブル / 等
Ⅱ 笑顔で健やかに暮らせるまち	共生	男女共同参画、多文化共生(外国人、LGBTQ&SOGI) / 等
	健康	健康寿命の延伸、重層的支援体制、ヘルスケア・ニューフロンティア、生活困窮者支援 / 等
Ⅲ 安全で安心な暮らしやすいまち	防災・防犯	レジリエンス社会、災害対策基本法の改正(福祉的支援の充実等)、空家法改正 / 等
Ⅳ 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち	都市基盤	コンパクト・プラス・ネットワークの推進、ウォーカブルなまちづくり、上下水道のストックマネジメント / 等
	産業	働き方改革、地域資源を活用した高付加価値型の産業・事業の創出促進(地方創生 2.0)、農業の多面的役割 / 等
	文化・スポーツ	文化財保護法改正(文化財の地域登録制度等)、スポーツによる地方創生・まちづくり、ユニバーサルスポーツ / 等
Ⅴ 人と自然が共生するまち	環境	気候変動、生物多様性、脱炭素・カーボンニュートラル、資源の循環的利用・廃棄物の適正処理 / 等
Ⅵ 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち	協働	産官学金労言の協働促進(地方創生 2.0)、コミュニティ機能の低下 / 等
	行財政改革	新技術の活用(DX、Society5.0、生成AI等)、ポストSDGs、Well-being(デジタル田園都市国家構想、LWC 指標等) / 等

第2章 政策分野別にみた社会経済情勢の分析

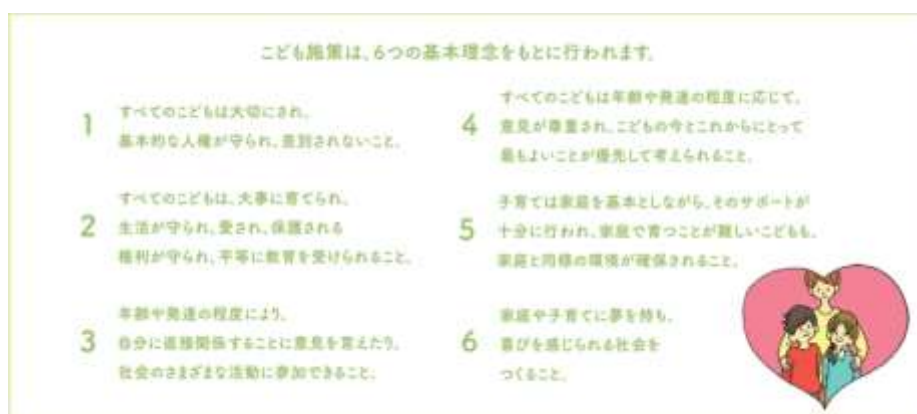
1. 子育て

(1) 子ども政策の充実

① 国の動向

- ・ 子ども政策を総合的に推進することを目的に、「こども基本法」が令和5年4月に施行（令和4年6月成立）され、「こども家庭庁」が新設された。
- ・ こども基本法では子ども施策に係る6つの基本理念を定めており、また、子どもの意見表明（意見聴取）の政策への反映について定めている。
- ・ こども家庭庁は「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・子育てに関する政策を総合的に推進するための司令塔として設置された。
- ・ こども家庭庁では、「1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行」「2. こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供」「3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服」「4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障」の4つの分野の取組を進めている。

図表 2 こども基本法におけるこども施策の6つの基本理念



資料：こども家庭庁「こども基本法」

図表 3 こども家庭庁の取組

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行	こども大綱の推進／こども基本法／こどもの意見聴取と政策への反映／こどもデータ連携実証事業 等
2. こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供	子ども・子育て支援／こどもの居場所づくり／こども・若者育成支援／こどもの安全／青少年の安全で安心な社会環境の整備 等
3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服	少子化対策／母子保健・不妊症・不育症／妊娠・子育て家庭への支援 等
4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障	児童虐待防止／社会的養護／ひとり親家庭支援／障害児支援／いじめ防止／こどもの貧困／ヤングケアラー 等

出所：こども家庭庁「政策」より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

② 神奈川県 の 動 向

- ・ 神奈川県では、平成 27 年 3 月に策定した「かながわ子どもみらいプラン」を改定し、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するために、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、新たな計画として、「かながわ子ども・若者みらい計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」を策定した。
- ・ この計画は、こども基本法にもとづく都道府県こども計画、子ども・子育て支援法にもとづく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法にもとづく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律にもとづく都道府県計画等の位置づけを併せ持つ計画として位置づけられており、子どものすべての側面とライフステージを網羅した総合的な子ども政策を統括する計画となっている。

図表 4 かながわ子ども・若者みらい計画の主要施策

主要施策 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

- 1 政策決定過程への子ども・若者の参画促進
- 2 社会参画や意見表明の機会の充実
- 3 多様な声を施策に反映させる工夫
- 4 若者が主体となって活動する団体等の活動の促進
- 5 子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

主要施策 2 ライフステージを通じた重要事項

- 1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 子どもの貧困対策
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援
- 7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

主要施策 3 ライフステージ別の重要事項

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 2 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 3 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- 4 居場所づくり
- 5 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 6 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- 7 いじめ防止
- 8 不登校の子どもへの支援
- 9 校則の見直し
- 10 体罰や不適切な指導の防止
- 11 高校中退の予防、高校中退後の支援
- 12 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 13 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 14 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 15 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

主要施策 4 子育て当事者の不安解消のための施策

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減等
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- 4 ひとり親家庭への支援

主要施策 5 子ども・若者を地域でともに育む施策

- 1 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保
- 2 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を人に届けるための情報発信
- 3 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのため意識改革、環境整備

- ・ 出所：神奈川県「かながわ子ども・若者みらい計画」より抜粋

③ 市への影響

■庁内横断的な子ども政策の推進

国、県において子ども政策の充実、強化が重点課題となっており、こうした認識のもとに推進されている国・県による総合的な子ども政策において、市区町村に求められる役割は大きい。市においても、多岐にわたる子ども政策について、庁内連携による横断的連携により子ども政策を総合的に推進することが求められる。

■行政計画策定における子どもの意見聴取と政策への反映

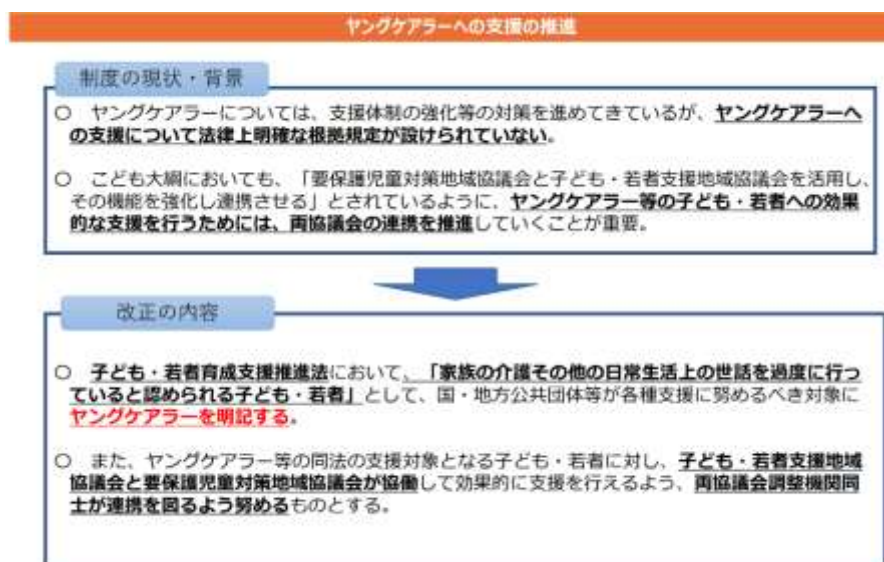
子どもの意見聴取並びに政策への反映は、こども基本法並びにかながわ子ども・若者みらい計画にも位置づけられている。市においては、その方法について十分に検討し、次期基本構想及び基本計画の策定はもちろん、今後策定する行政計画や関連政策に適切に意見聴取を行い、政策に反映していくことが求められる。

(2) 困難を抱える子どもの支援

① 国の動向

- ・ 近年、困難を抱え、支援が必要な子どもの存在が指摘されている。具体的には、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」、いわゆるヤングケアラー、児童虐待、貧困などである。
- ・ ヤングケアラーに関しては、令和6年6月に改正子ども・若者育成支援推進法が施行され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記された。
- ・ また、児童虐待や不登校の増加、こうした子どもたちを見守る地域コミュニティの機能の重要性の高まりなどを背景として、令和5年12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こども家庭庁は、これにそって令和6年度より各自治体における子どもの居場所づくりを促進・支援するため「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を推進している。
- ・ さらに、令和6年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正法が公布され、現在の貧困の解消と将来の貧困の予防を両立することや、貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産及びその子どもが大人になるまで切れ目なく行われるようにすること等が追加された。これにもとづき、国では悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行う「こどもの生活・学習支援事業」や企業や個人から広く寄付を募り、集まった寄付を貧困の状況にある家庭やこどもを支援する団体の活動資金として提供する「こどもの未来応援基金」など地域の取組の支援を実施している。

図表 5 子ども・若者育成支援推進法改正の概要



資料：こども家庭庁「ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/> 最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 6 こどもの居場所づくり支援体制強化事業の概要



資料：こども家庭庁「こどもの居場所づくり支援体制強化事業について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/> 最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 7 国による子どもの貧困に係る主な支援

【こどもの生活・学習支援事業】

こどもの生活・学習支援事業では、ひとり親家庭等のこどもが直面する特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、学校や放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行っている。また、長期休暇の学習支援を行う自治体に対する補助費用の加算を行うことで、より多くの学習機会の提供を図るとともに、大学等の受験料や模試費用の補助を行い、経済的課題に直面するひとり親家庭等のこどもたちが経済的な理由で進学を諦めることがないよう、学習サポートを通じて進学へのチャレンジを後押ししている。

【こどもの未来応援基金】

こどもが直面している貧困の状況は多様かつ見えにくいことから、貧困の状況にある家庭やこどもへ必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要がある。このため、2015年から、支援したい人や企業と草の根でこどもたちを支えているNPOなどの団体を結び付け、国や自治体が行う施策を促進する「こどもの未来応援国民運動」に取り組んでいる。その取組の一つである「こどもの未来応援基金」では、企業や個人から広く寄付を募り、集まった寄付は貧困の状況にある家庭やこどもを支援する団体の活動資金として提供されている。

資料：こども家庭庁「令和7年度 こども白書」より抜粋

② 神奈川県の動向

- ・ ヤングケアラー問題について、県では若者以外の世代も含めたケアラー全般の支援に向けて「かながわケアラー支援ポータルサイト」を県公式 HP に設置し、情報提供や相談受付、利用可能な支援制度の紹介などを行っている。
- ・ また、児童虐待の防止に向けて「体罰防止普及啓発事業」を実施しており、調査による実態把握や啓発に取り組んでいる。
- ・ さらに、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 2 期にわたり「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定、推進してきたが、（1）で触れた「かながわ子ども・若者みらい計画」に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を統合し、この中で、子どもの貧困対策を重点施策の一つとして位置づけて推進している。具体的には、教育や学習機会の確保、生活の安定やそのための保護者に対する経済的支援、子どもの貧困に対する社会の理解促進などを実施することとしている。

図表 8 神奈川県のケアラー支援の全体概要

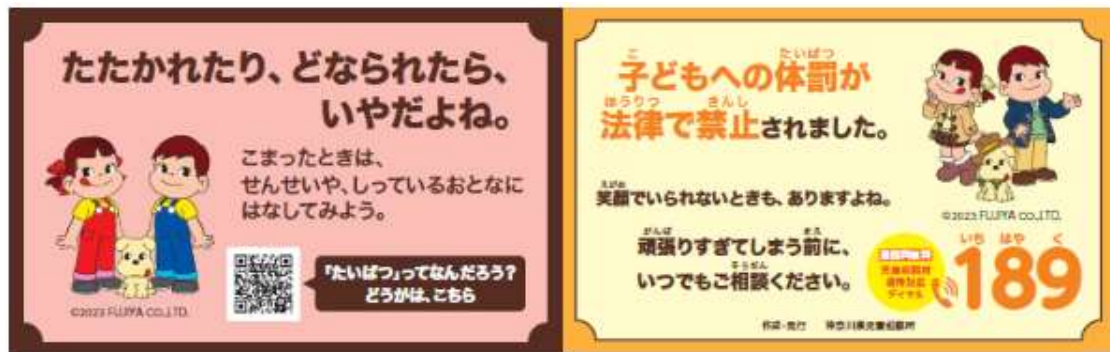
ケアラーの方が利用できる支援一覧

➤ 悩みを相談したい（相談窓口）	➤ サービスなどの支援を受けたい（各種サービス）	➤ 同じ悩みを持つ人と話したい（当事者・居場所）
・ ヤングケアラー（子ども・若者）の相談 ・ 高齢者に関する相談 ・ 障がい者・障がい児に関する相談 ・ 妊娠・出産・子育ての相談 ・ 生活全般の相談（生活困窮） ・ がん・難病に関する相談 ・ 一般的な健康相談	・ 高齢者への支援 ・ 障がい者・障がい児への支援 ・ 生活の困りごと（生活困窮） ・ 難病患者の方の在宅生活への支援 ・ 医療的ケア児への支援 ・ がん患者への支援	・ ケアラズカフェ ・ 認知症の方の介護 ・ 育児の悩み ・ 当事者団体の活動事例紹介

資料：神奈川県「かながわケアラー支援ポータルサイト」より抜粋

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12933400/www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/support.html> 最終閲覧日：令和 7 年 10 月 31 日

図表 9 神奈川県の子童虐待対策事業における主要な広報・啓発の例（啓発カード）

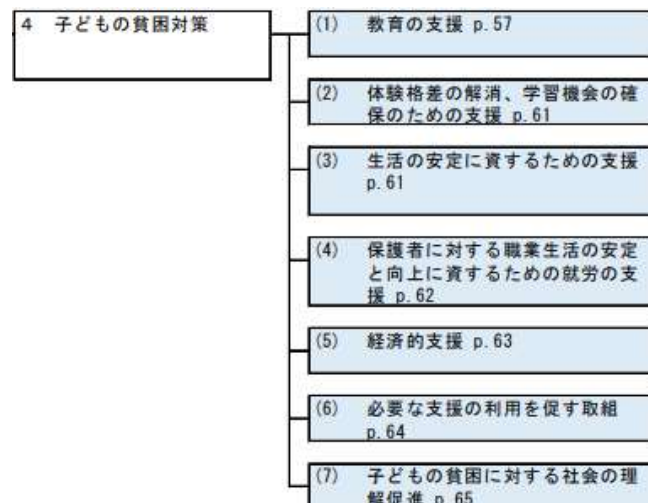


資料：神奈川県「体罰防止普及啓発事業の取組みの紹介」より抜粋

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/gyakutaitaisakusienka/taibatubousi.html>

最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 10 「かながわ子ども・若者みらい計画」における子どもの貧困対策に係る取組



出所：神奈川県「かながわ子ども・若者みらい計画」より抜粋

③ 市への影響

■ヤングケアラーの実態把握と的確な支援

国はヤングケアラーの支援を推進することとしており、県ではこうした方針も踏まえてケアラー全般の支援に向けて相談や各種支援の実施、居場所づくりなどの取組を実施している。市においても、市内にヤングケアラーの実態を把握した上で、的確な支援を実施することが求められる。

■児童虐待対策の強化・充実

国は、児童虐待や不登校対策の観点から子どもの居場所づくりを推進しており、県においては、児童虐待の防止に向けて普及啓発への取組を行っている。市においては、市民により

近い行政主体として、実態把握、啓発、児童・親の双方への相談対応や支援、虐待を受けている児童の保護など、総合的な支援が求められている。

■子どもの貧困対策の充実

国は、子どもの貧困対策の必要性を打ち出し、学びの確保と経済的支援をはじめとした取組を実施しており、県においてもかながわ子ども・若者みらい計画の重点施策としてこどもの貧困対策を位置づけ、今後推進していくこととしている。市においては、子どもの支援に取り組んでいる地域の多様な主体との連携により、効果的な対策の推進を図ることが求められている。

(3) 子育て・家庭生活と仕事の両立の支援

① 国の動向

- ・ 我が国は少子化とそれに伴う生産年齢人口の減少に直面しており、出産・子育てと仕事の両立が可能な環境整備が求められている。そこで、出産・子育てや家庭生活など個々人の事情に応じた多様な働き方を選択できる環境を整備する取組が進められている。
- ・ こうした中、令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正された。「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」等が新たに打ち出され、育児、介護との両立をより強力に支援することが明示されている。

図表 11 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）	
改正の趣旨	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。
改正の概要	1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 【育児・介護休業法】 ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。 ② 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（育児両立支援休暇）の付与、その他の働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択 ③ 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。 ④ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、数値6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ⑤ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 ⑥ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化 【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】 ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。 ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等 【育児・介護休業法】 ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。 ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。 ③ 介護休暇について、数値6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 等
施行期日	このほか、令和26年の改正の法に準じ、関係する必要がある地方公共団体等が関係する事項について関係の改正等を行う。 令和7年4月1日（ただし、2は令和6年5月31日、1①及び5は令和7年10月1日）

資料：厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001326112.pdf>, 最終閲覧日：令和7年10月30日)

② 神奈川県の変向

- ・ 県では、「神奈川働き方改革ポータルサイト」により企業や県民に向けて働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの取組に係る情報提供、啓発を行っている。
- ・ また、国の育児・介護と仕事の両立に係る各種支援の紹介や相談対応のほか、独自の取組として神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成 19 年 10 月施行）にもとづき、子ども・子育て支援を制度化している事業者を「神奈川子育て応援団」として認証する制度を設け、令和 7 年 4 月 1 日から「神奈川県こども目線の施策推進条例」にもとづく制度として新たに運用するなど、企業の子育て・家庭生活と仕事の両立の促進、支援を行っている。

図表 12 神奈川県の「かながわ子育て応援団」事業の概要

* 認証要件

- ・ こども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしている
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に係る次の項目について、就業規則等に規定している
- ・ 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されている
- ・ 計画内容及び事業活動が関係法令に照らし適切である

* 認証のメリット

- ・ 認証マークの広告、商品等への掲示
- ・ 県 HP での広報（認証取得事業者の情報公開）
- ・ 県の競争入札参加資格認定における加点点評価



資料：神奈川県「子育て支援に取り組む事業者の認証制度について」より抜粋

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6585/> 最終閲覧日：令和 7 年 10 月 31 日

③ 市への影響

■ 市内企業の子育て・家庭生活と仕事の両立支援に係る取組の促進・支援

国は多様な働き方や育児、介護との両立の支援に向けた取組を強化しており、県もこれに歩調を合わせ、県内事業者への情報提供や啓発に取り組んでいる。市においても、市内事業者の従業員が子育て・家庭生活と仕事を両立し、多様な働き方を支援する取組を促進・支援するため、情報提供や啓発、顕彰といった取組を充実、強化することが求められる。

■ 市職員の子育て・家庭生活と仕事の両立支援

市内事業者に働きかけるだけでなく、市役所自身が率先して子育て・家庭生活と仕事の両立が可能で多様な働き方を選択できる職場を実現し、そのノウハウやメリットを発信していくことが求められている。

2. 教育

(1) 教育の質の向上

① 国の動向

- 文部科学省は、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成に向けて、理数科目に創造性を加えて分野横断的に学ぶ STEAM 教育¹を推進している。
- 令和 5（2023）年 6 月に閣議決定された教育振興基本計画では、目標 5「イノベーションを担う人材育成」達成の基本施策の一つとして、探究・STEAM 教育の充実が掲げられた。

図表 13 第4期教育振興基本計画の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）		令和5年6月16日 閣議決定
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行） 【社会の現状や変化】 ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する原動力の中核を担う ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・子ども基本法 等		
第3期計画期間中の成果 ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等		第3期計画期間中の課題 ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等
計画のコンセプト 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通して、持続可能な社会を維持・発展させていく ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要 ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成 日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上 ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視 ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信 ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。		
今後の教育政策に関する基本的な方針 ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成 ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視 ・地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 人生100年時代に確立化する生涯にわたって学び続ける学習者 ③ 地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる		
④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進 GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進 デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ		
⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保 NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等		

¹ Science, Technology, Engineering, Mathematics に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・指標等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を促す必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 備かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○必修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接橋の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学習時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入の推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生来道50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. インバウンドを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために頑張りたいと思う児童生徒の割合 ・学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよきを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

2

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特別校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動への参加割合	・この1年（5年）の間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年（5年）の間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ○ICT機器を活用した授業頻度 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ○ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ○大学間連携に取り組む大学数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質の向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在職等時間の短縮 ○特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ○ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ○大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地盤の条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中途退学率・割合 ・高等学校の学びの質の向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係自治体との連携	・聴覚障害者・聴覚体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重傷の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

3

資料：文部科学省「第4期教育振興基本計画（概要）」

- 図表 14 せかい×まなびのプランの概要



3つのアクション

世界と対等に立ちあえる人材や、世界に開かれた地域社会を牽引する日本人のグローバル人材を育成するとともに、国際教育の国際通用性・競争力向上と授業の国際人材獲得に向け、外国人留学生が安心して日本で学ぶ環境の整備を行います。

●「**国際教育推進**」(令和元年度教育政策大綱を予定)、「**G7・ASEAN連携**」(今後検討)



日本からの留学・人材の交流

小・中・高 国際社会の一員としての意識形成

国際理解を深め、国際社会と向き合う我が国の一員としての自覚を高めることも、国際教育の目的を遂げる

- 国際社会の基礎知識向上のための国際教育推進
- 「留学」を通じた海外志向の向上に向け、APECやOECDを基盤とした「グローバルマインド」の育成を図る
- 国際的な見識・国際力向上のためのオンライン学習プログラムを開発
- 中学・高校段階におけるインターンシップを教育した国際社会活動の促進
- 「G7・ASEAN等」を中心とした国際教育推進
- 国際社会のグローバル人材育成に向けた国際教育推進

大学等

高い国際的な留学・人材の交流

留学への意欲を高め、また、多様な留学への受け入れ・国際教育への参加を推進。多様な能力・知識・経験を持つ留学生の受け入れを育成

留学への意欲

- 留学の目的・留学先・留学期間の明確化
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- STEM分野の国際化、大学等での国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進

留学への受け入れ

- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進
- 留学への意欲を高めるための国際教育推進

優秀な留学生や人材の受け入れ・定着

小・中・高 国際社会の基礎知識

外国人子弟、外国にゆかりのある児童生徒が安心して学ぶための国際教育の推進

- 外国人の子弟の国際教育推進
- 外国人の子弟の国際教育推進
- 外国人の子弟の国際教育推進
- 外国人の子弟の国際教育推進
- 外国人の子弟の国際教育推進
- 外国人の子弟の国際教育推進

大学等

優秀な外国人留学生の体系的な受け入れ・国際教育推進

より多くの優秀な留学生を受け入れ、日本と世界の経済や文化、高等教育の国際通用性・競争力向上とともに、国際社会に開かれた日本社会を築くことの一環として留学生を受け入れるため、以下に一体的に取り組む

留学生の受け入れ

- 留学生の受け入れ
- 留学生の受け入れ
- 留学生の受け入れ
- 留学生の受け入れ
- 留学生の受け入れ
- 留学生の受け入れ

留学生の定着

- 留学生の定着
- 留学生の定着
- 留学生の定着
- 留学生の定着
- 留学生の定着
- 留学生の定着

国際教育の国際化

小・中・高 多様なグローバル人材の国際教育推進

高度な外国人人材の子弟等の国際教育推進や国際交流活動の推進、国際教育におけるグローバル人材育成に関する国際教育推進、国際教育推進

- 国際教育推進
- 国際教育推進
- 国際教育推進
- 国際教育推進
- 国際教育推進
- 国際教育推進

大学等

留学生交流が自然と発生する環境整備

大学の国際化

- 大学の国際化
- 大学の国際化
- 大学の国際化
- 大学の国際化
- 大学の国際化
- 大学の国際化

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

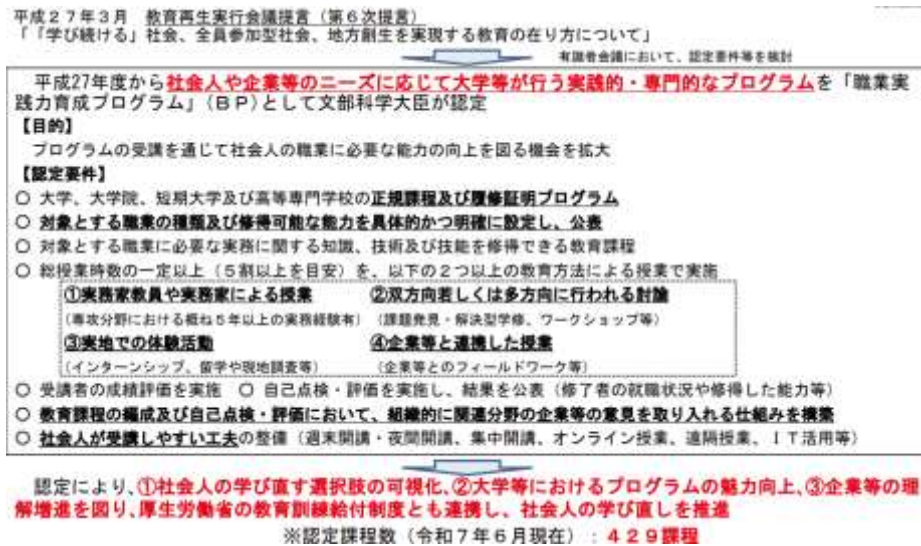
国際教育推進

国際教育推進

国際教育推進

さらに、文部科学省では、平成 27（2015）年 3 月の教育再生実行会議提言（第 6 次提言）を踏まえ、学び直しを希望する人々に対する支援を推進しており、学び直しに資する情報や職業能力の向上を図る具体的な施策として、平成 27（2015）年より「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）認定制度を導入している。この制度にもとづき、認定された過程は令和 7（2025）年 6 月現在で 429 課程となっている。

図表 15 「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度の概要



資料：文部科学省「「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度について（概要）」

② 神奈川県への動向

- 県では、質の高い教育の充実に向けて設定した具体的な施策を実践する高校を指定し、取組を推進している。令和6（2024）～9（2027）年度を計画期間とする「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」においては、この取組の中で STEAM 教育についても研究推進校を指定し、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組んでいる。

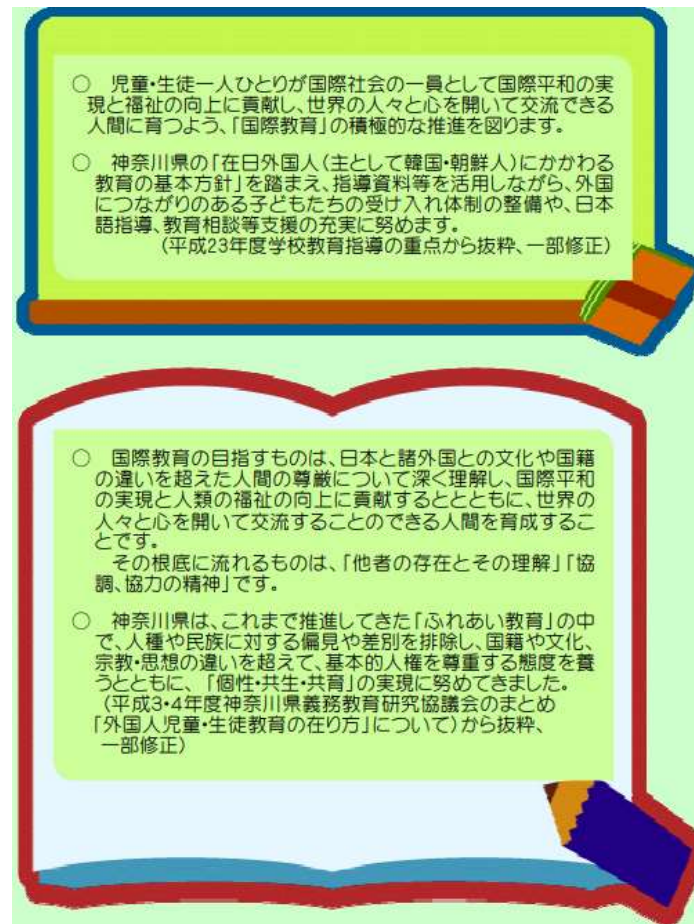
図表 16 県立高校改革実施計画（Ⅲ期）における取組と STEAM 教育の位置づけ

質の高い教育の充実/学校経営力の向上		
15の項目について、それぞれ指定校等での取組を実施します		
1 教育課程研究開発校 「シテズンシップ教育に係る研究」 より良い社会の実現に向け、生徒一人ひとりが主体的に生きる上で必要な能力と態度を養うための指導計画や教材等の研究開発に取り組めます。	2 教育課程研究開発校 「学習評価に係る研究」 より一層効果的な学習評価の在り方や、教員が学習指導の改善を図り、生徒が自己の振り返りをとおして次の学びに向かえるような学習評価の在り方についての研究に取り組めます。	3 教育課程研究開発校 「『総合的な探究の時間』に係る研究」 自ら課題を発見し解決する探究の学びについての研究に取り組めます。いくつかの指定校では、SDGsをテーマとした展開についての研究に取り組めます。
4 授業力向上推進重点校 生徒一人ひとりの学力の定着と向上を図るため、先進的な指導方法を取り入れた授業づくりに取り組む。県立高校全体の授業の改善をめざします。	5 ICT利活用授業研究推進校 タブレット端末等のICT機器を活用し、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習に取り組めます。	6 プログラミング教育研究推進校 コンピュータを活用したプログラミングの学習をとおして、論理的な思考力や課題解決力を育てる研究に取り組めます。
7 確かな学力育成推進校 課題解決に向けて、主体的に判断、行動する資質・能力の育成と学習意欲向上のため、学び直しの学習と少人数指導に積極的に取り組めます。	8 学力向上進学重点校 将来の日本や国際社会でリーダーとして活躍できる資質・能力を持った人材を育てるため、生徒一人ひとりの高い学力と豊かな人間性や社会性の習得に取り組めます。	9 STEAM教育研究推進校 各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組めます。
10 理数教育推進校 科学技術・理数に関する興味・関心を高め、将来国際的にも活躍できる科学技術系人材の育成を図るため、生徒による実践的な科学研究を行い、その成果の普及に取り組めます。	11 グローバル教育研究推進校 英語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視野を持ち、多様な価値観を尊重できる力の育成に取り組めます。	12 国際バカロレア認定校 「国際バカロレア資格」（国際的に認められている大学入学資格）が取得可能な国際バカロレアのプログラム（ディプロマ・プログラム）を展開し、グローバル人材の育成に取り組めます。
13 インクルーシブ教育実践推進校 共生社会の実現をめざし、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組めます。	14 通級指導導入校 高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、発達障がい等のある生徒が、通常の学級とともに学びながら、必要に応じて別の教室で障がいに応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組めます。	15 コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等と協働して、より良い教育を実現するため、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりに取り組めます。 ※令和元年度から全校指定

資料：神奈川県委員会「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」（令和5（2023）年11月）

- ・ また、県は国際教育に関して、児童生徒の世界の人々との交流や貢献意識の育成、外国につながる子どもたちの受け入れ態勢の充実、人種や民族に対する偏見や差別を排除し、国籍や文化、宗教・思想の違いを超えて基本的人権を尊重する態度の育成などに取り組むこととされている。
- ・ さらに、「高等学校等学び直し支援金制度（公立）」の実施により、県立高校において学び直しに取り組む人々への支援を行っている。

図表 17 神奈川県教育委員会の国際教育に関する基本方針



資料：神奈川県委員会「神奈川県の国際教育 神奈川県教育委員会の基本方針」

（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/kokusaihouzin.pdf>，最終閲覧日：令和7（2025）年10月30日）

③ 市への影響

■STEAM 教育の推進

国において探究・STEAM 教育の充実が掲げられており、県においては、その方針に沿って、県立高校における具体的な取組が進められている。こうした状況を踏まえ、市が役割を担う市内の公立小中学校においても、STEAM 教育の観点から課題発見・解決型の能力向上に向けた教育の充実が求められている。

■課題発見・解決型教育の推進

国では、探究・STEAM教育の充実が掲げられており、県においても、その方針に沿って、県立高校における具体的な取組が進められている。こうした状況を踏まえ、市が役割を担う市内の公立小中学校においても、STEAM教育の観点から課題発見・解決型の能力向上に向けた教育の充実が求められている。

■グローバル人材育成に向けた国際化教育の充実

国では、グローバル人材の育成に向けた国際化教育の充実と外国人材の活用がすすめられており、県立高校においても語学教育や国際的視野の育成など国際社会で活躍できる人材の育成に取り組まれている。こうした状況を踏まえ、市が役割を担う市内の公立小中学校においても、外国人とのコミュニケーション機会や多文化に触れる機会の充実、英語教育の充実などが求められている。

■学び直しに取り組む市民への支援

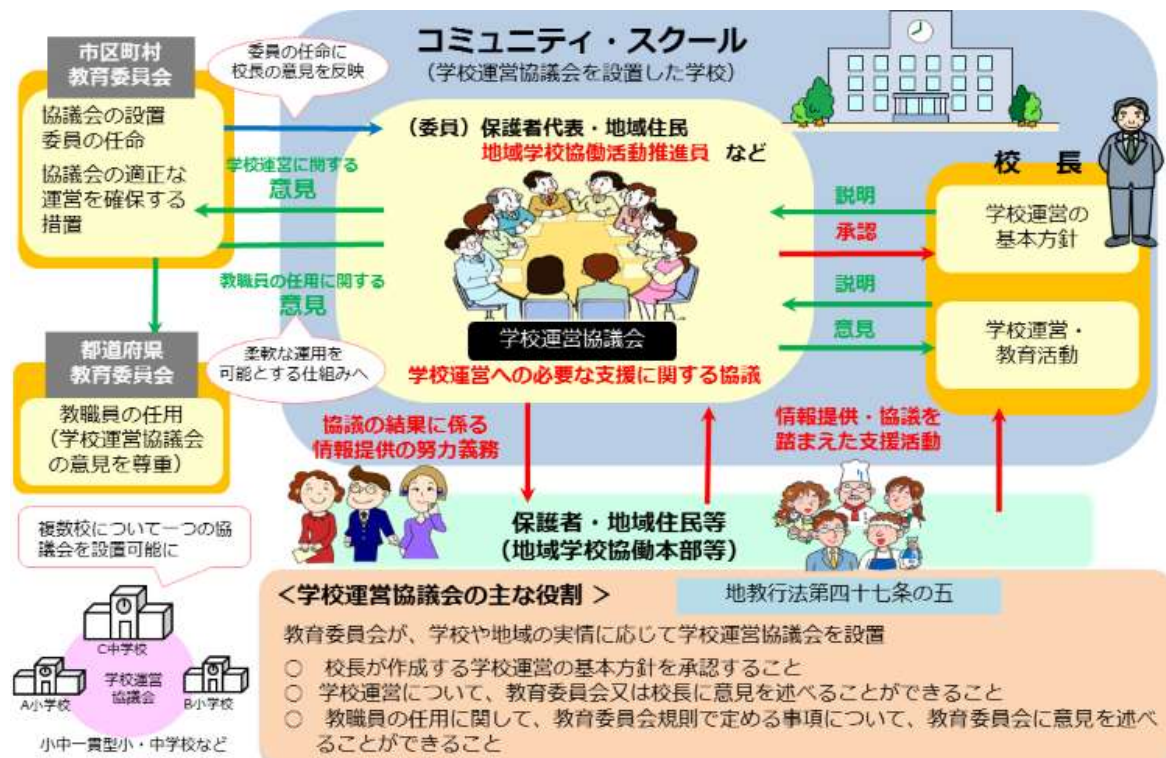
国や県は、学び直しを希望する人々への機会提供の充実などの支援に取り組んでいる。市は、その主たる担い手となる市内の高校や大学等と連携し、学び直しに取り組もうとする市民に対し、情報提供や関係機関との調整などの支援が期待されている。

(2) 学校・家庭・地域の連携強化

① 国の動向

- ・ 文部科学省は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を平成 26 (2014) 年 9 月に施行し、これにもとづき、学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会に関する制度が定められた。
- ・ この制度にもとづき、現在も学校と地域・家庭の連携により、学校運営への地域の支援による教育の充実や、地域全体で子どもの成長支援や見守りを行う取組の充実などが進められている。

図表 18 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



資料：文部科学省 HP「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/, 最終閲覧日：令和 7 (2025) 年 10 月 30 日)

図表 19 令和7年度における地域と学校の連携・協働体制構築事業の推進方針

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額
(前年度予算額)

71億円
71億円)



資料：文部科学省「令和7年度 予算のポイント」

図表 20 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要

令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】 	
○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 ○ 令和4年度に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。 ○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。 ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。	
Ⅰ 学校部活動 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 (主な内容) ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める	Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 (主な内容) ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行きとる体制など、段階的な体制の整備を進める ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
Ⅱ 新たな地域クラブ活動 学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 (主な内容) ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進 ・困窮家庭への支援	Ⅳ 大会等の在り方の見直し 学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。 (主な内容) ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

資料：スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（概要）」

県では、複雑・困難化する生徒たちを取り巻く環境や学校が抱える課題に対応するため、学校と地域が共同で生徒たちを支える学校づくりに向けて、すべての県立高校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しており、市内では相模原高校において「SSHの取組支援 ～高大連携部会～」として令和5（2023）年度より地域の大学との高大接続事業（大学研究室との連携により研究を行うもの）に取り組んでいる。

図1 県教育委員会と関係機関の連携関係

この図は、県教育委員会と関係機関の連携関係を示しています。県教育委員会は、委員推薦、委員委嘱等、意見申出等、助言・支援を通じて学校運営協議会と連携します。学校運営協議会は、校長、教職員、児童生徒等と連携し、学校運営の基本方針の策定、学校教育計画、教育課程編成、組織編成、学校予算の編成及び執行、施設管理・設備等の整備を行います。校長は、学校における教育活動の展開、地域等との協働による活動、学校内外のニーズ収集を行います。教職員は、学校での教育活動を行います。児童生徒等は、学校での教育活動を行います。学校運営協議会は、協議の結果を展開する実施組織として、●部会（●部会部会、●学校評価部会、●切れ目ない支援部会（特別支援学校））と連携します。また、学校運営協議会は、●学校設置部会（●各学校が独自に設置）と連携し、例としてキャリア部会、地域協働部会、学校支援センター、学校支援センターを挙げます。学校運営協議会は、地域住民・保護者等（地域コミュニティ）と連携し、主体的に地域へ、地域主体の地方創生、学校での教育活動の展開、学校での教育活動の展開、学校での教育活動の展開を行います。また、学校運営協議会は、情報発信・協力要請等を行います。

県教育委員会

- 委員推薦
- 委員委嘱等
- 意見申出等
- 助言・支援

学校運営協議会

校長

- 学校運営の基本方針の策定
- 学校教育計画
- 教育課程編成
- 組織編成
- 学校予算の編成及び執行
- 施設管理・設備等の整備

教職員

- 学校における教育活動の展開
- 地域等との協働による活動
- 学校内外のニーズ収集

児童生徒等

- 学校での教育活動

部会

協議の結果を展開する実施組織

- 部会部会
- 学校評価部会
- 切れ目ない支援部会（特別支援学校）
- 学校設置部会（各学校が独自に設置）
 - 例：キャリア部会
 - 地域協働部会

学校支援センター

学校支援

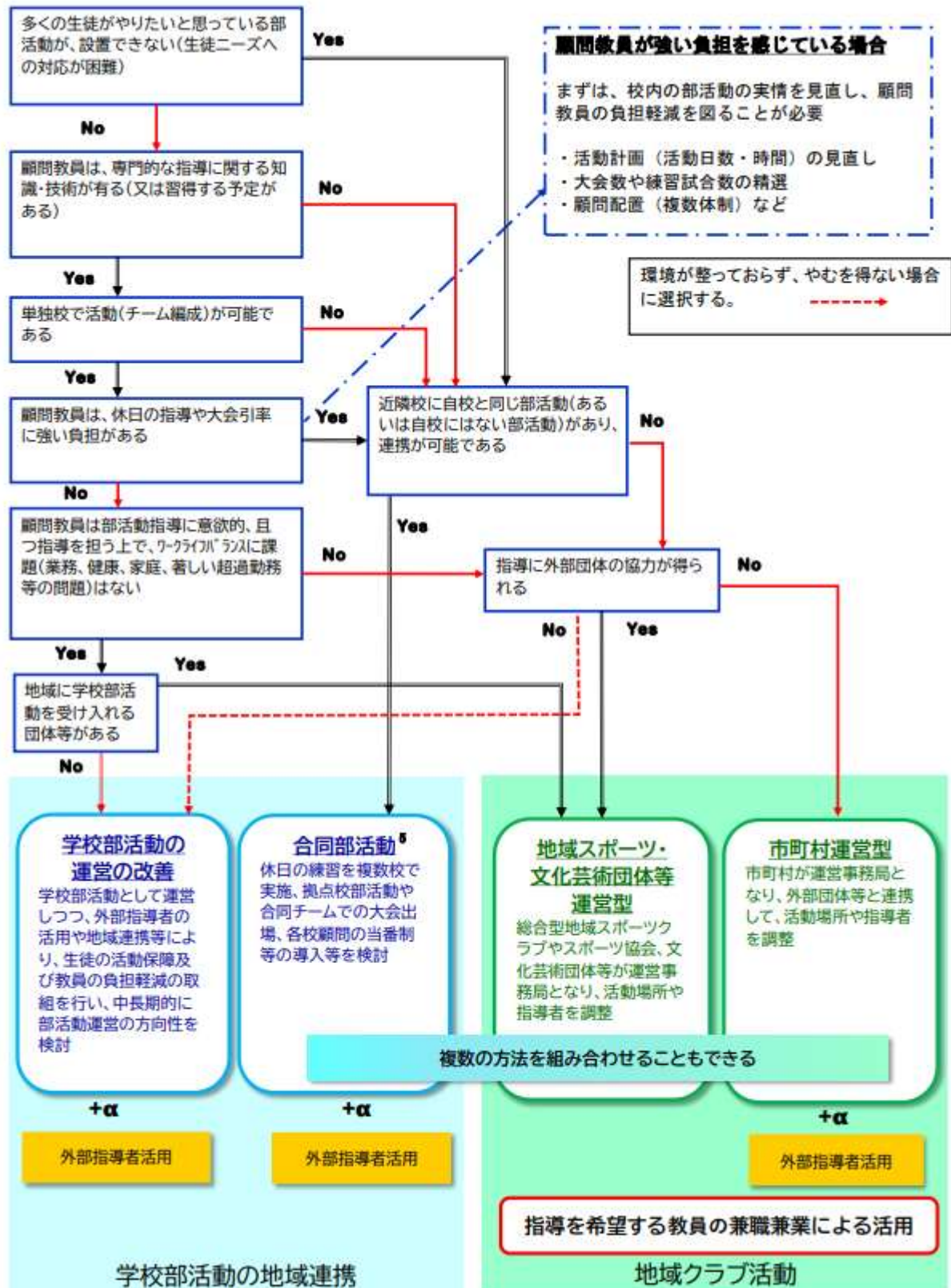
地域住民・保護者等（地域コミュニティ）

- 主体的に地域へ
- 地域主体の地方創生
- 学校での教育活動の展開
- 学校での教育活動の展開
- 学校での教育活動の展開

情報発信・協力要請等

また、公立中学校における部活動について、少子化により部活動存続が困難であったり、教員による指導体制の維持が困難な学校が少なくない状況を踏まえ、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの改革推進期間に県内市町村がその実情に応じて部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、取組の方向性などを示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」令和5（2023）年10月に策定した。この中で、複数校合同も含めた学校部活動としての運営改善や地域団体、市町村が主体となった地域クラブ活動など、地域の実情に応じて検討、対応する考え方が示されている。改革期間終了後には適宜必要の見直しを行うこととされている。

図表 22 部活動の地域移行に係る検討フロー



資料：神奈川県「公立中学校における部活動の地域移行に係る 神奈川県の方針」

③ 市への影響

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みの充実

国においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されてから 11 年が経過し、全国の学校に広く普及している。現在もその役割は大きく、機能や取組の充実が進められている。県においては県立高校において、これに沿った取組が進められていることから、市においても、小中学校において、学校と地域が共同で子どもの成長を支援し、多様な主体との連携と地域資源の活用により教育の充実を図る取組が求められている。

■部活動の地域移行の推進

国、県は、学校部活動を取り巻く厳しい環境を踏まえ、部活動の地域移行を推進している。市内の中学校においても、今後は少子化の進展により部活動の存続が困難な学校が増加すると見込まれるとともに、教育の充実に向けたニーズが高度化、複雑化していることから、その負担増により教員による指導体制の維持がますます困難となる可能性が高い。このため、市内総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域団体との連携により、それぞれの学校の事情やニーズを踏まえた部活動の維持に向けた取組を進めることが求められている。

(3) 安心して学べる環境の確保

① 国の動向

- ・ 文部科学省は、学校保健安全法第3条第2項にもとづき、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定し、事故や犯罪、災害、疾病などのリスク対し、すべての児童生徒が自ら適切に判断し主体的に行動ができるよう、安全に関する資質、能力の向上を図ること、学校管理下における児童生徒等の死亡や負傷、疾病の発生を防止し、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させることを目標として対策を推進している。

図表 23 第3次学校安全の推進に関する計画の概要

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）	
● 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項） ● 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）	
I 総論	
第3次計画の策定に向けた認識 ○ 学校が作成する計画、マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○ 学校安全の取組内容や意識の差 ○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など	施策の基本的な方向性 ○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）
目指す姿 ○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること	
II 推進方策	
5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る	
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
3. 学校における安全に関する教育の充実	4. 学校における安全管理の取組の充実
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	
推進方策1：学校安全に関する組織的取組の推進 ○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け ○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立 ○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し ○ 学校における学校安全の中枢を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実 ○ 教員養成における学校安全の学修の充実	
推進方策2：家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 ○ コミュニティスクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進 ○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化 ○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進	
推進方策3：学校における安全に関する教育の充実 ○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時態の確保、学校における教育手法の改善 ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化 ○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集 ○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進	
推進方策4：学校における安全管理の取組の充実 ○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等） ○ 学校施設の老朽化対策、非構造物材の耐震対策、防災機能の整備の推進 ○ 重大事故の予防のためにヤリ/ハット事務の活用 ○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）	
推進方策5：学校安全の推進方策に関する横断的な事項等 ○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用（調査項目、調査方法の見直し等） ○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用 ○ 設置主体（国・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供 ○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進 ○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等） ○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施	

資料：文部科学省『「第3次学校安全の推進に関する計画（概要）」』

- ・ また、インターネット利用に伴うリスクから青少年を守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」にもとづき、国は令和6（2024）年9月に「生成 AI や偽・誤情報への対応等を盛り込んだ第6次青少年インターネット環境整備計画」を閣議決定した。
- ・ これにもとづき、青少年自身の ICT リテラシーと情報モラルの向上による適切な利活用、低年齢層に対するフィルタリング等の技術的手段による保護、親子のルールづくりなど教育的手段（非技術的手段）による保護、相談・支援体制の整備などに取り組んでいる。

図表 24 第6次青少年インターネット環境整備基本計画の概要

青少年インターネット環境整備基本計画(第6次)の概要	
第5次基本計画	【令和5年度末まで 中・高・小・児童青少年関係者等が実施】
① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進 ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進 ③ パレンタルコントロールによる対応の推進	
第6次基本計画の概要 （注）本計画は関係者等が実施することとなる施策（施設、制度、活動等）の提供、その実施を支援する施策（人材育成、関係者等への支援等）を含む。	
1 青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進	
○「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向へ ・インターネットリテラシーの向上の推進（生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等） ・情報「発信」を前提とするトラブル等に対する取組等の推進（トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等により、青少年によるインターネット利活用を促進）	
2 技術的手段による青少年保護の推進	
○低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化 ・親子でのスマホ共用を想定し、フィルタリングを事前にON/OFFできるアプリサービスの利用等の周知啓発 ○簡単な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「パレンタルコントロール機能」の普及推進 ○フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底 ・フィルタリングサービス説明会等、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底	
3 教育的手段による青少年保護の推進	
○家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（非技術的手段によるパレンタルコントロール） ・インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進 ○青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進	
4 その他（相談・支援体制の継続的な整備推進等）	
○トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進 ○SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進	

資料：総務省「青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）について」

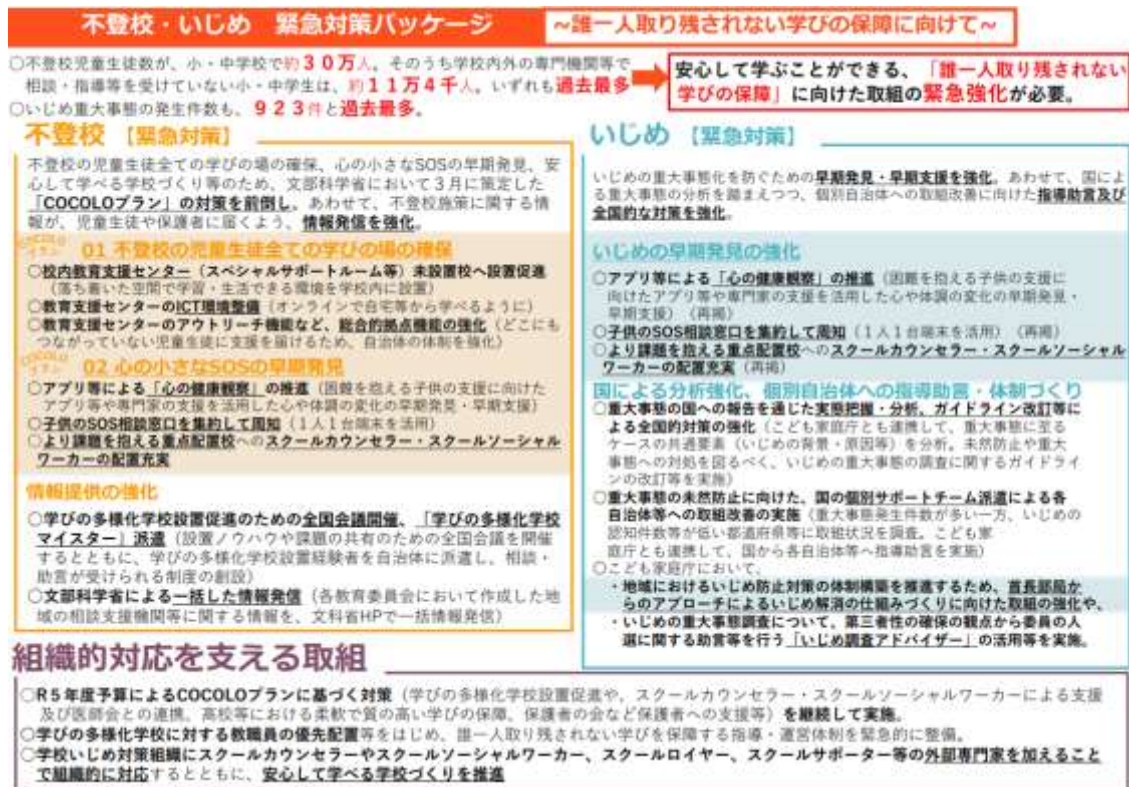
- ・ 文部科学省は、不登校児童生徒の急増を踏まえ、令和5（2023）年3月に不登校対策としてCOCOLOプランを策定した。これにもとづき、不登校児童生徒への学びの保障や不登校を未然に防止するための支援、学校の風土（児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等）の見える化と改善などに取り組んでいる。
- ・ さらに令和5（2023）年10月には文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知として、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について」を発出し、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数の増加に対する緊急対策として「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を提示し、地方公共団体における取組を要請した。

図表 25 COCOLO プランの概要

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)		※ Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning
○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。 ⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。 ○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。		
主な取組 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える - 仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。 ○ 不登校特例校の設置促進（早期に全ての道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指す。設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。 ○ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置） ○ 教育支援センターの機能強化（事務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究） ○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に） ○ 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）		2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する - 不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため 1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。 ○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用） ○ 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化） ○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）
実効性を高める取組 ○ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握） ○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置		3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする - 学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。 ○ 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示） ○ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現） ○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底 ○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進 ○ 快適で温かみのある学校環境整備 ○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

資料：文部科学省【「概要」誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）】（令和5年3月31日）

図表 26 不登校・いじめ緊急対策パッケージの概要



資料：文部科学省「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」

② 神奈川県への動向

- ・ 県では、学校安全に係る総合的な計画は策定していないが、県立学校施設のバリアフリー設備整備状況の点検、県内小・中・高校及び盲・ろう・養護学校における学校防災活動マニュアルの作成指針（令和7（2025）年5月改訂）の策定と取組の促進、県立学校の耐震状況の把握と対策の推進、学校における食物アレルギーへの対策マニュアルの策定など、個々の学校安全に係る課題への対策を講じている。
- ・ また、いじめ問題については、平成29（2017）年11月に改訂した「神奈川県いじめ防止基本方針」にもとづき、未然防止、早期発見早期対応によるいじめの解消、そのための家庭、関係機関、地域との連携の構築を基本的な考え方として、市町村との連携のもとに対策に取り組んでいる。
- ・ さらに、不登校で悩む児童・生徒や保護者に対し、公共施設での対面やメタバース利用による相談会の開催や、フリースクール等の見学会の開催などによる支援を行っている。

図表 27 神奈川県いじめ防止基本方針の基本的考え方と基本的施策・措置

4 いじめの防止等に関する対策の基本的考え方	
(1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの早期対応 (4) いじめの解消	(5) 家庭との連携 (6) 関係機関との連携 (7) 地域との連携
Ⅱ 基本的施策・措置	
1 県全体として実施する施策	2 県教育委員会が実施する措置
(1) 財政上の措置等 (2) 相談・通報体制の整備 (3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携 (4) 人材の確保及び資質の向上 (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 (6) いじめの防止等のための調査研究の推進等 (7) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動 (8) 県の基本方針の内容の点検と見直し (9) 基本方針策定状況の確認と公表	(1) いじめの未然防止のための措置 (2) いじめの早期発見のための措置 (3) いじめに対する措置 (4) 家庭との連携 (5) 関係機関との連携 (6) 地域との連携 (7) 学校評価における留意事項
	3 学校が実施する措置
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (2) いじめの未然防止のための措置 (3) いじめの早期発見のための措置 (4) いじめに対する措置 (5) 家庭との連携 (6) 関係機関との連携 (7) 地域との連携 (8) 学校評価における留意事項 注) 学校法人が実施する措置を含む

資料：神奈川県「神奈川県いじめ防止基本方針」より抜粋

- さらに、青少年のインターネット利用に伴うリスクについては、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会において、令和元（2019）年度に「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策」を取りまとめており、これを踏まえた保護者に対する啓発や販売店・事業者に対する指導を行っている。

図表 28 「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策」における対策の概要

対策	内容	メリット	留意点
① 県民啓発 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底	① 県民啓発 ・ネット上のトラブルについて、注意喚起し、未然防止を促すことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。	① 県民啓発 ・ネット上のトラブルについて、注意喚起し、未然防止を促すことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。	① 県民啓発 ・ネット上のトラブルについて、注意喚起し、未然防止を促すことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。 ・被害を未然に防ぐことが出来る。
② 青少年の被害防止のための対策 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底	② 青少年の被害防止のための対策 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底	② 青少年の被害防止のための対策 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底	② 青少年の被害防止のための対策 ・フィルタリングの徹底 ・適切な利用方法の徹底 ・適切な利用方法の徹底

資料：神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策」より抜粋

図表 29 青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレットの概要

「買う前」「使い始め」が重要
お子さんのスマホ利用を見守りましょう



資料：神奈川県「青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット」より抜粋

③ 市への影響

■子どもの安全確保に向けた取組の徹底

国、県では、子どもが学校で安心して学べる環境確保に向けた取組を総合的に推進している。また、子どもをインターネット利用に伴うリスクから守るために、啓発や情報・知識の提供を行うとともに、リスクに直面した子どもの保護、支援の体制整備を行っている。市においても、事故や防犯、防災、給食における食物アレルギー対策など、学校生活における様々なリスクへの対策や、インターネットの適正利用など、子どもをリスクから守る取組の徹底が求められている。

■不登校、いじめ対策の強化

全国的な不登校児童生徒の増加に対し、国は、不登校・いじめ対策を推進しており、県においても県内のすべての学校教育の場において、いじめの解消と不登校に悩む子どもや親の支援を強化しており、県内の市町村にも連携・協力を求めている。こうした要請に対し、市内の小中学校においても、これまで以上に不登校、いじめ対策を強化することが求められている。

3. 共生

(1) 地域共生社会

① 国の動向

- ・ 平成 29（2017）年 6 月、改正社会福祉法が交付され、地域福祉推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られること」を目指す旨が明記された。
- ・ この理念を踏まえ、市町村は「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定された。
- ・ さらに、令和 3（2021）年 4 月の社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として重層的支援体制整備事業が創設された。同事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することを必須にしている。
- ・ また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、孤独・孤立の問題が一層深刻な社会問題となっていたことに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念されたことから、令和 5（2023）年 5 月、孤独・孤立対策推進法が成立した。同法では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すことが基本理念として規定された。
- ・ 令和 6（2024）年 4 月には、生活困窮者自立支援法等が改正され、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置が講じられた。
- ・ 加えて、令和 6（2024）年 4 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことが規定された。
- ・ 令和 6（2024）年 5 月、厚生労働省に「地域共生社会の在り方検討会議」が設置され、①地域共生社会の更なる展開に向けた対応、②身寄りのない高齢者等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性、④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方、⑤社会福祉における災害への対応などを検討事項として掲げ、議論が重ねられている。令和 7（2025）年 5 月には、中間とりまとめが公表された。

図表 30 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第 106 条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**異性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あがりに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた取組と課題について」(地域共生社会の在り方検討会議(第1回)資料3(令和6(2024)年6月27日開催))

② 神奈川県への動向

- 県では、孤独・孤立対策推進法の理念に則り、誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に社会全体で対応し、孤独・孤立の状態になることへの予防等に係る取組を推進している。行政やNPO、企業等、多様な支援組織間の連携を促進することで、孤独・孤立の問題に対応することを目的に「かながわつながりネットワーク(神奈川県版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム)」を設置し、県内の緩やかなつながりに向けた官民連携の取組みを検討している。
- 令和3(2021)年11月、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する県民への支援を充実するため、神奈川県知事を本部長とする「生活困窮者対策推進本部」を設置し、生活困窮者対策の取組を実施している。直近の令和6(2024)年度は、孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、「子ども・若者」「女性」を含めた多様な対象、分野に関わる「孤独・孤立対策」に焦点を当て、施策を展開している。

図表 31 神奈川県による令和6年度生活困窮者対策取組事業

1. 困難な問題を抱える女性への支援

- (1) 困難女性つながりサポート事業費 [共生推進本部室]
- (2) 困難女性自立支援事業費 [共生推進本部室]
- (3) 女性向け無料低額宿泊所への転換支援事業費 [生活援護課]
- (4) 女性相談一時宿泊事業費 [共生推進本部室]

2. 孤独・孤立に陥っている方への支援

- (1) 生活困窮者への情報発信・啓発 [生活援護課]
- (2) 住居不安定者実態調査事業費 [生活援護課]
- (3) 生活困窮者の就労訓練促進事業費 [生活援護課]
- (4) 重層的支援体制構築支援事業費 [地域福祉課]
- (5) 重層的支援体制整備事業交付金 [地域福祉課]
- (6) 民生委員児童委員活動推進事業 [地域福祉課]
- (7) 民生委員児童委員研修事業費 [地域福祉課]

3. 深刻な課題を抱える子ども・若者への支援

- (1) 子ども食堂支援事業費 [次世代育成課]
- (2) ケアリーバー支援事業費 [子ども家庭課]
- (3) ケアリーバー支援事業費補助 [子ども家庭課]
- (4) ケアリーバー等進学促進事業費 [子ども家庭課]
- (5) あすなろサポートステーション事業費 [子ども家庭課]
- (6) 児童保護措置費 [子ども家庭課]
- (7) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助 [子ども家庭課]
- (8) 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 [子ども家庭課]
- (9) 母子家庭等の自立支援の強化 [子ども家庭課]
- (10) ケアラー支援事業費 [高齢福祉課]
- (11) ケアラー支援サービスモデル事業費 [高齢福祉課]
- (12) 高齢・成人ケアラーを支える普及・啓発事業費 [高齢福祉課]
- (13) ヤングケアラー支援事業費 [子ども家庭課]
- (14) 多文化共生の地域社会づくり推進事業費 [国際課]
- (15) 演劇活用青少年支援事業費 [青少年課]
- (16) フリースペース等相談事業費補助 [青少年課]
- (17) ひきこもり等相談関係事業費 [青少年課]
- (18) 青少年行政総合推進費 [青少年課]
- (19) ひきこもり相談窓口インターネット広告事業費 [青少年課]
- (20) ひきこもり支援推進事業補助 [青少年課]
- (21) メタバースを活用した社会参加支援 [青少年課]
- (22) 子ども・若者未来応援推進事業費 [生活援護課]
- (23) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業 [がん・疾病対策課]

4. 社会的に弱い立場におかれている方への支援

- (1) 外国籍県民等への支援 [国際課]
- (2) SNS・性的マイノリティ相談事業費 [共生推進本部室]
- (3) 女性就業支援事業費 [雇用労政課]

5. 共助の推進に向けた仕組みづくり

- (1) SDGsを道しるべとした社会的課題の解決促進 [いのち・未来戦略本部室]

6. その他の取組み

- (1) 施設入所児童処遇費（拡充分）[子ども家庭課]
- (2) かながわ若者サポートステーション事業費 [青少年課]
- (3) SNSひきこもり等相談事業費 [青少年課]
- (4) 住居不安定者の生活再建支援 [生活援護課]
- (5) 県立高校での朝食・夕食の提供（朝食分）[高校教育課]
- (6) 県立高校での朝食・夕食の提供（夕食分）[保健体育課]
- (7) 県立学校生理用品配備事業費 [保健体育課]
- (8) 子どもの生活状況調査事業費 [次世代育成課]

7. 生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援

- (1) 施設入所児童処遇費（拡充分）[子ども家庭課]
- (2) 困難を抱える女性支援団体に対する支援 [共生推進本部室]
- (3) ひきこもり等支援団体に対する支援 [青少年課]
- (4) 高齢者団体に対する支援 [高齢福祉課]

資料：神奈川県「生活困窮者対策推進本部 令和6年度生活困窮者対策取組実績」より三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

③ 市への影響

■地域住民同士で支え合う関係づくりの推進

今後、人口減少や単身世帯の増加等に伴う家族機能の低下がすすんでいくことが想定され、互助を含めた住民主体の地域づくりはますます重要となる。市においては、あらゆる地域住民が排除されず地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する役割が求められる。

■孤独・孤立を予防するための取組の推進

孤独・孤立の問題は、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が予想される。このため、市においては、NPO、企業等、多様な支援組織間の連携を促進し、孤独・孤立の状態になることを予防するための取組を推進することが求められる。

■多様な生活困窮者等の自立の促進

国は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援を強化している。県も、子ども・若者・女性を含めた多様な対象、分野に関わる生活困窮者等の自立を促進している。市においては、これらの動向等も踏まえつつ、多様な生活困窮者等の自立に向けた支援を進めていくことが求められる。

(2) 高齢者福祉（認知症施策・介護保険サービス等）

① 国の動向

- ・ 少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3（2021）年4月1日から施行された。高齢者雇用安定法では、事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があることを規定している。
- ・ 令和6（2024）年9月、「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。同大綱は、以下の3つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。

<年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築>

- ・ 高齢期における就労や社会活動等多様な活躍の機会が得られる環境の整備
- ・ 若年世代における労働生産性の向上を図る

<一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築>

- ・ 高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるよう地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備
- ・ 幅広い世代の下で地域社会づくりを行える環境を整備し地域のセーフティネット機能を高める

<加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築>

- ・ 高齢期におけるそれぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備や社会システムの構築

- ・ 大綱の閣議決定に先立つ令和6（2024）年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年12月、「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。認知症基本計画には、認知症になっても個人としてできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されている。
- ・ 厚生労働省では、令和7（2025）年1月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を設置し、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行った。同年7月には、同検討会のとりまとめが公表され、2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要としており、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現することとしている。

図表 32 高齢社会対策大綱の概要

【概要】高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）	
目的及び基本的考え方 1. 大綱策定の目的 ○「高齢社会対策」は、高齢者を支えるための取組だけでなく、 高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組 。 ○我が国は世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進み、今後更に進展（高齢化率：29.1%（2023年）→38.7%（2070年））、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足（生産年齢人口は2040年までに約1,200万人減少）、経済規模の縮小のほか、 一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念 。 ○一方、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘。65歳以上の就業者は増加し続け、意欲も高い。 →年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指し、全世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要。 2. 基本的考え方 （1）年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築 （2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築 （3）加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築	
生涯を通じて活躍できる環境の整備 1. 年齢に関わらない活動機会の拡大 <背景> ○自己啓発を実施した労働者の割合は、20代以上では年齢層が高くなるほど低く、「60代以上」は約2割。 ○現在収入のある仕事をしている60歳以上の人について、「働けるうちはいつまでも」との回答が約4割、「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働き続けたいとの回答を合計すると約9割に上る。 ○行政が力を入れるべき生涯学習の取組について、40代・50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割でそれぞれ最多。 ○地域における社会参加活動を進めるために有効だと思ふ施策について、約4割が「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」、約3割が「実施されている社会参加活動内容の周知・広報」と回答。 2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進 <背景> ○インターネット利用率は年齢層が高くなるほど低い。（60代：90.2%、70代：67.0%、80歳以上：36.4%） ○20代の73.5%が、社会保障制度に「全く関心がない」「あまり関心はない」と回答。また、学校等で金融教育を受けた経験がある人の割合は、18～29歳では13.9%、60～79歳では5.4%に留まる。	
一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備 <背景> ○医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口は増加を続け、2060年には約1,170万人となる見込み。（2023年：約670万人） ○2040年度までに更に57万人の介護職員の確保が必要と見込まれる。 ○介護離職者は年間約10万人で推移。2030年の介護離職等による経済損失額は約9.2兆円。 ○65歳以上の一人暮らしの人の数は、2040年には2020年より370万人増加し、約1,041万人となる見込み。 ○近年持家率は20～50代で低下傾向。高齢者の一人暮らしが増加する中、高齢期の住宅の確保に対するニーズは高まる。一方、高齢者の入居については、賃貸人の約7割が拒否感。住み替えのピークは75～85歳と遅く消極的な住み替えも。 ○使用目的のない空き家は、この20年間で1.8倍の385万戸に増加。 ○60代以上の老後生活の不安として「移動が困難」と回答の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多く、人口5万人未満では7割弱。	
身体機能・認知機能の変化に対応した環境の整備 <背景> ○65歳以上の認知症及びMCI（軽度認知障害）の人の数は今後増加し、2040年にはそれぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）となる見込み。（2022年：認知症 443.2万人（有病率12.3%）、MCI 558.5万人（有病率15.5%）） ○特殊詐欺の被害者の約8割が65歳以上。 ○75歳以上の運転者による死亡事故件数は最近増加傾向にあり、2023年は384件の死亡事故が発生。 ○バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の進捗状況について、「十分進んだ」又は「まあまあ進んだ」と回答した人は、60代・70代で3割程度にとどまっている。 ○市町村における避難行動要支援者の個別避難計画について、未着手が全体の約8%であるなど地域差がある。	
今後の高齢社会対策の推進に当たって ○関係行政機関の間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定 ○施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築 ○地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し	
<大綱に盛り込む基本的施策> ○高齢職を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進（就業・所得） ○企業等における経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言等の雇用の質の向上のための環境整備（就業・所得） ○起業支援や高齢期のニーズに応じたハローワークのマッチング強化等の多様な就業等の機会の提供（就業・所得） ○多様な主体の連携により地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォームの構築、地域の仕事や活動等を各人の都合に合わせてモザイク型のジョブマッチングを行う仕組みの構築による地域社会の担い手確保（学習・社会参加） ○老人福祉センター等の地域の身近な場やオンラインにおける学習機会の充実（学習・社会参加）等 ○幅広い世代における加齢に関する理解の促進（学習・社会参加） ○携帯ショップや公民館等における講習会の実施等、デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実による高齢者のデジタル・デバイトの解消（学習・社会参加） ○早い段階からの社会保障教育・ライフステージに応じた金融経済教育の推進（学習・社会参加）等	
<大綱に盛り込む基本的施策> ○在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた地域包括ケアシステムの構築の一層の推進（健康・福祉） ○処遇改善や介護の仕事の魅力向上等を通じた介護人材の確保の推進（健康・福祉） ○介護ロボットやICT機器等テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上（健康・福祉） ○仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進（健康・福祉） ○高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保や地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のコーディネート等の身寄りのない高齢者等の支援の充実（健康・福祉） ○住宅、福祉等の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備等を通じた居住支援の充実（生活環境） ○空き家の有効活用等の空き家対策の推進（生活環境） ○地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化や自動運転技術の社会実装に向けた取組の推進等による地域における移動手段の確保（生活環境） ○高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発の促進（研究開発等）等	
<大綱に盛り込む基本的施策> ○認知症基本法に基づく、認知症の理解の増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な推進（健康・福祉） ○加齢による難聴等の早期スクリーニングや定期的ケア、地域や職場の理解促進、感覚を拡張・代替するテクノロジーの活用等による身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備（健康・福祉） ○個人情報やプライバシーに共有し得る枠組み（消費者安全確保地域協議会等）への金融機関の参加の促進による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における認知機能の低下した人への支援強化（生活環境） ○地域協議会の設置促進や消費者生活相談のDX等の相談体制の充実による消費者被害の防止（生活環境） ○運転免許証の自主返納をしやすい環境整備やサポートカー限定免許の推進等の認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進（生活環境） ○情報アクセシビリティや建築物等のバリアフリー化の推進（生活環境） ○高齢者の特性に配慮した防災・防犯対策の推進（生活環境）等	

資料：内閣府資料

図表 33 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要	
1. 目的 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 ⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進 ～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～	令和5年法律第85号 令和5年6月14日成立、 同月16日公布 令和6年1月1日施行
2. 基本理念 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。 ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。 ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。 ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。 ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。 ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。 ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。 ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。	
3. 国・地方公共団体等の責務等 国・地方公共団体は、基本理念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。 ※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定	
4. 認知症施策推進基本計画等 政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。） 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）	
5. 基本的施策 ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策 ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】 ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策 ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策 ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】 ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策 ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策 ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策 ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】 ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策 ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策 ⑥【相談体制の整備等】 ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策 ⑦【研究等の推進等】 ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等 ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等 ⑧【認知症の予防等】 ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策 ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策 ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力	
6. 認知症施策推進本部 内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の策の作成・実施の推進等をつかさどる。 ※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。	

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

資料：厚生労働省資料

図表 34 「2040 年に向けたサービス提供体制のあり方」検討会 とりまとめ(概要)

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会 ○ 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。 ○ 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。	
2040年に向けた課題 ○ 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加 ○ サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供 ○ 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築	基本的な考え方 ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化 ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保 ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援 ④ 地域の共通課題と地方創生（※）
方向性 (1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等 【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応 ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討 （配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等） ・地域の介護を支える法人への支援	※サービス需要変化の地域差に応じて3分類 【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備 ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応・包括的在宅サービスの検討 【一般市等】サービスを過不足なく提供 ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保 将来の需要減少に備えた準備と対応
(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等 ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上 ※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発 ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築 ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進	(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等 ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続） ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ ※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進
(4) 福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進） ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和 ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援	・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和） ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実 ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

資料：「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会資料（令和7（2025）年7月25日）

② 神奈川県への動向

- 県では、令和6（2024）年3月、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、県の高齢者数と高齢化率がともにピークを迎える令和22（2040）年頃を見据え、「かながわ高齢者保健福祉計画」を改定し、「かながわ高齢者保健福祉計画（第9期）」を策定している。同計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間である。
- 同計画では、介護保険や介護サービスについて、介護保険サービス等の適切な提供、保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上、介護サービス提供基盤の整備、介護現場の改革を4本柱としている。このうち、介護人材の確保は、今回の計画改定のポイントの1つであり、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施することとされている。
- また、急速な高齢化により介護サービスに対する需要が増加・多様化する一方、生産年齢人口が急減している中で、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者へのサービスの質を向上させるため、介護事業所へのロボット・ICT導入や、データにもとづいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図ることとしている。
- 認知症施策も改定のポイントの1つとされており、認知症基本法の施行後、認知症と向き合うアプローチが加速する中、「認知症」を「後天的な脳の障がいによって認知機能が低下し、

日常生活・社会生活に支障をきたした状態」と捉え、未病の観点での認知症へのアプローチとして、認知症未病改善プロジェクトを推進している。具体的には、認知機能低下に伴う、身体機能低下、精神機能低下の悪循環を未病コンセプトにもとづき改善するため、各種機能に関する早期の気付きと、維持・改善・補完などの介入を通じて、総合的に日常生活・社会生活での QOL の維持・向上を目指す取組を実施している。

図表 35 「かながわ高齢者保健福祉計画」改定のポイント

<ともに生きる社会の実現>

- ・地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を図ります。

<当事者目線の高齢者福祉の推進>

- ・介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（介護者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進します。

<認知症とともに生きる社会の実現>

- ・令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開します。認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進めます。

<ケアラーへの支援>

- ・年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進します。

<介護人材の確保>

- ・介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施します。

<科学的介護の推進>

- ・介護事業所へのロボット・ICT導入や、データにもとづいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

資料：神奈川県「かながわ高齢者保健福祉計画」（令和6（2024）年3月）より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 36 神奈川県による認知症施策の体系

認知症施策の総合的な推進	柱 1	主要施策 1	認知症の人に関する理解の増進等
		構成施策①	認知症に関する理解促進
		構成施策②	認知症の人本人からの発信支援
		主要施策 2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
		構成施策①	「認知症バリアフリー」の推進
		構成施策②	地域での見守り体制の整備
		主要施策 3	認知症の人の社会参加の機会の確保等
		構成施策①	認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保
		構成施策②	若年性認知症の人への支援
		主要施策 4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
		構成施策①	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組
		主要施策 5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
		構成施策①	早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備
		構成施策②	保健・医療・福祉の連携強化、医療従事者等の認知症対応力向上の促進
		構成施策③	介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進
		構成施策④	認知症の人の介護者の負担軽減の推進
		主要施策 6	相談体制の整備等
		構成施策①	認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実
		主要施策 7	認知症未病改善の推進及び調査研究等
		構成施策①	軽度認知障害（MCI）への取組
		構成施策②	認知症未病改善の推進

資料：神奈川県「かながわ高齢者保健福祉計画」（令和6（2024）年3月）

③ 市への影響

■高齢者が年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる機会創出や環境整備の促進

国では、「高齢社会対策大綱」にもとづき、高齢者の割合が大きくなる中で、持続可能な社会を築いてくため、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境といった広範な分野において、総合的な政策が推進されている。市においては、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢期における就労や社会活動等多様な活躍の機会が得られる環境の整備を推進していくことが求められている。

■「新しい認知症観」にもとづく認知症施策の推進

認知症基本法の施行後、認知症になっても個人としてできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、認知症と向き合うアプローチが加速化している。県においても、未病の観点での認知症へのアプローチとして、認知症未病改善プロジェクトを推進しており、市においては、これらの動向も踏まえ、認知症の人や家族の参画を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、認知症施策に取り組むことが求められている。

■人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスの提供体制の構築

高齢化や人口減少のスピードなどの違いにより、介護、障害福祉、こどもの福祉等のサービスの将来需要は地域によって異なる。市においては、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、市内各地域のサービス需要に応じた各サービスの提供体制の構築が求められている。また、介護サービスに対する需要が増加・多様化する一方、生産年齢人口が急減しているため、介護人材の確保が求められており、県、国、介護関係団体と連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施することが求められている。

(3) 障がい者福祉

① 国の動向

- ・ 令和4（2022）年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ることとされた。また、地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有することが規定された。
- ・ 令和6（2024）年4月、改正障害者総合支援法が施行され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置が講じられた。
- ・ 令和6（2024）年4月、改正障害者差別解消法が施行された。同法では、行政機関等と事業者（個人事業主やNPO法人等も含む）は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められることとなった（改正法施行前は、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていた）。

図表 37 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要

目的（1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

基本理念（3条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）

- ・国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務（5条）
- ・国民の責務（6条）
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
- ・障害者等の意見の尊重（8条）

基本的施策（11条～16条）

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11条） (4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）

- ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
 - ②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
 - ③関係者による「協議の場」の設置 など
- 国・地方公共団体について
- ①相談対応に当たっての配慮
 - ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条）

- ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(5) 国民の関心・理解の増進（15条）

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）

- ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ②事業者の取組への支援 など

(6) 調査研究の推進等（16条）

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

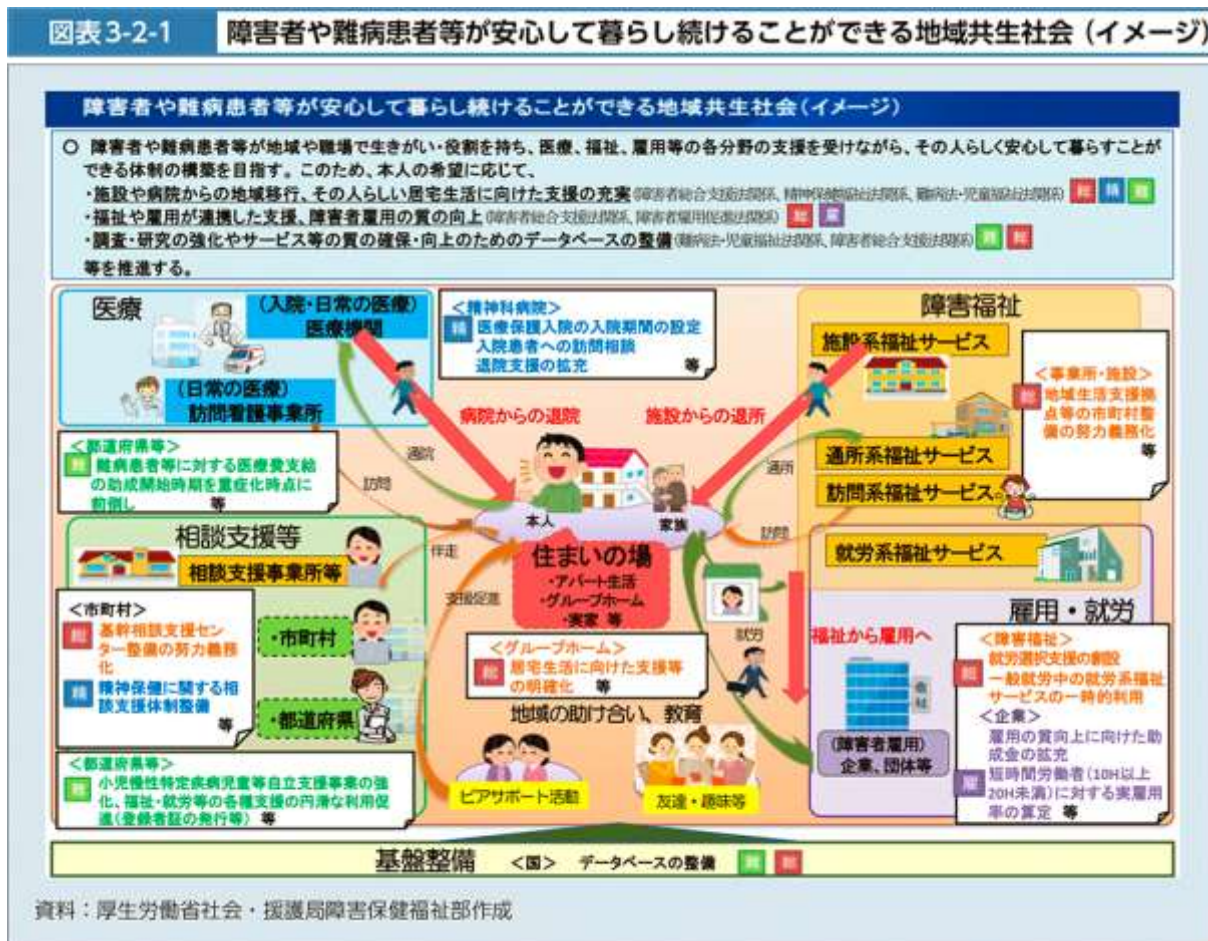
○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）

○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

資料：内閣府資料

図表 38 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)



資料：厚生労働省「令和6年版 厚生労働白書——こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に——」

② 神奈川県の動向

- ・ 県では、平成28(2016)年7月に発生した、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」での事件を受け、事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。
- ・ 令和3(2021)年11月には、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、令和4(2022)年10月、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定した。
- ・ 令和5(2023)年4月には、県全体で当事者目線の障害福祉に関する取組を総合的に、かつ計画的推進を図る基本計画として、「障害者計画」や「障害福祉計画」など障害福祉に関する計画を包含し一本化する形で「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定した。同計画では、一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に、自分らしく暮らすことができるように、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って、次のとおり9つの施策を位置づけて計画を推進している。

図表 39 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」の各論の構成

一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み 1. すべての人の権利を守るしくみづくり 2. とともに生きる社会を支える人づくり 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み 3. 安心して暮らせる地域づくり 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり 一 私たちは、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み 5. 社会参加を促進するための環境づくり 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり 一 私たちは、この憲章（地域共生社会）の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み 7. とともに生きるための意識づくり 8. とともに育つための教育の振興 9. とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

資料：神奈川県「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」（令和5（2023）年4月）より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

③ 市への影響

■障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる体制の構築

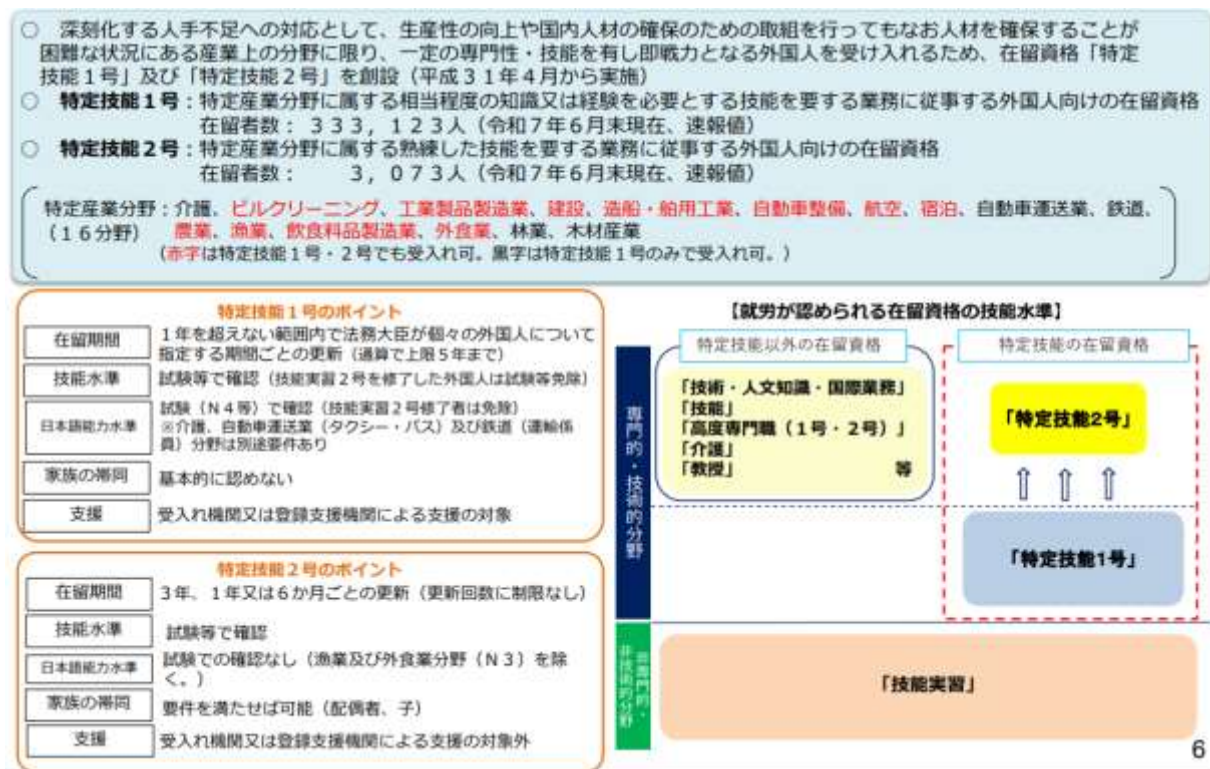
障がい者の権利を守る法体制が整備されつつある。障害者総合支援法や障害者差別解消法など国の制度にもとづき、市においても、障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことのできる体制を構築していくことが求められている。

(4) 多文化共生

① 国の動向

- ・ 人材の確保が困難な一部の産業分野などにおける人手不足に対応するため、平成 30(2018) 年 12 月の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、特定技能制度が創設され、新たに在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」が設けられた。その後、深刻化する人手不足への対応として、令和 5 (2023) 年 8 月から「特定技能 2 号」の対象が 2 分野から 11 分野へ拡大された。

図表 40 在留資格について

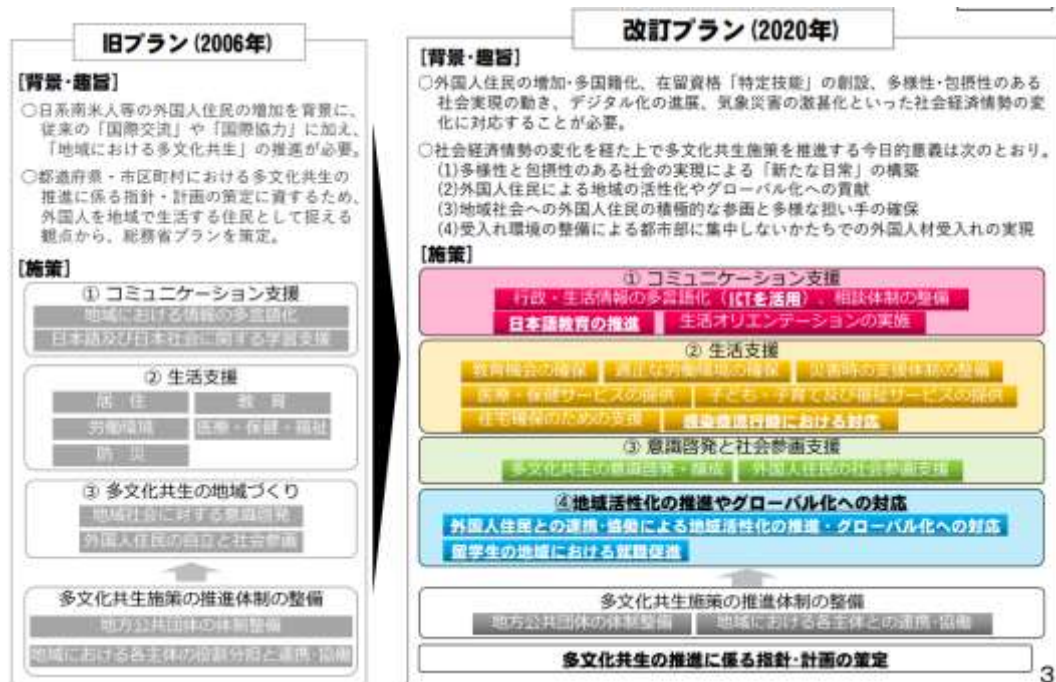


資料：出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（令和 7（2025）年 9 月 30 日）

- ・ 令和 5（2023）年 6 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、同年 12 月 1 日から、ウクライナ避難民など、難民の地位に関する条約上の難民ではないものの、難民に準じて保護すべき外国人を「補完的保護対象者」として認定し、保護する制度が開始された。「補完的保護対象者」として認定された場合、難民と同様に安定した在留資格が付与されるほか、定住支援を受けられるようになった。
- ・ 国は、在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を包括的に推進していく観点から、平成 30（2018）年に短期的な課題への対応を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するとともに、令和 4（2022）年に中長期的な課題及び具体的施策を示した「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進することとしている。

- ・ 総務省では、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設など、大きく変化している社会経済情勢を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」を令和2（2020）年9月に改訂し、地域の実情を踏まえた多文化共生施策を推進することとしている。

図表 41 「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要



資料：総務省「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント（令和2（2020）年9月）

- ・ 令和元（2019）年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体には、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が規定されるとともに、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものと規定された。
- ・ 令和5（2023）年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行された。同法では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念並びに国及び地方公共団体の役割等が定められている。

② 神奈川県の変遷

- ・ 県では、令和6（2024）年3月には、「かながわ国際施策推進指針」を改定し、国際施策の取組を一層推進している。

図表 42 「かながわ国際施策推進指針(第5版)」の概要

1 めざす姿

- ・ 幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現
- ・ 神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開

2 基本目標と施策の方向

(1)基本目標 1 多文化共生の地域社会づくり

【施策の方向】

- ・ 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- ・ 日本語教育の充実
- ・ 外国につながるのある子どもたちへの支援
- ・ 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- ・ 災害時などにおける外国籍県民等への支援
- ・ 多文化理解の促進

(2)基本目標 2 神奈川の強みを生かした国際展開

【施策の方向】

- ・ 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- ・ 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信
- ・ 外国人観光客の誘致促進
- ・ 「マグカル」の推進

(3)基本目標 3 グローバル人材などの活躍促進

【施策の方向】

- ・ 神奈川の特徴を生かした国際交流・協力の推進
- ・ 国際社会で活躍できる人材の育成
- ・ 外国人材の活躍促進
- ・ 外国人材が働きやすい環境づくり

(4)基本目標 4 非核・平和意識の普及

【施策の方向】

- ・ 非核・平和意識の普及

(5)基本目標 5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

【施策の方向】

- ・ 県民活動への支援や協働・連携
- ・ 基地対策の推進
- ・ 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

資料：神奈川県「かながわ国際施策推進指針(第5版)」(令和6(2024)年3月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

- ・ 県では、性的マイノリティの方々への支援を強化するため、令和4（2022）年3月、「かながわ人権施策推進指針」を改定し、性的マイノリティを人権課題の1つとして新たに位置づけた。また、性の多様性に関する理解促進をさらに進めていくためには、県の職員等が性の多様性について正しい知識を持つとともに、抱えている困難等を理解し、相手に寄り添った適切な対応をしていくことが重要との認識のもと、性的マイノリティに関する基礎知識や、性的マイノリティの方々への窓口対応等について掲載した「県職員向け性的マイノリティサポートブック」を作成した。

③ 市への影響

■多文化共生の地域社会づくりに向けた取組の充実

外国籍の人々が増加傾向にあり、多様化も進展している状況を踏まえ、国籍、民族、信仰や文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）がますます重要になっている。外国籍市民も地域で共に暮らす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりへの取組を充実することがより一層求められている。

■日本語教育の総合的な体制づくりや災害時などにおける情報提供・相談対応

「日本語教育の推進に関する法律」に規定されている地方公共団体の責務などを踏まえ、国、県、関係機関などとの連携を強化しつつ、地域における日本語教育の総合的な体制づくりが求められている。特に、災害時や感染症拡大時などには、外国籍市民の不安を軽減できるよう、多言語ややさしい日本語での情報提供・相談対応をはじめ、きめ細かい支援が求められている。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民の理解増進

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念に則り、市においても、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めることが求められている。

（5）男女共同参画

① 国の動向

- ・ 令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」としており、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」としている。令和5（2023）年12月には、計画の一部が変更され、企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標の設定が閣議決定された。
- ・ 毎年6月をめぐに、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」が政府決定されている。
- ・ 令和7（2025）年6月には、いわゆるカスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアル

ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、労働施策総合推進法等が改正された。同改正法には、女性活躍推進法の期限の延長や、男女間賃金差異の情報公表義務の対象企業拡大、女性管理職比率の情報公表の義務化等が含まれる。

- ・ 令和6（2024）年5月、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られた。

図表 43 「第5次男女共同参画基本計画」の一部変更について

企業における女性登用の加速化			テレワーク		
■第5次男女共同参画基本計画における成果目標			■第5次男女共同参画基本計画における成果目標		
項目	現状	成果目標(期限)	項目	現状	成果目標(期限)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合(注1)	—	12% (2022年)(注2)	テレワーク(注4)	—	(注4)
(注1) 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。 (注2) 5次計画の中間年フォローアップの間に、市場再編後の目標を設定予定。			(注4) 具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。		
↓			↓		
■変更後の成果目標			■変更後の成果目標		
項目	現状	成果目標(期限)	項目	現状	成果目標(期限)
東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合(注3)	—	19% (2025年)	テレワーク導入企業の割合	南関東・近畿・東海を除く地域:40.5% 南関東・近畿・東海:57.6% 全国:51.7% (2022年度)	南関東・近畿・東海を除く地域:45.4% 南関東・近畿・東海:60.2% 全国:55.2% (2025年度)
東証プライム市場上場企業のうち、女性の役員が登用されていない企業の割合(注3)	—	0% (2025年)	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(注5)	22.7% (2022年度)	25.0% (2025年度)
(注3) 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者（会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役員者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等）も含む。			(注5) 雇用型就業者のうち、勤務先にテレワーク制度等が導入されている（制度はないが会社や上司等がテレワークをすることを認めている場合を含む）上で、テレワークを実施している人の割合。		

資料：内閣府「第5次男女共同参画基本計画の一部変更について」

図表 44 「女性版骨太の方針 2025(女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025)」の概要

女性版骨太の方針2025(女性活躍・男女共同参画の重点方針2025) 説明資料	
いつでもどこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。	
I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり	
女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。 ⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。	
II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	
各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を獲得、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の軽減を是正し、所得向上・経済的自立を回ることが必要。 ⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。	
III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大	
女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。	
IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現	
どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。 ⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。	
V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化	
一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。	

資料：内閣府「女性版骨太の方針 2025（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025）」

図表 45 労働施策総合推進法等の改正の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）	
改正の趣旨	多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。
改正の概要	1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】 ① カスタマー・ハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマー・ハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。 ※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること ② 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。 ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。 2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】 ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。 ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。 ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。 ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（ブラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。 ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。 3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】 ○ 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。
施行期日	公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1①及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

資料：厚生労働省資料

図表 46 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）	
改正の趣旨	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。
改正の概要	1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】 ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。 ※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択 ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。 ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に対し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】 ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。 ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】 ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。 ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。 ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ④ 家族を介護する労働者に対し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。
施行期日	このほか、平成24年の創設の改正に伴い整備する必要があった地方公務員法第39条第6項について規定の修正等を行う。 令和7年4月1日（ただし、2③は令和6年5月31日、1①及び⑤は令和7年10月1日）

資料：厚生労働省資料

② 神奈川県の動向

- 県では、令和 5（2023）年 3 月、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や関係法令の施行等を踏まえ、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）－すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ－」を策定した。

図表 47 「かながわ男女共同参画推進プラン(第 5 次)」の構成



資料：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）－すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ－」（令和 5（2023）年 3 月）

③ 市への影響

■女性活躍・男女共同参画に向けた取組の一層の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、国や県は、あるゆる分野における男女共同参画、働きやすい環境づくり、性別による役割分担といった無意識の思い込み解消に向けた取組、男女間の暴力の根絶に向けた取組等、多角的な施策を展開している。市においても、職員の役職や審議会等における女性の登用や、男性職員の育児休業取得の推進等の取組が求められるとともに、地域の事業者や団体に対し同様の取組を促進、支援することが求められる。

■仕事と育児・介護の両立支援の推進

令和6（2024）年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（令和7（2025）年4月より段階的に施行）が改正される等、多様な働き方を実現するための法整備が進められている。市においても、職員の育児・介護との両立支援等に取り組んでいくことが求められる。

4. 健康

(1) 健康づくり

① 国の動向

- 厚生労働省は、令和 5（2023）年 5 月、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を告示した。当該方針に基づき、令和 6（2024）年 4 月から、「健康日本 21（第三次）」を開始した。「健康日本 21（第三次）」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進することとしている。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活環境の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要があるため、「より持効性をもつ取組の推進」に重点を置くこととしている。上記ビジョンに向けて、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として取組みを推進している。

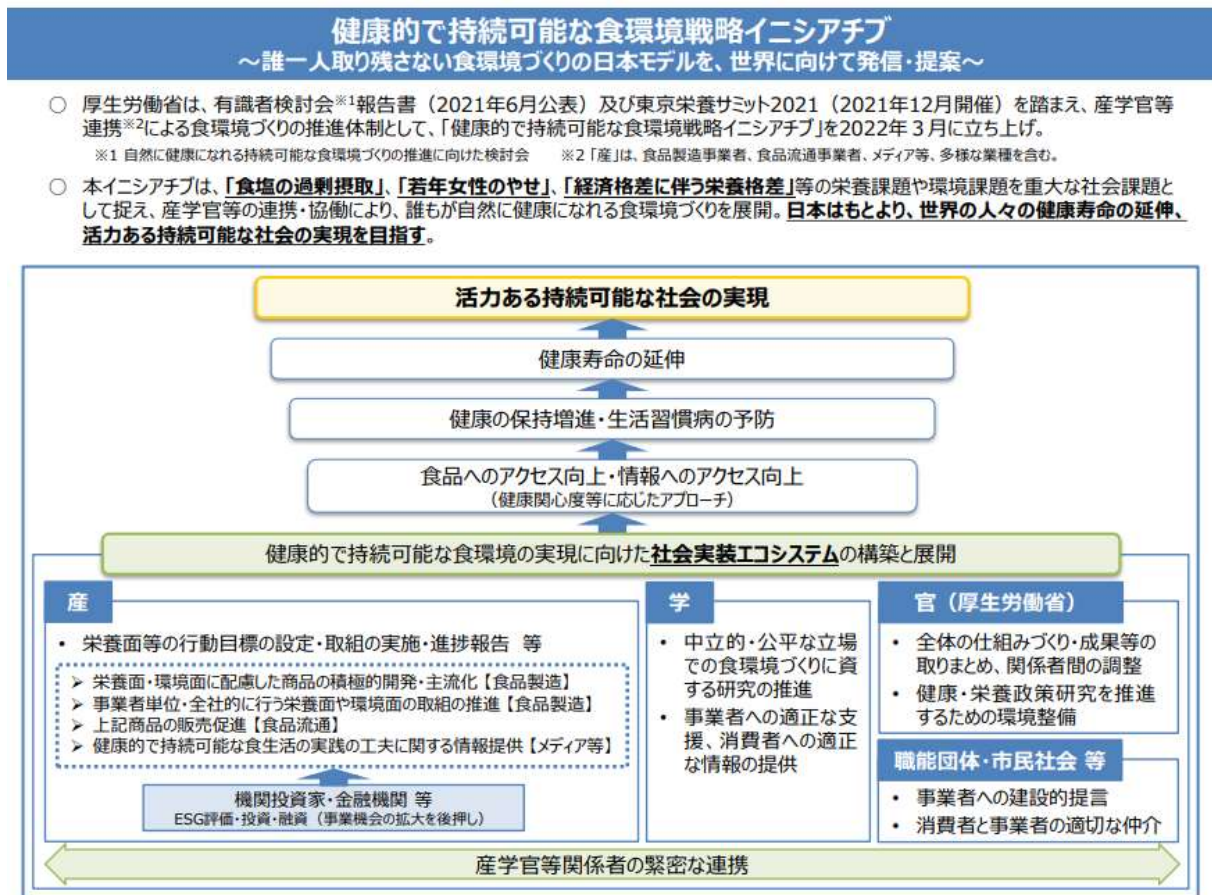
図表 48 「健康日本 21(第三次)」の全体像



資料：厚生労働省「健康日本 21（第三次）の概要」（第 1 回健康日本 21（第三次）推進専門委員会資料 2（令和 5（2023）年 10 月 20 日））

- 厚生労働省では、令和 4（2022）年 3 月、関係省庁の協力を得て、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」を立ち上げた。本イニシアチブでは、事業者がビジネスを通じて栄養課題等に取り組むことについて、産学官等が連携して支援するとともに、各事業者の行動目標、進捗、成果等を社会に広く見える化する仕組みとしている。

図表 49 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の概要



資料：厚生労働省「令和7年版 厚生労働白書」

- ・ 厚生労働省は、令和6（2024）年1月、「健康日本 21（第三次）」における身体活動・運動領域の取組みを推進するため、「健康づくりのための身体活動基準 2013」を改訂し、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 23」を公表した。
- ・ また、「健康日本 21（第三次）」における休養・睡眠領域の取組みを推進するため、令和6（2024）年2月には、「健康づくりのための睡眠指針 2014」を改訂し、「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」を公表した。
- ・ 令和4（2022）年12月、新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び地域保健法が改正された。これにより、感染症法に規定する予防計画において新たに保健所体制についての項目を設けること、都道府県のみならず保健所設置市・区においても予防計画を策定すること、都道府県連携協議会の設置、IHEAT²の法定化等の措置が講じられた。また、基本指針が改正され、保健所が、健康危機への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策

² 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

の拠点として機能が発揮できるよう、国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にするとともに、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等に当たり重要な事項が示された。

図表 50 感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

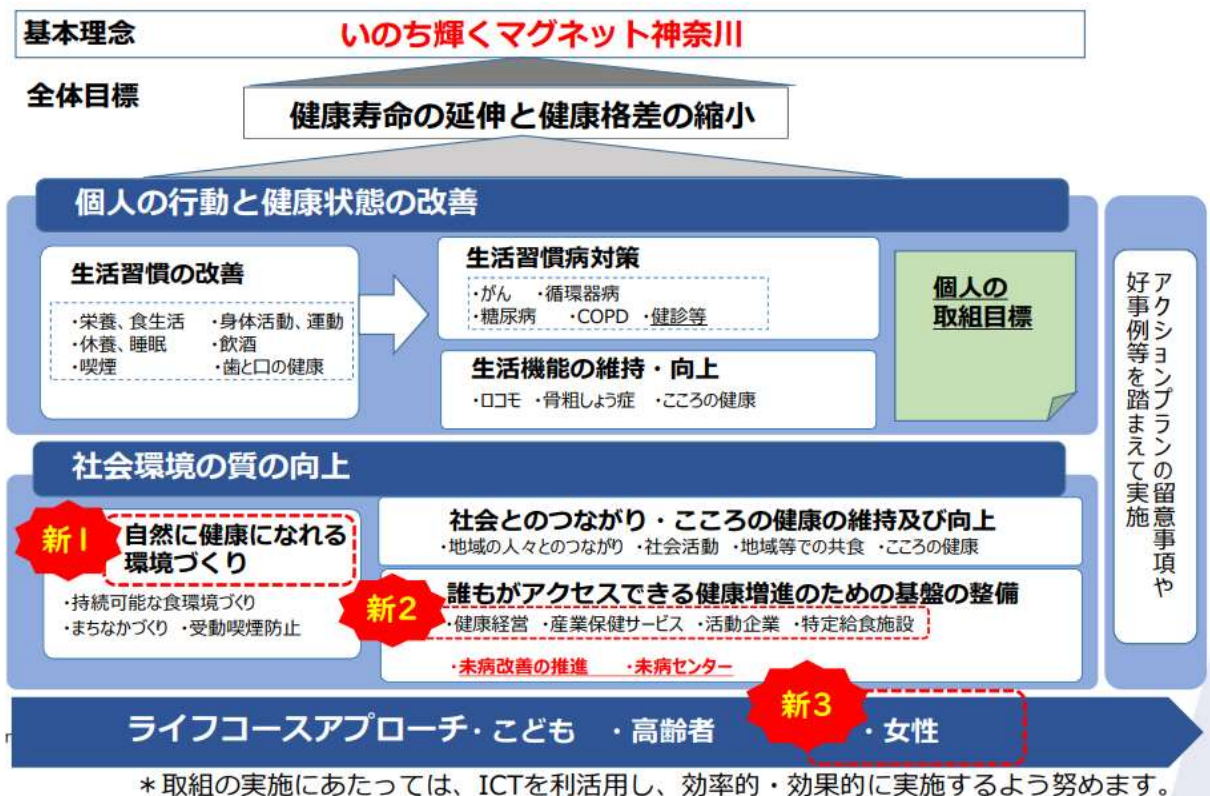


資料：第 50 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料 1（令和 5（2023）年 2 月）

② 神奈川県の方針

- 県では、令和 6（2024）年 3 月、令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度の 12 年間で計画期間とする「かながわ健康プラン 21（第 3 次）」を策定し、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を全体目標に据え、県民の未病改善と行動変容を促す取組を推進している。
- 同プランにもとづき、県では、全ての県民が未病を自分のこととして考え、かながわ未病改善宣言にもとづき「食」「運動」「社会参加」の 3 つを柱とする未病改善に取り組んでもらえるよう、関係機関、市町村等と連携しながら、個人の特性や状況に応じた健康増進施策の展開や、未病改善を気軽に実践するための環境づくり等を推進している。
- また、令和 6（2024）年 3 月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にもとづき、県の施策や方針等を示した「神奈川県感染症予防計画」を作成し、感染症対策を推進している。

図表 51 「かながわ健康プラン 21(第3次)」の概要／概念図



資料：厚生労働省「令和7年版 厚生労働白書」

図表 52 「神奈川県感染症予防計画」の概要

感染症予防計画とは、感染症法第10条により、**感染症の予防の総合的な推進を図るために策定する基本的な計画**であり、感染症対策の方向性を示すもの

計画期間

国の基本指針では、少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更していくとされていることから、本計画もそれに沿って対応

改定の経緯

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が一部改正された。同法に基づく基本指針が改正されたことに伴い、本計画を改定

改定のポイント

- **新興感染症**（法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を基本とする。）への**対応の強化**
- 体制の確保に当たり、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症**への対応を念頭に取り組み、**医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等**について流行の段階に分けて**数値目標を設定**
- 医療機関が講ずべき措置等について、あらかじめ**関係医療機関等と協定を締結**

	流行初期	流行初期以降
【医療提供体制】		
確保病床数	980床	2,200床
発熱外来機関数	350機関	2,200機関
自宅療養者等への医療提供機関数	—	医療機関 900機関 薬局 1,500機関 訪問看護 200機関
後方支援を行う医療機関数	69機関	
派遣可能な医療人材数	—	医療担当従事者 900人 予防等業務関係者 300人
【検査体制(実施件数)】	5,000件/日	20,000件/日
【宿泊療養体制(確保居室数)】	500室	2,900室
【保健所体制(流行開始から1か月間において想定される業務量への対応を想定)】	2,880人	
【平時からの対応】		
協定締結医療機関の8割以上で使用量2ヵ月分以上のPPE備蓄		
保健所や協定締結医療機関の職員は、年1回以上研修・訓練へ参加		
全県で87人のIHEAT要員を確保		
医療措置協定等を通じて必要な体制確保を行い、次の感染症危機への備えを強化		

計画の概要	
基本的な考え方	● 普段から感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた事前対応型行政を推進 ● 神奈川県感染症対策協議会を通じ、平時から関係者が一体となって感染症の発生及びまん延防止の取組を改善
感染症の発生予防	● 感染症の予防のための施策の推進に当たり、流行状況を把握する感染症発生動向調査を実施し、医師の届出や情報の収集、分析、公表等の体制を整備 ● 予防接種による予防が可能であり、県民が予防接種を希望する場合、予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供
感染症のまん延防止	● 感染症のまん延防止のため、患者等の人権を尊重した上で健康診断、検体の採取等、就業制限及び入院措置を実施 ● 積極的疫学調査を的確に実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路を迅速に究明
新興感染症発生時の対応	● 平時から、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援等に関する医療措置協定を締結し、必要な医療提供体制を確保 ● 新興感染症の発生時、まずは感染症指定医療機関を中心に対応し、新興感染症の発生の公表後は協定指定医療機関も加わり、順次対応を強化 ● 医療体制のひっ迫等を防ぐための宿泊施設の確保、外出自粛対象者の療養生活の環境整備、新興感染症の業務に対応可能な保健所体制の確保を推進
その他の感染症の予防推進	● 結核、インフルエンザ、エイズ、性感染症、麻しん、風しん等感染症の特性に合わせた対策を推進

資料：神奈川県「神奈川県感染症予防計画 【概要版】」(令和6(2024)年3月)

③ 市への影響

■個人の特性や状況に応じた健康増進施策の推進

人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化している。国は、「誰一人取り残さない健康づくり」に、県は「食」「運動」「社会参加」の 3 つを柱とする「未病改善」に取り組んでおり、市においても、これらの取組を踏まえ、個人の特性や状況に応じた健康増進施策の展開や、未病改善を気軽に実践するための環境づくりを推進していくことが求められている。

■感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

新型コロナ対応での課題を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び地域保健法が改正され、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等に当たり重要な事項が示された。市においても、新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応や災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が求められている。

(2) 医療体制

① 国の動向

- ・ 令和6（2024）年度から第8次医療計画の運用が開始されている。第8次医療計画のポイントは、①新感染症への対応、②医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保、③医療安全の確保とされている。

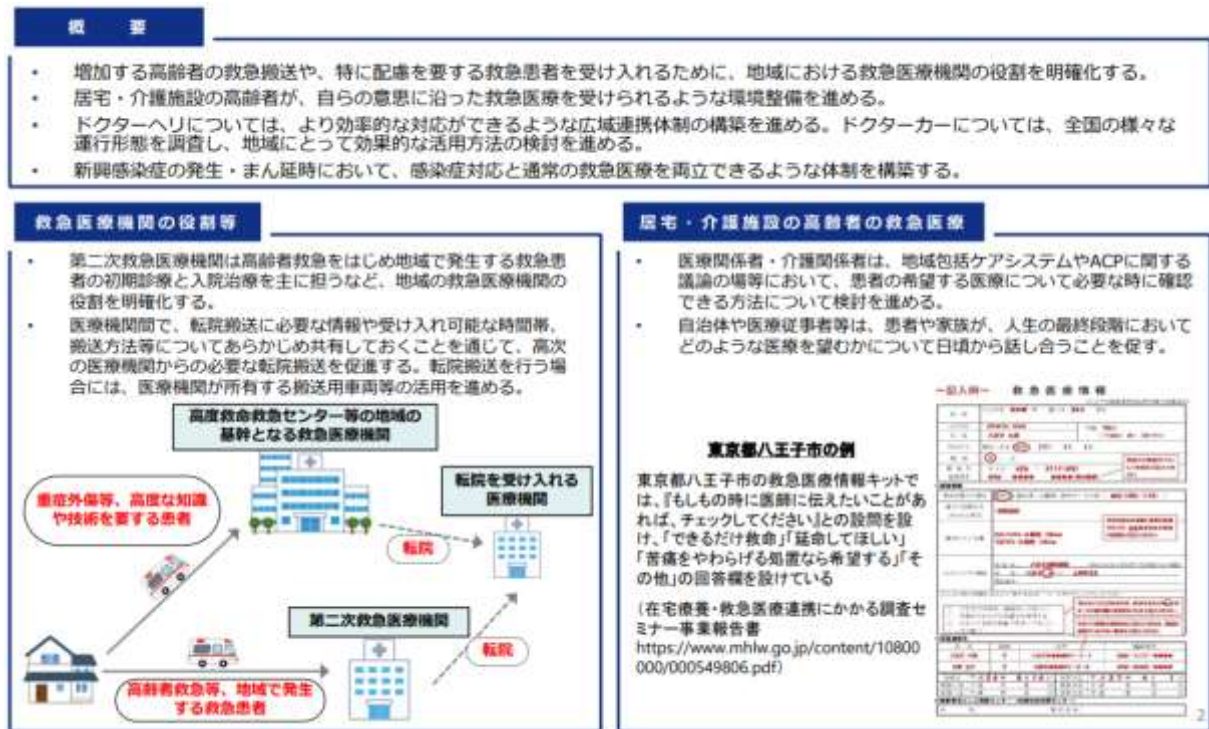
図表 53 第8次医療計画のポイント

全体について	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。 ・ 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加する。 ・ 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について先行して議論を行う。
5 疾病・6 事業及び在宅医療について	・ 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。 ・ 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正難病診断法の内容にも留意。 【産産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。
地域医療構想について	・ これまでの基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、毎年度、対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進することとし、策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況について公表を行う等、着実に取組を推進。 ※2025年以降の地域医療構想の取組のあり方については、2023～2024年度にかけて、中長期的課題について整理し、検討予定。
外来医療について	・ 外来機能報告により得られたデータを活用し、紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化するとともに、地域の外来医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえ外来医療提供体制のあり方について検討を行う。
医療従事者の確保について	・ 2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進。 ・ 医師確保計画の策定において基礎となる、医師偏在指標について精緻化等を実施。 ・ 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、病院と歯科診療所の連携、歯科専門職の確保、薬剤師（特に病院）の確保を進める。 ・ 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進する。
医療の安全の確保等について	・ 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者の理解をより深めるため、研修の受講を推進する。 ・ 相談対応の質の向上を図る観点から、医療安全支援センターの相談職員の研修の受講を推進する。
その他の事項	・ 地域医療支援病院について、医療計画の見直しの際に必要な応じて責務の追加・見直しを検討するとともに、整備目標を定める際には医療計画における新興感染症への対応に関する事項との連携にも留意する。 ・ 医療計画の内容のうち、必要な情報についてはわかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める。

資料：第98回社会保障審議会医療部会資料2（令和5（2023）年6月12日）

- また、第8次医療計画では、救急医療について、増加する高齢者の救急搬送や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化することとしている。また、居宅・介護施設の高齢者が、自らの意思に沿った救急医療を受けられるような環境整備を進めることとしている。

図表 54 救急医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）



資料：厚生労働省「救急医療について（令和5年度第1回医療政策研修会資料）」（令和5（2023）年5月19日）

- 厚生労働省は、令和6（2024）年3月、「新たな地域医療構想等に関する検討会」を設置し、新たな地域医療構想について検討を行った。2040 年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討を進め、同年12月、「新たな地域医療に関するとりまとめ」及び「医師偏在対策に関するとりまとめ」を公表した。

図表 55 新たな地域医療に関するとりまとめの概要

医療提供体制の現状と目指すべき方向性	
85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築 - 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする	
新たな地域医療構想	
（1）基本的な考え方 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進（将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等） - 新たな構想は27年度から順次開始（25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等） - 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める （2）病床機能・医療機関機能 ① 病床機能 - これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ ② 医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告） - 構想区域ごと（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）、広域な観点（医育及び広域診療機能）で確保すべき機能や今後の方向性等を報告 ③ 構想区域・協議の場 - 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）	（3）地域医療介護総合確保基金 - 医療機関機能に着目した取組の支援を追加 （4）都道府県知事の権限 ① 医療機関機能の確保（実態に合わない報告見直しの求め） ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等 - 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可 - 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める （5）国・都道府県・市町村の役割 ① 国（厚労大臣）の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供） ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で決った事項の実施に努める ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用 （6）新たな地域医療構想における精神医療の位置付け - 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

資料：新たな地域医療構想等に関する検討会「新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要」（令和6（2024）年12月）

図表 56 医師偏在対策に関するとりまとめの概要

医師偏在の是正に向けた基本的な考え方	※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成
① 医師偏在対策の総合的な実施 - 医師確保計画に基づく取組を進めつつ、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた総合的な対策を進める ② 全ての世代の医師へのアプローチ - 若手医師を対象とした医師養成過程中心の対策から、中堅・シニア世代を含む全ての世代の医師へのアプローチ	③ へき地保健医療対策を超えた取組の実施 人口規模、地理的条件等から医療機関の維持が困難な地域については、医師偏在指標だけでなく、可住地面積あたりの医師数等の地域の実情を踏まえ、都道府県ごとに支援が必要な地域を明確化の上で対策を実施 ⇒「保険あってサービスなし」との事態に陥る可能性があることから、将来にわたり国民皆保険を維持し、地域の必要な医療機能を確保することが必要であり、全ての関係者が協働することが重要。
今後の医師偏在対策の具体的な取組	
(1) 医師確保計画の実効性の確保 ① 重点医師偏在対策支援区域(仮称)、② 医師偏在是正プラン(仮称) - 今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」と設定し、優先的・重点的に対策を進める - 重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地対協・保険者協議会で協議の上で選定(市区町村単位・地区単位等含む)。 - 医師確保計画で「医師偏在是正プラン(仮称)」を策定。地対協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める - 是正プランは緊急的取組を要する事項から策定、R8年度全体策定 (2) 地域の医療機関の支え合いの仕組み ① 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等 - 管理者要件として医師少数区域等での勤務経験を求める医療機関に、公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院を追加。医師少数区域等での勤務経験期間は6か月以上から1年以上に延長。施行時に柔軟な対応が必要 ② 外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等の仕組みの実効性の確保 - 都道府県から外来医師過多区域の新規開業希望者に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場合への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする	- 要請に従わない医療機関に対する医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮 ③ 保険医療機関の管理者要件 - 保険医療機関に管理者を設け、保険診療に一定期間従事したことを要件とし(医師少数区域等は一定配慮)、責務を課す (3) 経済的インセンティブ - 診療所の承継・開業・地域定着支援(緊急的に先行して実施) - 派遣医師・従事医師への手当増額(保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える)※保険給付と関連の乏しい専従に当たるのではないかと意見あり - 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援 ※これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援 - 医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応をさらに検討。 (4) 全国的なマッチング機能の支援等 - 医師の廻り起こし、現場体験、医師不足地域の医療機関とのマッチングや定着等のための全国的なマッチング支援 (5) リカレント教育の支援 (6) 都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定 (7) 医師偏在指標のあり方 (8) 医師養成過程を通じた取組 (9) 診療科偏在の是正に向けた取組

資料：新たな地域医療構想等に関する検討会「医師偏在対策に関するとりまとめの概要」（令和6（2024）年12月）

② 神奈川県への動向

- 県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、人口減少・高齢化の進展など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、令和6（2024）年3月、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で計画期間とする「第8次神奈川県保健医療計画」を策定している。同計画では、国の医療計画策定指針等にもとづき、①新感染症対策、②医療DXの推進、③ロジックモデルの導入を新たに追加している。
- 救急医療について、「第8次神奈川県保健医療計画」では、円滑で適切な病院前救護活動が可能な体制の整備、重症度などに応じた救護医療提供体制の整備、適切な応急利用の促進等により、心肺機能停止患者の社会復帰率の向上を図ることとしている。また、高齢化の進展に伴う高齢者救急の増加に対応するため、引き続き二次救急医療機関等を中心に急性期治療経過後のリハビリテーション機能を担う回復期リハビリテーション病棟や在宅等急病時の入院受入れ機能を担う地域包括ケア病棟への転換を促進し、高齢者救急における地域完結型医療を推進することとしている。これらの初期救急・二次救急をはじめとした救急医療提供体制の整備にあたっては、医師の働き方改革を念頭に、救急医療の提供に必要な支援等を行うことや、適切な救急利用の促進に向け、救急医療体制に関する理解や適切な医療機関の選択等に係る適正受診を促進することとしている。
- 改正医療法の規定により、都道府県には、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を示す「地

域医療構想」の策定が義務づけられたことを踏まえ、平成 28(2016)年 10 月に令和 7 (2025) 年までを対象期間とする「神奈川県地域医療構想」を策定した。地域の医療関係者等の意見聴取の場として、県内 8 つの地域で「地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）」を設置し、地域の意見を聴きながら地域医療構想を推進しており、今後、令和 7 (2025) 年以降に新たな地域医療構想を策定する予定としている。

③ 市への影響

■全ての地域・世代の患者が適切な医療・介護を受けることができる、持続可能な医療提供体制の構築

国は、85 歳以上の増加や人口減少がさらに進む 2040 年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制の構築を推進している。県は、今後、新たな地域医療構想を策定する予定としており、相模原地域医療圏においても、生産年齢人口の減少を踏まえた医療機関の役割分担や、病床だけではなく、かかりつけ医を含めた外来・在宅や介護も含めた地域医療のあり方などについて検討していくことが求められる。

■居宅・介護施設の高齢者が自ら意思に沿った救急医療を受けられるような環境整備の推進

第 8 次医療計画では、増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割が明確化された。県も、高齢化の進展に伴う高齢者救急の増加に対応するため、高齢者救急における地域完結型医療を推進している。市は、居宅・介護施設の高齢者が、自ら意思に沿った救急医療を受けられるよう、医療従事者等と連携しながら、患者や家族が、人生の最終段階においてどのような医療を望むかについて日頃から話し合うことを促すなど環境整備を推進していくことが求められる。

5. 防災・防犯

(1) レジリエンス社会の推進

① 国の動向

- ・ 平成 25 (2013) 年 12 月 4 日に「国土強靱化基本法」が成立、同年 12 月 11 日に施行され、平成 26 (2014) 年 6 月 3 日に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。
- ・ 同計画に位置づけられる実施計画として、平成 30 (2018) 年 12 月 14 日に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が策定、閣議決定され、令和 2 (2020) 年 12 月 11 日に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年緊急対策」が策定、閣議決定された。
- ・ 「国土強靱化基本計画」(令和 5 (2023) 年 7 月 28 日閣議決定)では、国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化において、気候変動や GX、パンデミック下における大規模自然災害や、災害関連死、コロナ禍における自然災害対応を位置づけた。
- ・ さらに、国土強靱化を推進する上での基本的な方針において、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「地域における防災力の一層の強化(地域力の発信)」を新たな柱とし、これを含め、基本的な方針の 5 本柱を位置づけた。
- ・ 令和 7 (2025) 年 6 月 6 日には令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2032) 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 1 次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定し、計画期間内に実施すべき施策 326 施策と、推進が特に必要となる施策 114 施策 234 指標を位置づけた。

図表 57 国土強靱化基本計画(概要)



資料：内閣官房「国土強靱化基本計画（令和5（2023）年7月28日閣議決定）（概要）」

図表 58 第1次国土強靱化実施中期計画(概要)

[illegible]

出所：内閣官房「第1次国土強靱化実施中期計画（概要）」

- ・ 経済産業省は、経済産業政策の新機軸において、「レジリエンス社会の実現」を取組分野の一つに位置づけており、防災対策の社会実装の推進による経済成長と、我が国の災害対応における社会課題の解決の両立を進めるものとしている。
- ・ 気候変動に伴う自然災害等への適応ビジネスの市場は世界的な成長が見込まれており、国内のみならず、海外の成長市場獲得にも期待がなされている。

図表 59 経済産業政策の新機軸

「経済産業政策の新機軸」における検討

- 「新機軸」は、**世界的な社会課題を起点に**（ミッション志向）、長期持続的な成長が見込まれる市場を、官も一歩前に出ながら、**5-10年腰を据えて構築**することを目指す。
- これら施策を通じ、**国内投資・イノベーション・所得向上の3つの好循環の実現**を目標とする。

1. ミッション志向の産業政策

世界的な社会課題であって、国内で対応する意義がある分野
（＝人口減少が続く日本で積極的に挑戦しがいのある分野）
で、官も一歩前に出て、魅力的な確たる製品・サービス市場を構築

- ①炭素中立型社会の実現
- ②デジタル社会の実現
- ③経済安全保障の実現
- ④新しい健康社会の実現
- ⑤災害に対するレジリエンス社会の実現
- ⑥バイオものづくり革命の実現

2. 経済社会システムの基盤の組替え (OS組替え)

国内のヒト・モノへの投資や所得上昇が行われやすくなるよう、労働市場・資本市場・行政を、官も一歩前に出て刷新

- ①人材
- ②スタートアップ・イノベーション
- ③グローバル企業の経営：価値創造経営
- ④徹底した日本社会のグローバル化
- ⑤包摂的成長（地域・中小企業・文化経済）
- ⑥行政：EBPM・データ駆動型行政

経済秩序の激動期において取り組むべき分野

- ①成長志向型の資源自律経済の確立 ②Web 3.0の可能性と政策対応

〔出所〕 東京経済産業政策新機軸部会（2022年11月2日）資料に基づく作成。

2

出所：経済産業省「「レジリエンス社会の実現」に関する検討の経緯及び今後の方向性」（令和4（2022）年12月）

図表 60 適応ビジネスの市場規模の見込み

適応ビジネスの市場規模は世界的に成長する見込み

- 気候変動に伴う自然災害の増加等により、適応に関するビジネスの市場規模は増加見込み。発展途上国における適応のコストは最大で、2030年までに年間40兆円、2050年までに年間67兆円に達する試算が示されている。
- 国内でも市場規模の増加が推計されており、2030年までに2兆円を超える見通しが示されている。



出所：経済産業省「レジリエンス社会の実現」に関する検討の経緯及び今後の方向性（令和4（2022）年12月）

② 神奈川県の方針

- ・ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25（2013）年12月11日公布・施行）にもとづき、「神奈川県国土強靱化地域計画」を平成29（2017）年3月に策定し、現計画は災害対策基本法等の改正や国土強靱化に係る国の動向を踏まえ、令和4（2022）年3月に修正された。
- ・ 「神奈川県地震防災戦略」（令和7（2025）年3月策定）では、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を対象として、大正型関東地震の死者数の半減を減災目標とし、「災害に弱い立場に目を向ける」「DXの推進」「まちづくり」「自助、その延長にある共助」「フェーズフリー」の5つを施策の方向性・視点として位置づけている。
- ・ 神奈川県中小企業団体中央会では、県内中小企業向けに、非常時のBCP・事業継続力強化に向けたレジリエンス経営の必要性等のセミナーを開催するなどしている。

図表 61 神奈川県地震防災戦略



出所：神奈川県「神奈川県地震防災戦略（概要）」

③ 市への影響

■国土強靱化実施中期計画への対応

国土強靱化実施中期計画において、国土強靱化の更なる推進に向けた重要施策が多く位置づけられおり、神奈川県防災戦略では、県民総ぐるみで、いのちを守る、防災・減災対策を進める必要性が示されている。市においては、地域防災計画や国土強靱化地域計画及びアクションプランにおいて、国や神奈川県の動向を踏まえた対応が求められる。

■レジリエンス社会の実現に向けた市民・事業者との連携

レジリエンス社会の実現に向けては、国土や都市基盤が強靱であるだけでなく、経済・産業も強靱であり、防災対策の実装を通じた経済成長と、我が国の災害対応における社会課題の解決の両立が位置づけられている。市は、基礎自治体として、市民・市内事業者を巻き込みながらレジリエンス社会の実現に寄与することが市の成長と危機管理体制の強化につながると考えられることから、こうした取組を推進することが求められている。

(2) 被災者支援の充実

① 国の動向

- ・ 令和6年能登半島沖地震の教訓を踏まえ改正された「改正災害対策基本法（令和7（2025）年法律第51号）」（令和7（2025）年7月1日施行）では、被災者支援の充実として「被災者に対する福祉的支援等の充実」「広域避難の円滑化」「被災者援護協力団体」の登録制度の創設「防災DX・備蓄の推進」が位置付けられた。
- ・ 同法において福祉的支援では「福祉サービスの提供」の明記や、広域避難では避難元・避難先自治体の情報連携の推進・広域避難者への情報発信、市町村が作成する被災者台帳への都道府県の支援の明記がなされた。
- ・ 同改正法により、「災害救助法」（令和7（2025）年7月1日施行）が改正され、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、災害時の都道府県知事等の従事命令の対象として「福祉関係者」が新たに規定されたとともに、その範囲に保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法にもとづく相談支援員らが位置づけられた。
- ・ さらに、医療関係者の範囲に、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士が追加された。
- ・ 内閣府は「「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進のための取組事例集」を取りまとめ、災害時の高齢者等要支援者への対応や対応体制に係る取組事例を公表している。
- ・ 厚生労働省では、災害時要配慮者の福祉的ニーズに的確に対応するため、各都道府県において「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を組成・派遣すること等によって災害時の支援体制を確保することを目的に、「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し、令和7（2025）年6月24日に各都道府県宛に「災害時の福祉支援体制の整備について」通知を行った。

図表 62 改正災害対策基本法等の概要

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

車中泊への対応

高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

炊き出し

被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

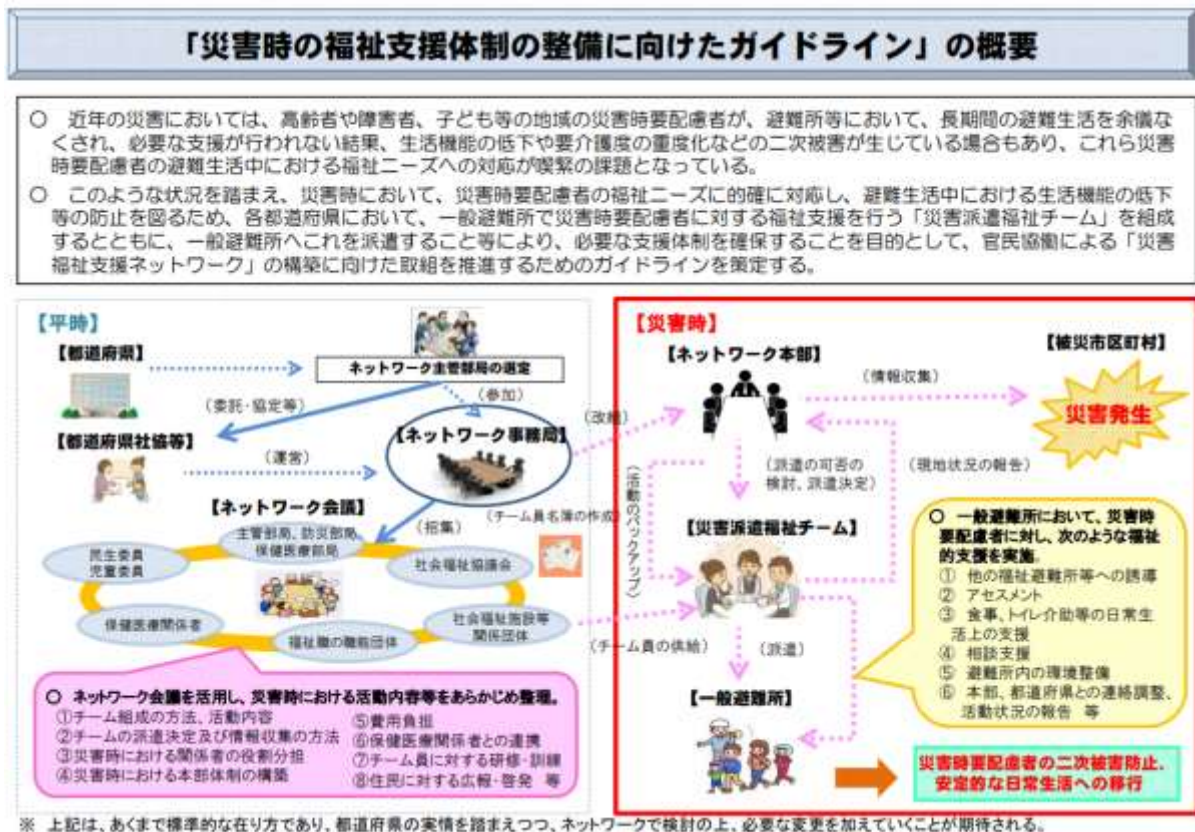
3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

水道の復旧
(被災した浄水場)

公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日／令和7年7月1日

資料：内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7（2025）年法律第51号）（概要）」

図表 63 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの概要



出所：厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要」

② 神奈川県動向

- ・ 「神奈川県地震防災戦略」（令和 7（2025）年 3 月策定）では、重点プロジェクトとして「要配慮者対策」「災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化」を位置づけている。
- ・ 「要配慮者支援対策」では、要配慮者本人や家族の自助と、避難を支える共助の仕組みの充実化を進めることとしている。
- ・ 「災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化」では、関係団体との連携、災害時医療品等の供給体制の整備、災害時医療の DX に取り組むこととしている。
- ・ 県は、「災害時福祉支援ポータルサイト」を開設し、災害福祉に関する取組や情報を紹介している。
- ・ 平成 28 年より大規模災害時における要配慮者の支援を目的に、福祉専門団体等の関係機関で構成される「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」を組織し、連絡会を通じて意見交換・情報交換が行われている。
- ・ また、かながわ災害福祉広域支援ネットワークの構成団体の協力の下で、災害時に必要な支援を行う福祉専門職等で構成される「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川 DWAT）」が令和 2（2020）年度より設置されている。

図表 64 神奈川県地震防災戦略の重点プロジェクト

重点プロジェクト一覧	
PJ1 防災におけるDXの推進	PJ6 要配慮者対策
PJ2 防災に関する知識・意識の向上	PJ7 地域防災の体制強化
PJ3 減災に資するインフラ整備	PJ8 災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化
PJ4 建築物の耐震対策の推進	PJ9 災害時応急・受援体制の強化
PJ5 避難対策の強化	PJ10 被災者の生活再建と被災地の迅速な復旧

出所：神奈川県「神奈川県地震防災戦略（概要）」

図表 65 かながわ子ども・若者みらい計画の主要施策

神奈川県災害派遣福祉チーム ディーワット

神奈川DWAT

Disaster Welfare Assistance Team

わたしたち神奈川DWATは、災害時に、避難所等に避難する、高齢者や障がい者などの配慮が必要な方や困っている方の福祉ニーズに対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、福祉支援を行うチームです。

いつ

大規模災害が発生した場合、地震、風水害、火災など

だれが

社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャーなど

どこで

一般避難所、福祉避難所等、体育館、学校、会館、ホテル、民家など

だれに

避難生活により生活が困難な方、要介護者、障がい者、高齢者、妊産婦など

どのように

介護、福祉、医療関係者、ボランティアなどと連携しながら

派遣の流れ

- 1 派遣依頼
- 2 派遣協賛派遣決定
- 3 派遣調整チーム編成
- 4 チーム派遣

被災市町村 → 神奈川県 → 神奈川DWAT事務局（神奈川県社会福祉協議会）

平時の活動

- 市県法人等における受援体制の検討
- 各種研修、訓練への参加
- 地域への周知、啓発など

神奈川DWATの主な活動

心身の状態の把握（アセスメント）

避難者の、「こころ」と「からだ」の状態を確認し、必要な支援につなげます。

主な関係機関との調整

聞き取りした内容により、必要に応じて福祉避難所への誘導や、福祉・介護サービスの利用調整等を行います。

相談支援

避難生活において感じる不安や困りごとなどの相談に応じ、必要な支援につなげます。

避難生活の環境整備

避難所等で安心・安全に過ごせるように、プライバシーを確保できる個室や、冷暖房のない通風の確保などの環境づくりを行います。

かながわ災害福祉広域支援ネットワークについて

大規模災害が発生した場合、県内各地に分散した市町村などの福祉関係団体と連携し、災害時に必要な支援や物資の提供などを実施する（災害時要援護者）を支援するため、平成28年7月に発足しました。

ネットワーク構成団体一覧（令和7年7月時点）

- 神奈川県介護福祉専門協議会、神奈川県介護福祉士会、神奈川県障害者福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県社会福祉士会
- 神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会、神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会
- 神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会、神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会
- 神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会、神奈川県障害児福祉協議会、神奈川県障害児福祉協議会連合会

事務局

神奈川県地域福祉課 災害福祉グループ
電話：045-285-0363
メール：sangatokushi-gak@pref.kanagawa.lg.jp

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部
電話：045-313-8802
メール：haken@knoy.jp

出所：神奈川県「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）」チラシ

③ 市への影響

■多様なニーズを捉えた防災福祉の推進

高齢化の更なる進展に対応した災害時要配慮者への対策が急務である。災害時要配慮者の様々なニーズを的確に捉え、災害対策基本法や災害救助法における福祉サービスの提供等の位置づけと市の災害時要配慮者の社会的・地理的特徴を踏まえ、的確に防災福祉の推進に取り組むことが求められる。

■平時からの関係機関との連携・協力による災害医療・保健・福祉体制の強化

災害時の福祉ネットワークの構築に向け、『災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン』が策定されるなど、関係機関が連携した、災害時の福祉支援体制の強化が重要な取組課題となっている。医療・保健・福祉体制は、市単体での対応に限界もあることから、県や近隣自治体とも協働・連携し、平時からの関係構築に努め、対応体制を強化することが求められる。

■被災者支援の充実と受け入れ態勢の強化

首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、超広域的に被害をもたらす災害リスクの高まりにより、全国的に広域避難及びその受け入れ態勢の強化に対するニーズが高まっている。市では令和6年能登半島沖地震では市営住宅の一次提供や避難先での下水道・簡易水道利用料などの生活インフラの使用料の減免等様々な支援を行っており、こうした経験を活かし、市民の日常生活を担保しつつも、県や近隣自治体、九都県市との連携を通じた避難者の支援・受け入れ態勢の強化が求められる。

(3) 安全な住環境の形成

① 国の動向

- ・ 人口減少・少子高齢化、建物の老朽化を背景に、全国的な空家の増加がみられる。こうした中で、平成27(2015)年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、外部不経済をもたらす有害空家等の除去等に関して、助言、指導、勧告、命令、及び措置が履行されない場合の代執行が可能となった。
- ・ 令和5(2023)年6月に改正法が施行され、国や自治体の施策に関する所有者への協力に係る努力義務や、市区町村において空家等推進活用区域の設定が可能となるなど、空き家対策が強化された。

図表 66 「空家等対策の推進に関する特別措置法」改正の概要



出所: 国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)」について 改正法の条文・概要等 概要1」

- 改正所有者不明土地法（令和4（2022）年改正）において、都道府県知事が所有者不明土地の収用を裁定可能とする収容所有者土地を円滑に利用する仕組みや、管理不全所有者不明土地に対して、各知所有者がいない場合や、権限上実施できない場合等は市長村長が代執行を行うことができたり、裁判所が所有者不明土地管理人等を選任し、裁判所の許可があれば売却も可能となる管理人による管理を実施できたりする、所有者不明土地を適正に管理する仕組み等が位置づけられた。
- さらに、所有者探索の合理化に向けた固定資産課税台帳を利用可とする方針も位置づけられた。

図表 67 改正所有者不明土地法の概要



出所：国土交通省「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）」

② 神奈川県の動向

- ・ 県は、「神奈川県空家等対策計画（モデル計画）」を策定し、空家法第7条にもとづく空家等対策計画の策定を行う市町村における同計画策定支援を行っている。
- ・ 県居住支援協議会は国交省からの補助を受け、市町村による空き家対策への取組支援に向け、「特定空家等の判断マニュアル（案）」「管理不全空家等及び特定空家等の判断マニュアル（案）」「空き家の内部動産処分・管理手法マニュアル（案）」を策定しているほか、空き家相談窓口の一元化と汎用化を目的とした「空き家相談テキスト」を作成している。
- ・ 自治体向けだけでなく、空き家にしない「わが家」の終活ノートや、空き家の利活用事例等についてのリーフレット「空き家を未来へつなぎましょう」を作成しているほか、県内の空き家利活用に対する意識向上に向け、空き家利活用の見学ツアーや空き家利活用現場の体験活動を行うなどし、自治体だけでなく、市民・所有者に対する意識啓発・行動変容に向けた取組を行っている。

図表 68 神奈川県空家等対策計画(モデル計画)

平成 27 年 5 月 26 日にいわゆる空家等対策特別措置法が全面施行され、各市町村において各種対策が進みつつあるところですが、空家等対策の総合的な強化を図るため、空家等対策特別措置法が改正され、令和 5 年 12 月 13 日に施行されました。

これを受けて、市町において、新たに空家等対策計画の策定や、既に策定している空家等対策計画についても、改定を検討する動きがあります。

今般、県は、空家等対策特別措置法に定める市町村支援の一環として、指針となるモデル計画を改定しました。空家等対策に必要な事項が全て網羅されているとは限りませんが、必要な部分は参考にさせていただき、記載が不十分な部分については加筆していただくなどして活用していただければ幸いです。（必ずしも本モデル計画をたたき台にする必要はありません。）

なお、本モデル計画は、既に策定済み及び策定中の市町の空家等対策計画を否定するものではありません。

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

〇〇市空家等対策計画

はじめに

令和 5 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、本市の空き家は 00,000 戸あり、空き家率は 00.0% となっています。その内訳を見ますと、別荘等の二次的住宅が 0,000 戸、賃貸用の住宅が 00,000 戸、売却用の住宅が 000 戸及び転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在となっているようなその他の住宅が 0,000 戸となっています。これらの住宅のうち、建物の老朽化等により腐朽が認められる住宅が合計で 0,000 戸あり（表 1）、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が生じています。

さらに、本市には持ち家に住む単身高齢者世帯が 〇〇〇〇 世帯あり、5 年前に比べ 〇 倍に増えている（表 2）ことや、本市の住宅総数（00,000 戸）が本市の世帯総数（00,000 世帯）を上回っている（表 3）ことから、今後、空き家は増加すると見込まれます。

（表 1）本市の空き家の状況（総務省：住宅・土地統計調査）

	総住宅数 (A)	空き家数の内訳				空き家総数 (F) = (B) + (C) + (D) + (E)	空き家率 (F) / (A) %
		二次的住宅 (B) (※1)	賃貸用の住宅 (C)	売却用の住宅 (D)	その他の住宅 (E) (※2)		
R 5 戸数	000,000	0,000	00,000	000	0,000	00,000	00.0
うち腐朽あり	-	00	000	00	00	0,000	-

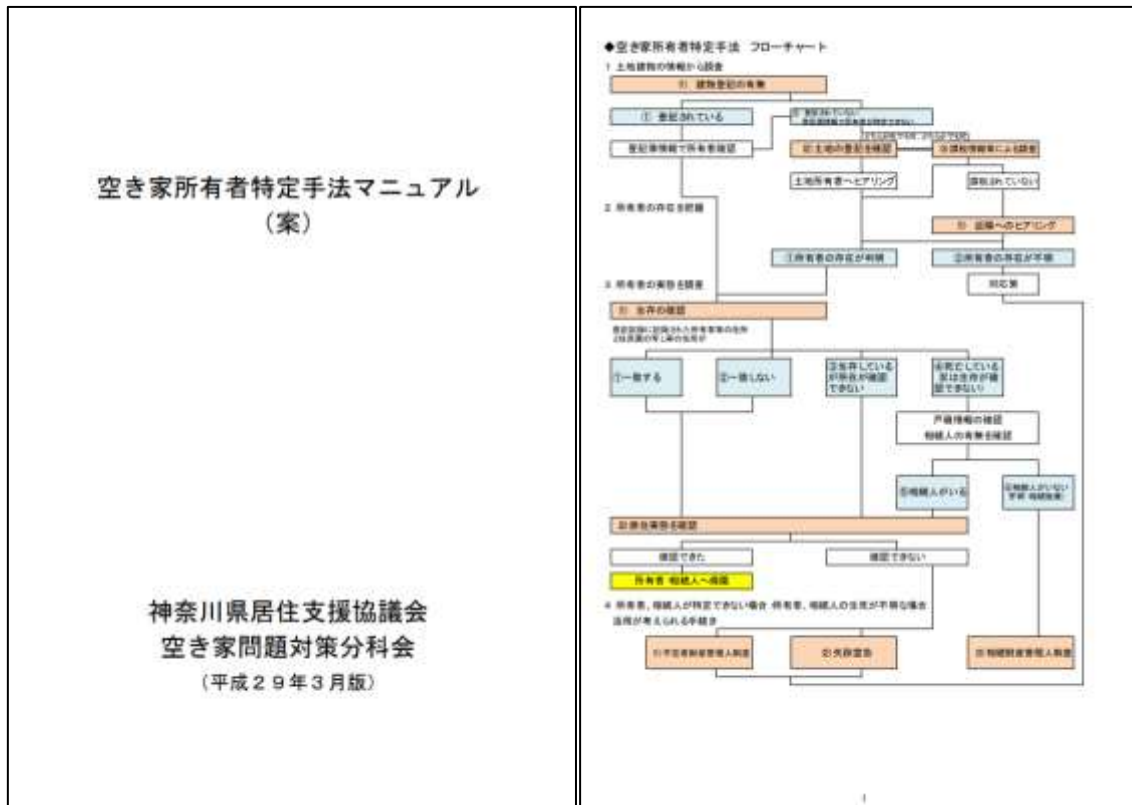
（※1）二次的住宅：別荘等

（※2）その他の住宅：転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅

令和 5 年度住宅・土地統計調査では「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く
空き家」に名称が変更されている

出所：神奈川県「神奈川県空家等対策計画（モデル計画）」

図表 69 空き家所有者特定手法マニュアル(案)



出所：神奈川県「空き家所有者特定手法マニュアル（案）」

図表 70 空き家にしない「わが家」の終活ノート



出所：神奈川県「空き家にしない「わが家」の終活ノート」

③ 市への影響

■高齡化の進行に伴う空き家の実態把握と対策の強化

一般的に、空き家の所有者の多くは高齢者といわれており、今後の高齡化の進行に伴い、空き家対策が十分に行われず、かつ、所有者不明空き家が増加することが考えられる。市においては、管理不全空き家や所有者不明空き家となる前に、空き家とその所有者の実態把握に努め、外部不経済の防止に向けた所有者とのコミュニケーションを強化することが求められる。

6. 都市基盤

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの推進

① 国の動向

- ・ 国土交通省は平成 26（2014）年 7 月に公表した国土計画「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」において、人口減少下における地域構造のキーワードとして、各種サービスを効率的に提供するために集約化（コンパクト化）しつつ、都市機能に応じた圏域人口を確保するために各地をネットワークでつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げた。
- ・ また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するために、都市再生特別措置法の改正（平成 26（2014）年 8 月施行）により市町村マスタープランの高度化版である立地適正化計画制度が創設され、市区町村は都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定することで各種特例措置・税制措置を受けることが可能になるなど、コンパクトなまちづくりのための支援制度が整備された。
- ・ さらに、地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26（2014）年 11 月施行）により、市区町村は事業者との協議の上、地域公共交通に関するマスタープランである地域公共交通網形成計画を策定することが可能となった。また、事業者等の同意の下で地方公共交通の再編のための具体的取組を定める地方公共交通再編実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることで、関係法令の特例や重点的な支援を受けることが可能となった。
- ・ 令和 2（2020）年 11 月施行の地域公共交通活性化再生法の一部改正により、地域公共交通網形成計画は地域公共交通計画に名称変更され、公共交通以外の移動サービスも含めたより包括的な計画となった。
- ・ 令和 5（2023）年 7 月一部施行 10 月全面施行の地域公共交通活性化再生法の改正では、ローカル鉄道やバス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みが創設・拡充されるとともに、支援の対象とする事業に交通 DX・GX を推進する事業が加えられた。
- ・

図表 71 コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度



資料：国土交通省「都市計画制度の概要 立地適正化計画制度」

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Ftoshi%2Fcity_plan%2Fcontent%2F001855759.pptx&wdOrigin=BROWSELINK 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 72 地域公共交通計画作成のメリット

メリット1 地域公共交通政策の「憲法」

地域公共交通計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域公共交通の持続的な提供を行います」という宣言文です。地域の方々から寄せられる個別の要望にも、地域公共交通の全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答することができるようになります。また、事業実施に当たっての住民・議会への説明、予算要求時の財政協議などに際し、“法定の”計画に事業が位置付けられていることが根拠となります。

さらに、地域の関係者は協議への“応諾義務”や“結果の尊重義務”が法律に定められており、行政の強いリーダーシップのもと、取組を推進することが可能となります。

メリット2 まちづくり施策や観光施策との連携と協働の強化

地域交通法では、まちづくり施策や観光振興施策と連携した地域公共交通の持続的な提供について明記されています。また、他分野との連携により生み出されるクロスセクター効果は、交通事業の推進だけでなく、関係分野の事業推進や、類似・重複する事業の統合・効率化などにもつながります。

メリット3 関係者間の連携と協働の強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、行政・交通事業者・地域団体等のアクションプランを立てることができるとともに、新たな問題を解決するための方針を話し合うこともできます。また、こうした関係者間の連携・協働の強化を継続することは、行政担当者を含めた交通関連人材の育成につながり、継続期間が長いほど、また、頻度が高いほど、地域全体としてのスパイラルアップにつながります。

メリット4 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

地域公共交通計画は単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域内で運行を行う交通事業の連携を促進させ、効率的な地域公共交通の充実化につなげるための計画として位置付けています。地域公共交通計画の作成をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、地域公共交通全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者で議論したりすることができます。そのため、MaaS等の導入を検討されている地域の方々にとっても重要な位置付けとなる計画です。

メリット5 地域における公共交通施策の継続性

多様な関係者との協議を経て作成された地域公共交通計画が定められていることで、担当職員の異動が発生した際にも、政策の継続性が確保されます。

また、計画に目標とそのPDCAが位置付けられていることで、定期的なチェックが行われるなどモニタリング機能が働くこととなり、突発的な利用者減少や路線廃止などを早期に察知し、対応を検討することが可能となります。

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第4版 理念編」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633211.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月

31日

② 神奈川県の変向

- ・ 県は、令和3（2021）年3月改定の「かながわ都市マスタープラン」において、これからの都市づくりの課題の一つに「地域の実情にに応じた『コンパクト＋ネットワーク』による都市づくり」を挙げ、首都圏において各地域の個性を生かした「多対多」の面的な対流を創出すること、及び県内において地域の実情に応じた持続可能な集約型の都市づくりを進めることを目指している。
- ・ また、令和6（2024）年3月策定の「新かながわグランドデザイン 基本構想」において、県土・まちづくりに関する政策の基本方向として、地域の個性や魅力を生かしながら都市機能の集約を進めることや、総合的な交通ネットワークを形成することを挙げている。

③ 市への影響

■市内におけるコンパクト＋ネットワークの形成

国や県はコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しており、支援策を用意している。市は、策定した立地適正化計画に従い、住民に最も近い自治体として、市民生活の実態に即した市内における都市機能と居住機能の集約及び交通ネットワークの充実を図ることが求められる。

■他都市と連携した圏域ネットワークの形成

県は、単一の市内や県内だけでなく首都圏全体において面的な対流を創出することを目指している。市においては、他市区町村や都県との調整を通じて広域的なネットワークを形成し、その中で拠点機能を発揮することが求められる。

(2) 交通空白の解消

① 国の動向

- ・ 人口減少・少子高齢化が進展する地域では、需要の減少と人手不足に伴う日常生活を支える各種サービスの再編やそこへのアクセスを担うバス・鉄道などの公共交通の衰退、高齢化に伴う運転免許の返納の進展などにより、日常生活における「移動」の問題が深刻化している。
- ・ 令和5（2023）年9月、国土交通省は「デジタル田園都市国家構想実現会議」の下に、関係する12の府省庁が参画する「地域の公共交通・デザイン実現会議」を設置した。同会議は令和6（2024）年5月に報告書を取りまとめ、地域類型ごとの課題解決に向けた方向性、及び関係者間の連携・協働の推進に向けた取り組み方を示した。報告書では、地方公共交通の維持は公共交通事業者のみでは困難であり、地方公共団体が積極的に関与する必要があると指摘された。
- ・ さらに、令和6（2024）年6月には都道府県知事に対して、取組に当たって留意すべき基本的事項をまとめた政府共通指針である「地域の公共交通・デザイン連携・協働指針」として、「交通部局及び関連部局との連携の推進」、「部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用」、「自家用有償旅客運送の積極的な活用」、「地域の輸送資源の活用推進」の四点が示された。
- ・ 令和5（2023）年10月には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、法律の目的に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の地域の関係者の連携と協働が追加された。
- ・ 「地域の公共交通・デザイン実現会議」のとりまとめを踏まえ、令和6（2024）年7月に国土交通省は、全国の自治体において地域住民が利用するタクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等の「地域の足」と、来訪者が主要交通結節点において利用するタクシー等の「観光の足」の二つの「移動の足」の不足の解消を目的として、『交通空白』解消本部を設置した。同本部の下では、全国の地方運輸局・運輸支局等を中心に、自治体や交通事業者への伴走支援が行われている。
- ・ 令和6（2024）年11月には、「交通空白」問題を抱える自治体・交通事業者と、「交通空白」の解消に資する人材・技術等の資源を有する企業・団体が参加し、両者のマッチングやパイロットプロジェクトの展開、ナレッジの共有を行う『交通空白』解消・官民連携プラットフォームが発足した。
- ・ さらに、「交通空白」解消本部は令和7（2025）年度から令和9（2027）年度を「交通空白解消・集中対策期間」とし、同期間における取組方針を令和7（2025）年5月に『交通空白』解消に向けた取り組み方針2025」として取りまとめた。同方針では、現状のすべての「交通空白」地区について集中対策期間内で「交通空白」の解消に目途をつけるとともに、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進することを目指し、国による事業者との橋渡しや伴走支援、情報・知見の提供、財政支援等の総合的な支援を行うこととしている。

図表 73 地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ 概要

地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ 概要



資料：国土交通省「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ 概要」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745858.pdf> 最終閲覧日：令和7年12月8日

図表 74 「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針(概要)



資料：国土交通省『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025（案） 概要』

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001892133.pdf> 最終閲覧日：令和7年12月8日

② 県の動向

- 令和5（2025）年10月、県は三浦市、タクシー事業者・業界団体、国土交通省関東運輸局とともに「神奈川版ライドシェア検討会議」を設置し、令和6（2024）年4月から12月にかけて「かなライド@みうら」として三浦市にて実証実験を行い、実証実験終了後も試行運転を継続している。

③ 市への影響

■人口減少地域における交通手段の確保に向けた連携・協働

国は、日常生活サービスの利用や来訪者の移動に必要な交通手段が不足する「交通空白」地域の解消に向け、地域の関係者間の連携・協働を推進するための制度整備や伴走支援を実施している。また、県は三浦市やタクシー事業者とともにライドシェアの実証実験を進めている。市は、特に人口の減少が進み高齢化率の高い中山間地域において、国・県や公共交通事業者などの地域の関係者と連携し、ライドシェアなどの新たな交通サービスの導入も視野に入れながら、「交通空白」地域の発生防止と解消に取り組むことが求められている。

(3) ウォーカブルなまちづくり

① 国の動向

- ・ 令和元（2019）年6月、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇親会」は中間とりまとめを発表し、生産年齢人口の減少や知識集約型経済の拡大、都市間競争の加速、働き手の多様化などの近年の社会潮流を踏まえ、多様な人々の交流によりイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、形成された魅力的な街が多様な人材を惹きつける好循環を確立することを企図し、今後のまちづくりの方向性として、「WE DO（Walkable, Eye level, Diversity, Open）」をキーワードとした、ウォーカブルな人中心の空間への転換による「居心地良く歩きたくなるまちなか」の形成を提言した。
- ・ 国土交通省は、令和元（2019）年7月から「WE DO」の考え方に賛同する「ウォーカブル推進都市」を募集し、令和7（2025）年8月31日時点で396都市（神奈川県内は県と10市）がウォーカブル推進都市となっている。
- ・ また、提言を受け、都市再生特別措置法等の一部改正（令和2（2020）年9月施行）により、各市区町村は都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を設定し、国土交通省による当該区域での取組に対する法律・予算・税制等の支援を受けることが可能となった。令和7（2025）年8月31日時点では、132市町村（神奈川県内は4市）がまちなかウォーカブル区域を設定し、公表している。
- ・ さらに、道路法等の一部改正（令和2（2020）年11月施行）により歩行者利便増進道路（ほこみち）制度が創設され、道路管理者は歩道等の中に歩行者の利便増進を図る空間を定め、賑わいを創出する柔軟な占有利用を許可することが可能となった。

図表 75 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成のイメージ例



資料：国土交通省『『都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会』中間とりまとめ 概要③』

<https://www.mlit.go.jp/common/001301649.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 76 ウォーカブルなまちづくりに関連する官民連携支援制度



資料：国土交通省都市局まちづくり推進課「官民連携まちづくりによるウォーカブル空間の形成に関する事例集」

https://www.mlit.go.jp/toshi/file/useful/%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86_220310.pdf 最終閲覧日：令和7

（2025）年10月31日

② 神奈川県の変向

- ・ 県は令和3（2021）年3月改定の「かながわ都市マスタープラン」において、都市機能が集積し市街地を形成している「複合市街地ゾーン」における『環境共生』の方向性」として「多様な都市機能の集積と居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成」を掲げ、官民の公共空間をウォーカブルな人中心の空間に転換することを目指している。
- ・ また、県は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりの推進に賛同し、ウォーカブル推進都市に名を連ねている。

③ 市への影響

■居心地が良く歩きたくなる空間の創出

国は、ウォーカブルなまちづくりを推進し、法改正や支援制度の整備を重ねてきた。また、県は複合市街地ゾーンにおいてウォーカブルな空間を形成することを目指している。

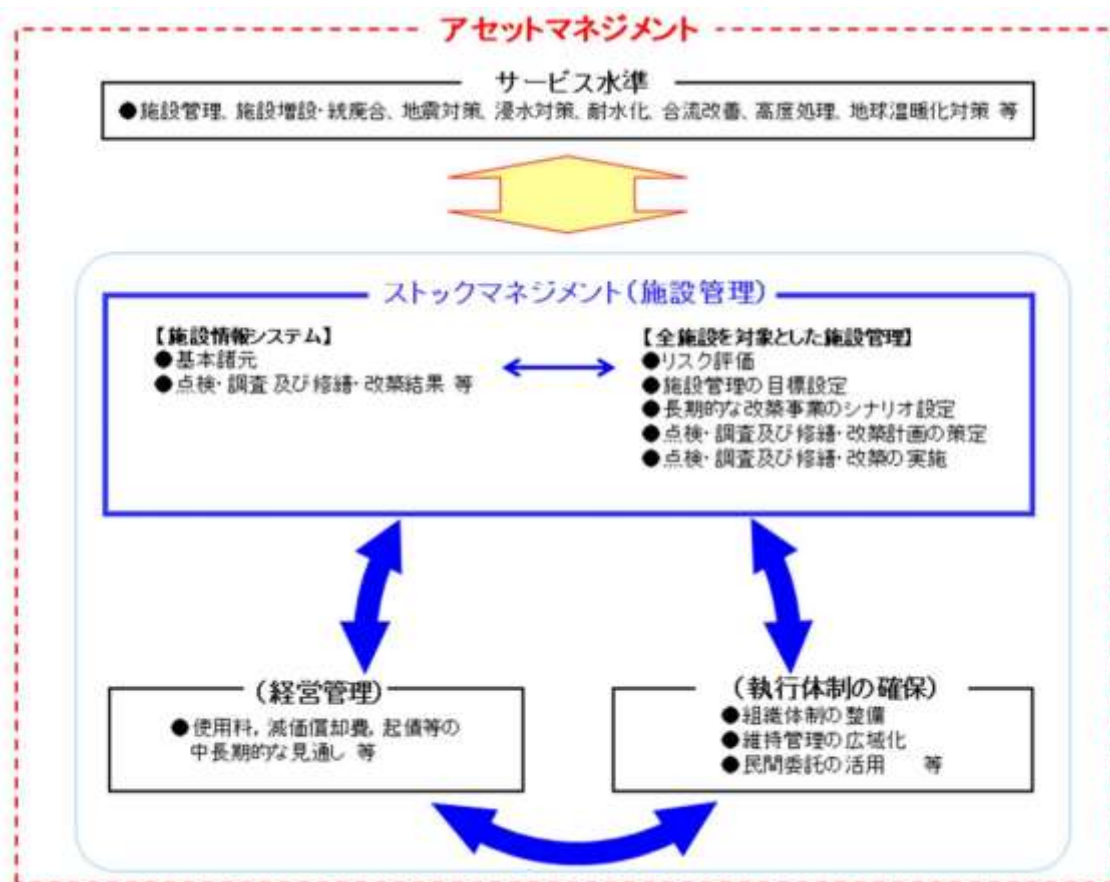
市においては、県とともにウォーカブル推進都市に指定されており、その位置づけに沿ってまちなかに居心地が良く歩きたくなる空間を創出することが求められている。

(4) 上下水道のストックマネジメント

① 国の動向

- ・ 日本の上下水道は、耐用年数を超過した水道管の急増や低い耐震化率などの施設に関する課題、人口減少による収入減少と維持管理・更新費の増大という経営面の課題、職員数の減少という組織の課題に直面している。こうした状況の下、施設の管理に際して、単独の施設の長寿命化ではなく、施設全体の中長期的な状態を予測し優先順位を設定することで全体最適を実現するストックマネジメントの考え方が導入されてきた。
- ・ 平成 27（2015）年度の下水道法改正では、下水道事業計画に定めるべき事項に、点検の方法・頻度、中長期的な方針が追加され、下水道の計画的な維持管理が義務化された。
- ・ 平成 28（2016）年度には、下水道長寿命化支援制度に代わり下水道ストックマネジメント支援制度が創設され、下水道ストックマネジメント計画の策定や、同計画にもとづく点検・調査、改築に対する支援が開始された。
- ・ 平成 31（2019）年 1 月、総務省と厚生労働省は、市町村の区域を超えた水道事業の広域化を推進するために、都道府県に対して水道広域化推進プランの策定と公表を求めた。
- ・ 令和元（2019）年 10 月施行の水道法の一部改正では、国、都道府県及び市町村の責務が明確化され、市町村は区域の自然社会的条件に応じて区域内の水道事業者等の間の連携等の推進、その他水道の基盤の強化に関する施策を策定し実施するよう努めなければならないと明記された。
- ・ さらに、同改正では官民連携を推進する施策として、地方公共団体が水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みが導入された。
- ・ 令和 6（2024）年 4 月に、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、水質又は衛生に関する水道行政は環境省が、それ以外の水道整備・管理行政は国土交通省が所管することとなり、上下水道行政のほとんどが国土交通省に一元化された。

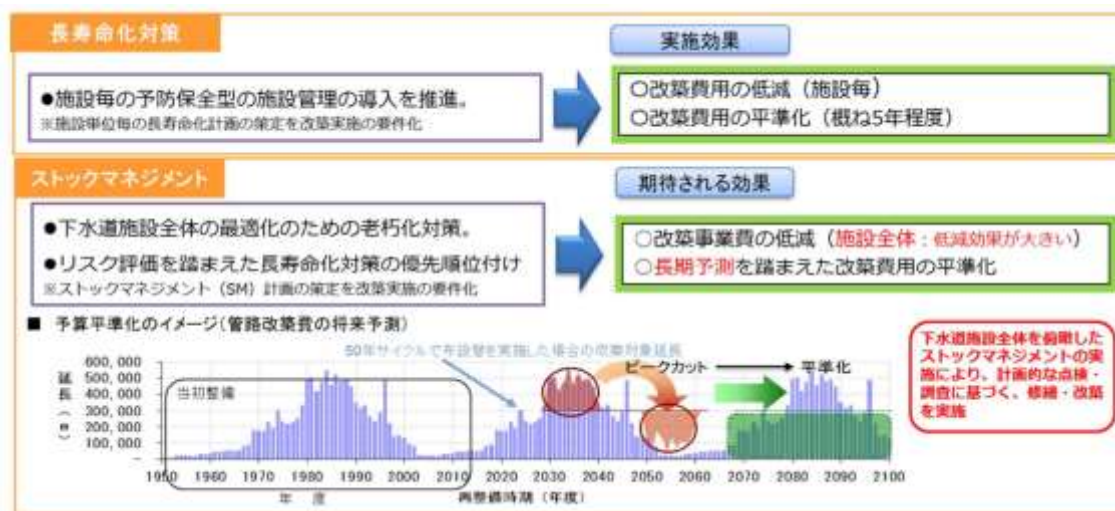
図表 77 下水道事業におけるストックマネジメントとアセットマネジメントのイメージ



資料：国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（2022年改定）」

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001475459.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 78 長寿命化対策とストックマネジメントの違い



資料：国土交通省「下水道ストックマネジメント支援制度」

<https://www.mlit.go.jp/common/001185154.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県の変向

- ・ 県は相模原市（緑区の一部を除く）を含む 12 市 6 町を給水区域とする県営水道を運営している。
- ・ 平成 22（2010）年 3 月に策定した「改定かながわ下水道 21」では、下水道事業の施策展開の方向として、長寿命化対策をストックマネジメントへと段階的に拡張することを掲げた。
- ・ 令和元（2019）年 10 月施行の水道法の一部改正にて都道府県の責務として広域連携の推進役が明記されたことを受け、令和 5（2023）年 3 月に「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。同計画では、神奈川県に県東部、県央部、県西部の 3 つの圏域を設定し、圏域ごとに多様な広域連携の推進のための今後の取組を検討している。

③ 市への影響

■ストックマネジメントによる持続的な上下水道行政

国や県は市町村に対して、ストックマネジメントの考え方に則り、水道の計画的な維持管理を行うことを求めている。市においては、市内の上下水道について長期的な維持管理の計画を立て、適切な頻度で点検を行い、持続的な上下水道行政を実現することが求められている。

■効率的な運営のための広域化の検討

国は地方自治体に対して、効率的な上下水道行政の実現のための広域化の検討を求めている。また、県は、県内に 3 つの圏域を設定し、圏域ごとの上下水道に関する多様な広域連携を推進している。市においては、近隣自治体との連携の可能性について検討することが求められている。

7. 産業

(1) スタートアップ企業の創出・育成

① 国の動向

- ・ スタートアップとは、「1. 新しい企業であって」、「2. 新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し」、「3. 急成長を目指す企業」³を指しており、経済成長・雇用創出の担い手、新たな社会課題を解決する主体として、スタートアップの創出・育成が重要と考えられる。
- ・ 国においては、令和4年11月に「スタートアップ創出元年」が宣言され、同年11月に公表された「スタートアップ育成5か年計画」では、令和9年までの5年間に、スタートアップへの投資額を10倍にするとともに、「人材・ネットワークの構築」「資金供給の強化と出口戦略の多様化」「オープンイノベーションの推進」が課題として整理され、支援施策が実施されている。
- ・ 令和7年6月に閣議された地方創生2.0基本構想においても、地域の食や伝統産業にスタートアップを組み合わせることで、高付加価値型の産業・事業の創出を促進することが掲げられている。

図表 79 スタートアップ創出に関する国の主な支援施策



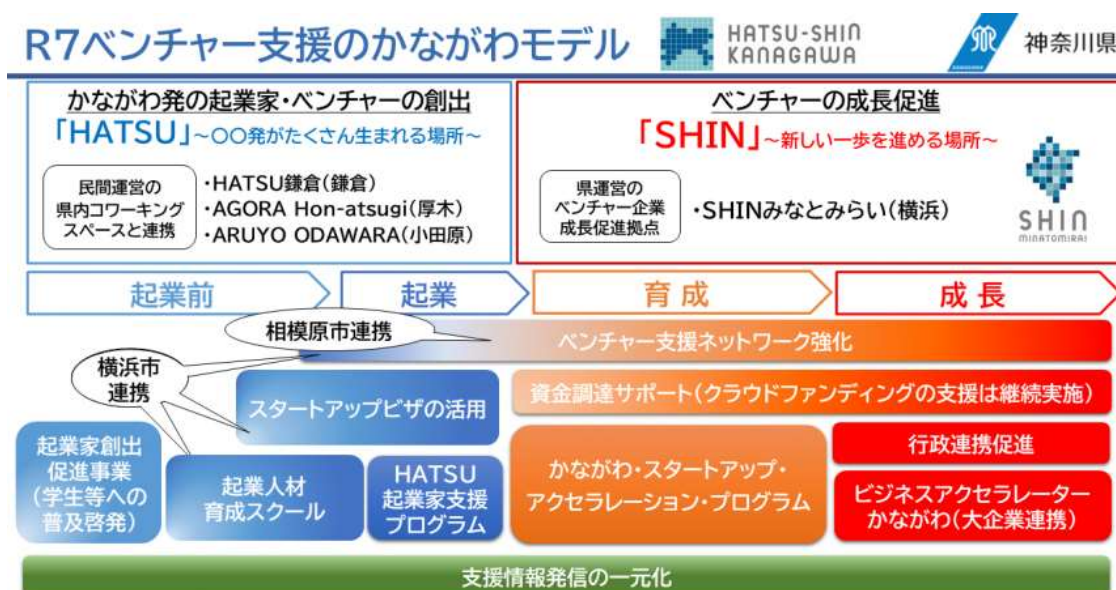
資料：新しい資本主義実現本部事務局「スタートアップ創出に関する主な支援施策」（令和7年度1月14日 第7回スタートアップ創出調整連絡会議 資料）

³ 経済産業省「スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」

② 神奈川県の変向

- ・ 県は、県経済を牽引するベンチャー企業の創出と成長に向けて、ベンチャー支援のかながわモデル「HATSU-SHINKANAGAWA」として、起業家の創出促進・支援や、ベンチャー支援ネットワークの強化、資金調達サポート、アクセラレーション・プログラムなどに取り組んでいる。
- ・ 令和7年7月、県は相模原市と連携して、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の開業が予定されている相模原市橋本を中心として、神奈川県央地域や多摩地域等の企業・大学・産業支援機関などが参画するベンチャー・スタートアップ支援に向けたネットワークの構築を目指す事業を開始する旨の記者発表を行った。具体的には、
 - 企業、大学、産業支援機関、金融機関、研究機関、スタートアップが参加する会員組織の構築
 - 創業・起業機運を高め、スタートアップの成長を促すことを目的としたイベントの開催（スタートアップと大企業や投資家とのマッチングイベントや、大学の学生や教員向けの起業支援策説明会など）
 - ロボット・宇宙産業などの領域をはじめとした技術系スタートアップの支援プログラムに取り組む予定としている。

図表 80 神奈川県によるスタートアップ支援の取組



資料：神奈川県「神奈川県のベンチャー支援」

③ 市への影響

■スタートアップ支援の強化

国、県においてスタートアップ企業の創出・支援が重要な課題となっている中で、相模原市においては、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の開業が予定されていることから、神奈川県の中核拠点として位置づけられている。市として強みを持つ分野を意識しつつ、市内外の企業、大学、研究機関、支援機関、VC・金融機関などの連携、実証実験のフィールドとしての地域の活用などの取組を推進することが求められる。

（２）多様な人が働きやすい環境づくり

① 国の動向

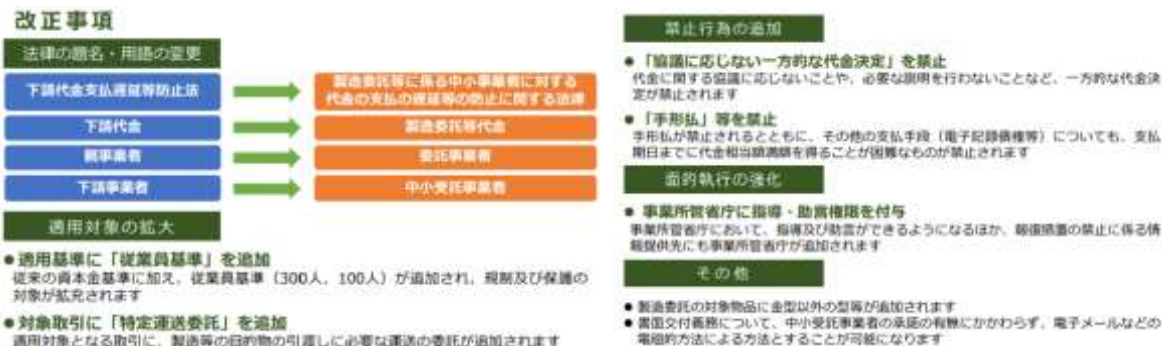
- ・ 少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働き方の多様化に伴い、多様な働き方を選択できる社会を実現し、就業者一人ひとりがより意欲・能力を発揮できる環境をつくる「働き方改革」が重要になっている。
- ・ 平成 31 年4月の「働き方改革関連法案」の施行に伴い、「年次有給休暇の時季指定」「時間外労働の上限規制」「同一労働同一賃金」などの規制が導入されている（一部規制・企業に対して令和2～3年以降施行）。
- ・ 令和6年4月からは、自動車の運転業務の時間外労働についても年 960 時間（休日労働含まず）の上限規制が適用され、あわせて拘束時間等に対する規制が強化されている。
- ・ 令和6年5月には育児・介護休業法が改正され、令和7年4月～10 月から、「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設」、「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」などが段階的に施行されている。
- ・ 令和7年5月には、下請法が取適法へと改正され（令和8年1月施行）され、働き方改革のしわ寄せ防止や労務費を適切に転嫁する等の課題を踏まえて、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」、「手形払等の禁止」などの規制内容が追加された。あわせて、「地方自治体は、下請振興に必要な施策の推進等に努める」、「国・地方公共団体等が十分に連携する」旨の規定が新設されている。

図表 81 「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」について



資料：国土交通省「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画（概要）」

図表 82 取適法の改正について



資料：公正取引委員会「取適法リーフレット」

② 神奈川県の方針

- ・ 県は、「多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」として、「仕事と育児の両立」、「男性の育児休業取得促進」、「仕事と不妊治療等の両立」、「仕事と介護の両立」、「外国人労働者の職場環境整備」に取り組む企業に対して、最大 120 万円を交付している。
- ・ 神奈川県労働局では定期的に「神奈川県働き方改革会議」（構成員：神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）が開催されており、令和 7 年 1 月に開催された会議では、主に賃上げを実現するための生産性向上及び価格転嫁、人手不足問題への対応の取組内容をテーマに、情報共有や意見交換が行われた。
- ・ 県は、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援している企業を「かながわサポートケア企業」として認証する制度を設けており、令和 7 年 9 月 12 日現在、37 社が認定されている（うち相模原市内の企業が 10 社）。

図表 83 神奈川県によるスタートアップ支援の取組



資料：神奈川県「令和7年度 多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」

③ 市への影響

■働き方改革の支援

人手不足の深刻化や、育児・介護との両立など働き方の多様化を背景として、国は、平成31年4月の「働き方改革関連法案」の施行から、改正育児・介護休業法の施行（令和7年4月～10月）、取適法の施行（令和8年1月）など、高い頻度で働き方改革に関連する法制度が改正されている。市においては、新しい法制度への適応に係る市内事業者の課題解決の支援や、市が率先して職員の働き方改革を推進するなどの取組が求められている。

(3) 食料安全保障の確保に資する農業の振興

① 国の動向

- ・ 従来の国における農業政策においては、「農村の振興」、「農業の持続的な発展」、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の十分な発揮」(防災、環境保全、伝統文化の保存など、食料生産機能以外の農業・農村が持つ様々な機能の総称)に重点が置かれていた。
- ・ 気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化、国際情勢の不安定化を踏まえて、令和6年に改正・施行された食料・農業・農村基本法では、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が基本理念の柱として加えられており、「国内の農業生産の増大」が基本姿勢となった。
- ・ 令和7年4月には、改正食料・農業・農村基本法下では初となる「食料・農業・農村基本計画」が策定され、「水田活用の直接支払交付金から生産性向上等への支援への転換」など、食料の増産及び輸出拡大を目的として、従来の農業経営体に対する支援が改められることとなっている。
- ・ 令和4年4月には、みどりの食料システム法が成立(同年7月施行)し、調達から生産、加工、流通、消費までの仕組み(食料システム)について環境配慮を促進すべく、「みどりの食料システム戦略」では、「脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進」などが掲げられている。

図表 84 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント



資料：農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」

② 神奈川県動向

- ・ 県は、令和5年3月に「かながわ農業活性化指針」を改正し、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進-魅力ある農業を次世代につなぐ-」とした上で、「生産性の向上と担い手

の育成・確保」、「新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大」、「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」を施策の方向として位置づけている。

図表 85 神奈川県によるスタートアップ支援の取組



資料：神奈川県「かながわ農業活性化指針 リーフレット」

③ 市への影響

■生産性向上・付加価値向上に係る支援の強化

気候変動や世界的な人口増加、国際情勢の不安定化を背景として、国における農業政策では「食料安全保障の確保」が重視されるようになってきている。市においても、担い手への農地集積、スマート農業、新品種の開発・導入促進、農産物の付加価値の向上、施設老朽化への対応などの取組を通じて、食料安全保障の確保に貢献することが望ましい。

■環境配慮の促進

国、県においては、環境に配慮した農業の推進が掲げられており、市においても、減農薬・減肥料（AI・ドローンによるピンポイント散布）など、環境負荷を軽減する生産方式の導入を支援することが求められる。

8. 文化・スポーツ

(1) 文化財保護

① 国の動向

- ・ 過疎化や少子高齢化により、文化財の所有者や保持者が高齢化し、相続者・後継者が存在しないことで未指定の文化財が喪失することが危惧されており、文化財の減失や散逸等の防止が緊急の課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行により地域の文化継承を担っていた行事が中止となったことで、地域の芸能・民族風習等の継承にも懸念が生じている。
- ・ 平成 31（2019）年 4 月に文化財保護法の一部改正が施行され、都道府県による大綱や市区町村による計画（文化財保存活用地域計画）の策定、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等の文化財保存活用支援団体への指定、市区町村による国の登録文化財とすべき物件の提案、条例により文化財保護事務を教育委員会から地方公共団体の長に移管するなど、地域が総合的かつ計画的に文化財の保存と活用を推進することを可能にするための制度整備が進められた。
- ・ 市区町村が策定する文化財保存活用地域計画は、地域の文化財保護について、中長期的な計画であるマスタープランと具体的な事業を記載するアクションプランの 2 つの役割を担う計画であり、国の認定を得ることで、未指定の文化財の国文化財登録原簿への登録を提案することや、県や政令市、中核市が処理している事務を市区町村が実施することが可能となる。
- ・ さらに、令和 4（2022）年 4 月にも文化財保護法の一部改正が施行され、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度が新設され、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等が法律に定められた。

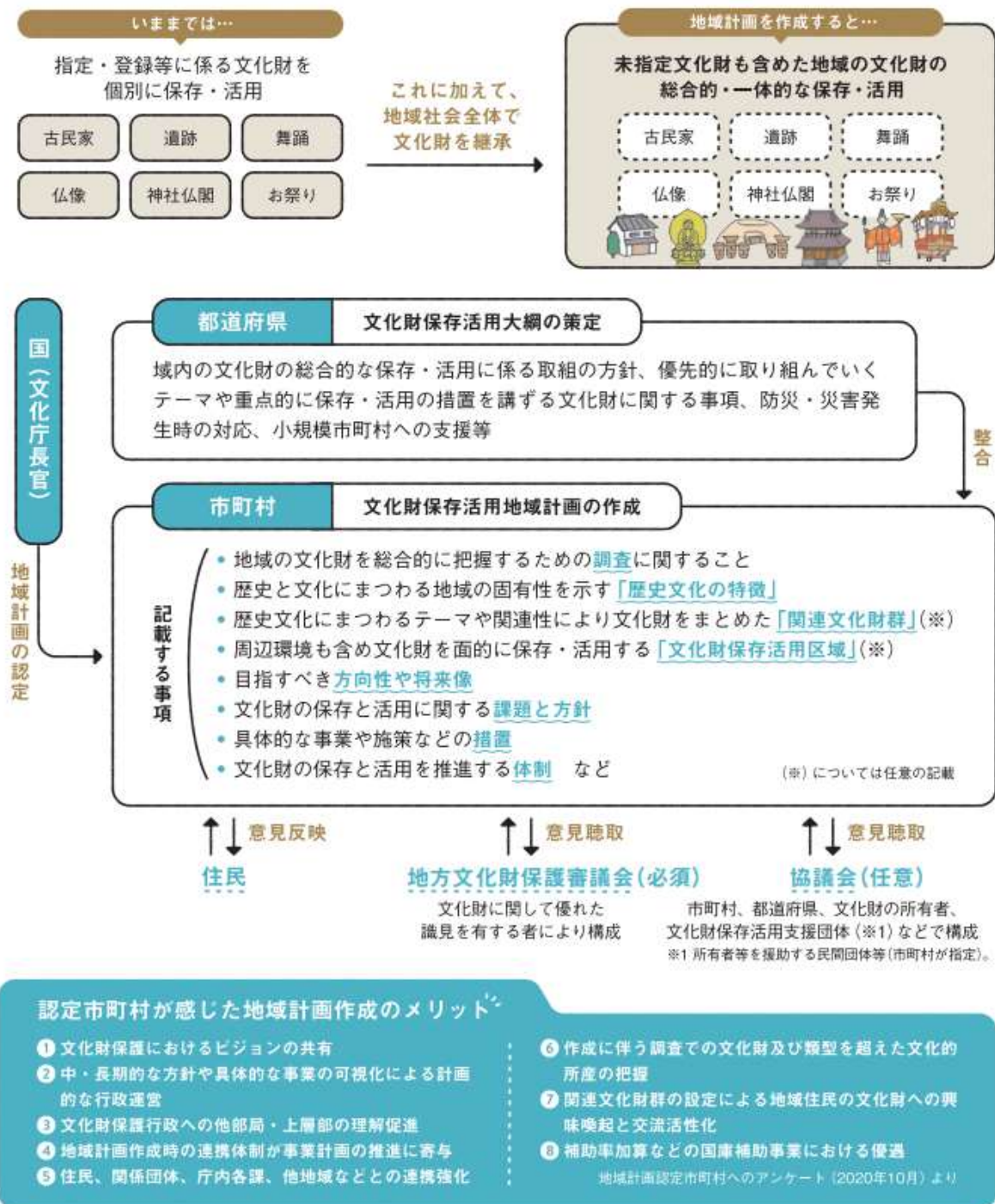
図表 86 令和4(2022)年4月施行の文化財保護法一部改正による文化財保護制度の変更

	文化財の類型	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の類型は任意]	○	新設

資料：文化庁「文化財保護法の一部を改正する法律の概要」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/93084801_01.pdf 最終閲覧日：令和 7（2025）年 10 月 31 日

図表 87 文化財保存活用地域計画の概要



資料：文化庁「文化財保存活用地域計画パンフレット」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/93762801_01.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県への動向

- ・ 県は令和元（2019）年11月に「神奈川県文化財保存活用大綱」を策定した。同計画では、「文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ」を目指

すべき将来像（基本理念）とし、「文化財の価値に関する意識の共有」「県民が共に支える文化財の保存・継承」「文化財を活用し、ヒトを引きつける地域の魅力づくり」の三つを基本的方向性とした。

図表 88 目指すべき将来像

文化財を取り巻く主な課題	文化財の保存・活用の方針と方針	文化財の保存・活用を図るための対策
県内の文化財には次のような課題があります。 ■ 保存に関する課題 ・ 保管や修復等に要する費用負担 ・ 日常の維持管理 ・ 防災・防犯対策 ・ 将来的な担い手の不在 ・ 保存・活用に必要な知識の不足 ・ 行政等の支援体制の不足 ・ 継承に係る情報網の活用 ■ 活用に関する課題 ・ オーバーユース（過剰利用）等の課題に配慮した活用 ・ 社会や個人住宅等における平穏な環境との共存 ■ 行政における課題 ・ 文化財の価値や魅力の周知不足 ・ 文化財の専門性を有する職員の人材育成	次の方向性と方針に沿って文化財の保存・活用を進めていきます。 ■ 三つの方向性 1 文化財の価値に関する意識の共有 2 県民が共に支える文化財の保存・継承 3 文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり ■ 県内の文化財の保存・活用に関する方針 1 建造物や民俗文化財など、分野ごとの特性に応じて保存・活用を図っていきます。 2 周辺地域に所在する多様な文化財を総合的に把握したうえで、周辺環境も含めた保存・活用を推進できるよう、取組を支援していきます。 3 未指定の文化財を適切に把握し、価値のある文化財が発見された場合は、指定等の可能性を高めていきます。 4 県は、市町村に対して技術的指導や助成を行うとともに、国との調整も図っていきます。 5 複数の市町村に分布したり県を越えて所在する文化財について、県は調整に出向く窓口としての役割を果たしていきます。 6 関係団体や地域の住民とも連携を図っていきます。	文化財を取り巻く課題と保存・活用の方針を踏まえ、次の対策を行っていきます。 ■ 文化財の調査・指定 地域にある文化財を調査・把握し、その価値に応じて文化財の指定や登録に向けて取り組みます。 ■ 指定文化財の修繕・整備に対する支援 所有者等が行う指定文化財の保存修繕等に対して、補助金等により支援します。 ■ 指定文化財の所有者等に対するその他の支援 所有者等が行う修繕・整備等に対する助成や助言のほか、公開・活用の事例や法改正に伴う立派制度など、所有者主体につながる情報提供を積極的に行います。 ■ 活用の促進 文化財の本質的な価値を顕わすことのないよう配慮しつつ、公開の機会を拡大など、文化財の活用に取り組んでいきます。 ■ 情報発信等 文化財の価値を広く共有していくため、多言語による情報発信や多様な情報媒体の活用に取り組んでいきます。 ■ 次世代の育成 学校教育と連携することで、次世代の文化財保存・活用への関心を育んでいきます。また、学芸員やボランティアの育成を積極的に支援していきます。 ■ 保存・活用のためのその他の取組 文化財を確実に守り、有効に活用するため、他法令を所管する関係部署とも連携を図りながら、適宜行為や新たな法制度への対応等にあたるよう努めます。やむを得ず文化財をそのままの形で継承できない場合にも、所有者の意向等を踏まえ、部分的な保存や記録保存など、状況に応じた対応を行います。 ■ 県としての取組事項 県所有の文化財について、可能な限り、積極的に公開・活用を実施していきます。また、県として「国指定文化財の保存・活用」「近代の文化財の保存・活用」「国指定文化財の保存・活用」の3つのテーマに重点的に取り組んでいきます。

資料：神奈川県「神奈川県文化財保存活用大綱（概要版）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/55767/bunkazaitaikouleaflet.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

③ 市への影響

■ 地域の総合的かつ計画的な文化財保護・活用

国は市区町村に対して、地域の文化財の保護と活用を総合的かつ計画的に進めることを求めている。市においては、県の策定した大綱を踏まえ、文化財保存活用地域計画を策定し、地域における文化財保護・活用において中心的な役割を担うことが求められている。

■ 地域の文化財の積極的な発見と市による登録、及び国への登録の提案

国は、市区町村が独自に文化財を登録することや、文部科学大臣に対して登録すべき文化財を提案することを認めている。市においては、地域の有形無形の文化財を発見し、登録及び国への登録の提案により適切な保護と活用が図られるようにすることが求められている。

(2) スポーツによる地方創生・まちづくり

① 国の動向

- ・ 文部科学省は令和4（2022）年3月に策定した第3期スポーツ基本計画において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の一つとして「スポーツによる地方創生、まちづくり」を位置づけ、従来の「スポーツツーリズム」に加え、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取組、競技振興と地域振興の好循環を実現することを目指している。
- ・ 同計画を踏まえスポーツ庁は、スポーツを通じたまちづくりや地域活性化を推進するために地方公共団体やスポーツ団体、民間企業が一体となって活動する組織である「地域スポーツコミッション」の新たな事業展開や基盤人材の育成を支援する「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」を実施している。また、スポーツを活用した高付加価値コンテンツの創出やスポーツツーリズムのプロモーションを支援する「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」を実施している。
- ・ 令和4（2022）年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針では、魅力的な地域をつくる手段として、『日本らしいスポーツホスピタリティ』を取り入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開の加速化」が挙げられ、具体的な取組として「スポーツを通じた交流人口の拡大」「誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備」「『スポーツ・健康まちづくり推進部会』の推進」が挙げられた。
- ・ 令和7（2025）年6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想では、スポーツは付加価値を生み得る地域資源の一つとして位置づけられ、スポーツを活用した地方創生の取組への重点的な後押しや、好事例の普遍化を図ることとされた。

図表 89 スポーツによる地方創生、まちづくりの施策

7. スポーツによる地方創生、まちづくり

■ 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.51～54

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

【現状】

これまで国のスポーツによる地域振興施策の中心であった「スポーツツーリズム」については、各地で萌芽が見えつつあるが、この数年は新型コロナウイルスの影響等による人流抑制のために苦戦している。また、担い手である「地域スポーツコミッション」の設置数は一定水準に達しつつあるが、今後地域に求められる組織に発展していくために「質の向上」が必要である。こうした中、国は東京大会等のスポーツ・レガシーを、ツーリズムだけでなく、広くスポーツによるまちづくり（スポーツ・健康まちづくり）に活かしていくこととしている。

【今後の施策目標】

- 全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする

【主な具体的施策】



資料：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要（詳細版）」

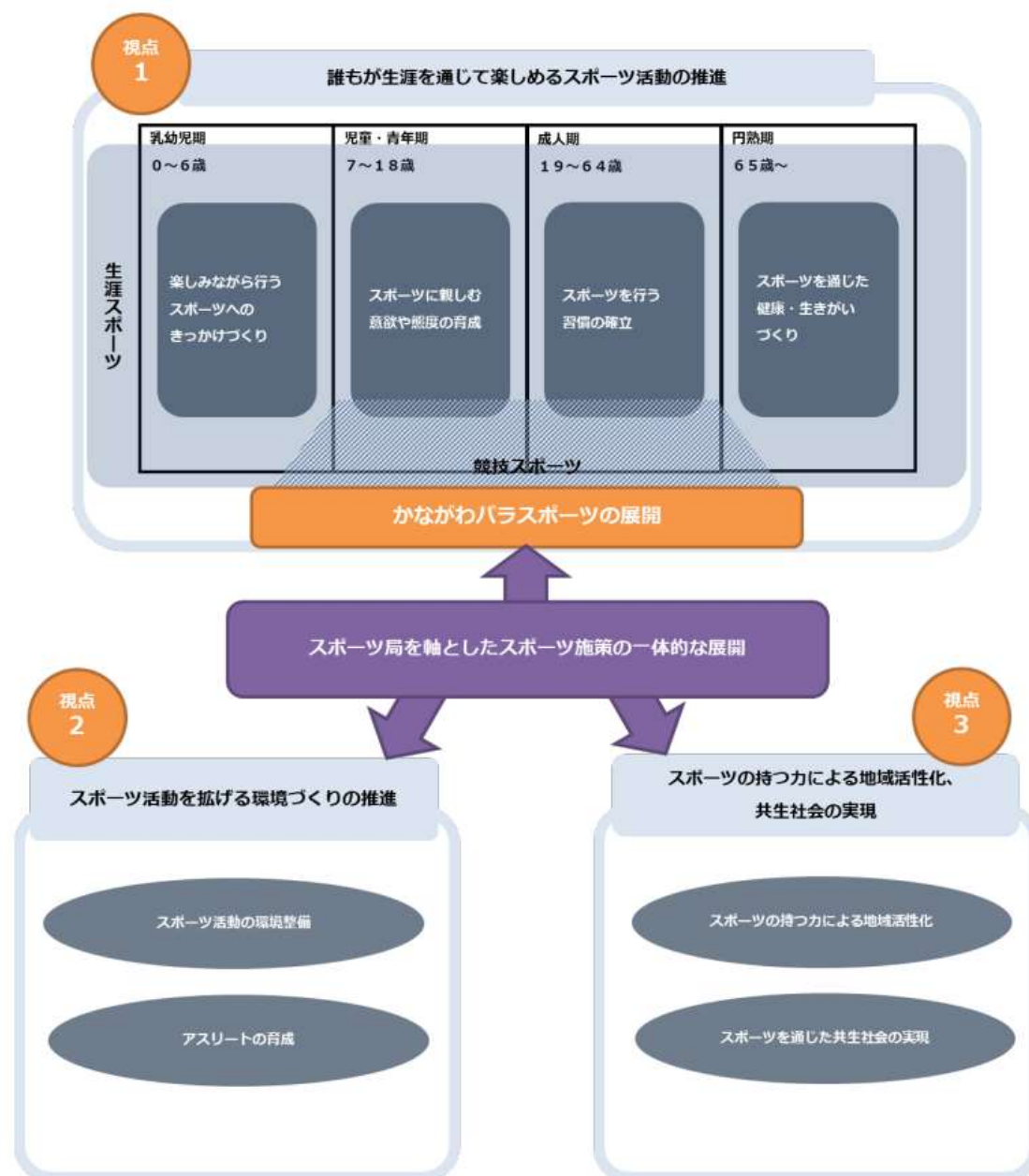
https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県への動向

- ・ 県は平成29（2017）年3月に神奈川県スポーツ推進条例を制定し、スポーツ推進に関する基本理念として、すべての県民が自主的かつ自律的に各人の状態に合わせてスポーツを行うことができるように配慮することや、市町村や学校と連携して健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむ基礎となるよう講ずることなどを定めた。また、県の責務として、基本理念にのっとり総合的な施策を策定し実施するとともに、市町村との連携を図りつつ市町村間の連携を支援することなどが定められた。
- ・ さらに同条例にもとづき平成29（2017）年3月に策定し、令和5年3月に見直した「神奈川県スポーツ推進計画」では、「誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進」「スポーツ活動を広げる環境づくりの推進」「スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現」の3つの視点から施策と取組を整理し、施策の一つに「スポーツの持つ力による地域活性化」が位置づけられている。同計画では、地域活性化に向けた主な取組として、スポーツツーリズムの推進や多様な主体・プロスポーツチームとの連携、東京2020大会等のレガシーの活用が挙げられている。
- ・ また、県はホームページ上で県内のスポーツツーリズムを広報し、自治体や企業、スポーツ

関係団体が地域課題の解決に向けて情報交換や連携を行うための「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置している。

図表 90 障害者活躍推進プラン5『障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～』事業体系図



出典：神奈川県「神奈川県スポーツ推進計画『エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン』」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32156/zentaiban.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

③ 市への影響

■スポーツに参加できる環境の整備

国や県は、スポーツをツーリズムだけでなくスポーツ・健康まちづくりに活用することを求めている。市においては、市内の誰もがスポーツに参加し健康を増進させることができるように、競技環境を整備することが求められている。

■地域のスポーツ資源の活用

国や県は、スポーツを地域活性化に活用できる有力な地域資源と位置づけ、その活用を推進している。市においては、市内のスポーツ資源を把握し、他市区町村と連携しながらその発信に努め、地域活性化に活用することが期待されている。

(3) ユニバーサルスポーツ

① 国の動向

- ・ 平成 31（2019）年 1 月、文部科学省は障がい者の活躍の場を広げることを目的に、省内に「障害者活躍推進チーム」を設置し、同年 4 月に「障害者活躍推進プラン」を策定し 6 つのプランを打ち出した。プランの 1 つは「障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～」であり、障がい者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速させるために「小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備」、「障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備」、「スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上」に取り組むこととしている。
- ・ 文部科学省が令和 4（2022）年 3 月に策定した第 3 期スポーツ基本計画では、新たな視点の一つに「スポーツに『誰もがアクセス』できる」ことを掲げ、「住民誰もが気軽にスポーツに親しめる『場づくり』等の機会の提供」、「居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化」、「本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保」に取り組むことを宣言している。
- ・ さらに同計画では、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として「多様な主体におけるスポーツの機会創出」や「スポーツを通じた共生社会の実現」を挙げている。
- ・ 令和 4（2022）年 8 月には、文部科学省内に設置された「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」が報告書（高橋プラン）を発表した。同報告書では、ユニバーサルスポーツの考え方を施策全般において推進することを基本とし、障がい者スポーツの競技環境の整備や推進体制の整備のための具体的な方策を検討している。

図表 91 障害者活躍推進プラン5『障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～』概要

5
障害のある人のスポーツ活動を支援する
～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞ ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞ ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

出典：文部科学「障害者活躍推進プラン 概要」

https://www.mext.go.jp/content/1413125_02_1.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 92 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書概要（高橋プラン）

検討の背景

東京2020パラリンピック競技大会は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を認識させる契機となった。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、高橋文部科学大臣政務官を座長とする「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和4年6月設置。

（検討体制）
座長：高橋文部科学大臣政務官 事務局長：スポーツ庁審議官
構成員：スポーツ庁政策課長、政策課企画調整室長、健康スポーツ課長、健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長、競技スポーツ課長、初等中等教育局特別支援教育課長

基本的な考え方・方向性

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいウラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

具体的な方策

（1）障害者スポーツの普及

- 都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。（障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、別途スポーツ審議会等において検討）
- 障害の有無、重度障害等障害の程度に関わらず、場にとられないスポーツの推進やDX等の活用も含め、ともにスポーツを楽しむ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進。

（2）パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化

- パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置に係る支援の充実を図るとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大。
- クラス分けセンターの整備に向けた取組を加速。
- 地方公共団体のアスリート発掘の取組、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境を構築。

（3）障害者スポーツ団体

- オリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間との統合も視野に入れた連携環境の整備。
- 障害者スポーツを通じた社会課題の解決に取り組む民間企業と障害者スポーツ団体の連携・協働関係の構築を促進。
- 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を推進。

（4）地域における障害者スポーツの推進体制

- 都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備を計画的に推進。

（5）その他

- 特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行、生徒のスポーツ参画促進のための大会整備等。

出典：文部科学省「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書概要（高橋プラン）」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220805-kensport01_1379526-001.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県の変向

- ・ 県は平成 29（2017）年 3 月に「神奈川県スポーツ推進条例」を制定し、スポーツ推進に関する基本理念として、すべての県民が自主的かつ自律的に各人の状態に合わせてスポーツを行うことができるように配慮することや、市町村や学校と連携して健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむ基礎となるよう講ずることなど定めた。また、県の責務として、基本理念にのっとり総合的な施策を策定し実施するとともに、市町村との連携を図り、市町村間の連携を支援することなどが定められた。
- ・ さらに同条例にもとづき令和 29 年 3 月に策定し、令和 5（2023）年 3 月に見直した「神奈川県スポーツ推進計画」では、「誰もが、『いつでも』『どこでも』『いつまでも』スポーツに親しみえる生涯スポーツ社会の実現」を基本目標の一つとし、障がい者がスポーツに関わることができる環境の整備を推進している。
- ・ また、すべての人がスポーツをする、観る、支えることができる「かながわパラスポーツ」の普及に向けて、パラスポーツを含めた様々なスポーツが体験できるイベントの開催やビーチへの 1 日限りのバリアフリーエリアの設定、パラスポーツ用具の貸出などを行っている。

図表 93 神奈川県スポーツ推進計画の基本目標と主な取組

基本目標（②を新たに設定）

- ①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- ②スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現（新たに設定）

主な取組

- スポーツの持つ力で新たな活力を生み出し、スポーツツーリズムなど、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます
- 誰もがスポーツを楽しめる「かながわパラスポーツ」などを通じて、共生社会を実現します
- 生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康的で豊かな生活ができるよう、スポーツ活動を拡げます
- アスリートの活躍で県民が夢や希望、感動を分かち合えるよう、神奈川県育ちのアスリートを育成します

数値目標の見直し

成人のスポーツ 実施率（週1回）	子どものスポーツ 実施率（週3回）	障がい者のスポーツ 実施率（週1回）
引き上げ 65% ▶ 70%	継続 55% ▶ 55%	新たに設定 40%

出典：神奈川県「神奈川県スポーツ推進計画『エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン』概要版」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32156/gaiyouban.pdf> 最終閲覧日：令和 7（2025）年 10 月 31 日

③ 市への影響

■障がい者がスポーツに参加しやすい環境の整備

国や県は、障がい者を含めたすべての人がスポーツに参加しやすい環境の整備に向けて取り組んでいる。市においては、国や県、他市区町村、競技団体と連携し、小中学校での障がいのある児童生徒がスポーツに参加しやすい環境の整備など、地域の誰もがスポーツに参加できる環境を整備することが求められている。

■パラスポーツの競技力向上

国はパラアスリートの発掘・育成・強化に取り組んでいる。市においては、パラスポーツ等に取り組む競技者が、障がいを原因に競技を中断する必要がなく、自らの競技力を向上させることができる環境を整備することが求められている。

9. 環境

(1) 脱炭素社会の実現

① 国の動向

- ・ 国は、令和2（2020）年に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和3（2021）年には地球温暖化対策推進法にカーボンニュートラルが基本理念として明文化された。また、同年10月の地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、2030年度までに温室効果ガスを2013年度と比較して46%削減することを目標として表明した。これらを受け、令和7（2025）年には、地球温暖化対策推進法にもとづく伊政府の総合計画として地球温暖化対策計画が策定され、2050 ネット・ゼロに向けた削減目標及びその実現に向けた対策・施策が位置づけられた。
- ・ 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法にもとづき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。令和3（2021）年に閣議決定した地球温暖化対策計画では、国が政府実行計画にもとづき実施する取組に準じて、率先して取組を実施することが記載された。
- ・ 令和3（2021）年の第3回国・地方脱炭素実現会議では、2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が決定された。この中で、2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくることのほか、自家消費型太陽光や省エネ住宅、電動車などの全国で脱炭素の基盤となる重点対策を実行することが定められ、その実現に向けた包括的支援が進められている。
- ・ また、環境省では、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」として指定することとしており、2025年6月末時点で1,182自治体が表明をしている。

図表 94 地球温暖化対策計画の時期 NDC 目標及び達成に向け位置づける主な対策・施策



次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に**、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直しを図る。**

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用**
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、**水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進め、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進**
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUSの活用**

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業の省エネ支援**
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から産業までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流分野の脱炭素化、航空・海運分野での次世代燃料の活用**

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素の加速**
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- 高効率窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化の促進**

《横断的取組》

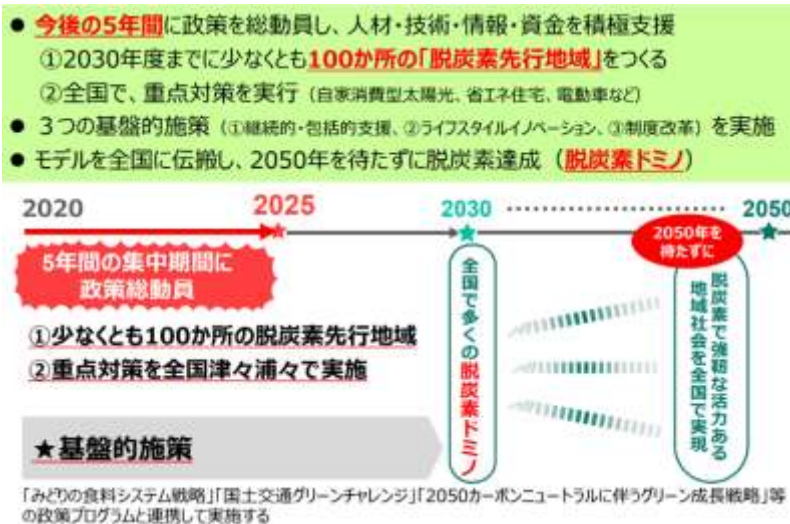
- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行**
→再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、**産業物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保に関する取組**
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZECC）**の特約品等を基礎として、**JCMや都市国連機構**等の協力を拡大

資料：内閣官房・環境省・経済産業省「地球温暖化対策計画の概要（令和7（2025）年2月）」

<https://www.env.go.jp/content/000291668.pdf>

最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 95 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



資料：国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ【概要】（令和3（2021）年6月）」

<https://www.env.go.jp/earth/%E2%91%A1%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E8%84%B1%E7%82%AD%E7%B4%A0%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97%E7%BC%88%E6%A6%82%E8%A6%81%E7%BC%89.pdf>

最終閲覧日：令和7年10月31日

② 県の動向

- ・ 県は、平成31（2019）年に「2050年脱炭素社会」の実現を表明し、令和3（2021）年にはその実現に向け県民や企業・団体、行政が目指すべき姿（将来像）や、今からできる行動の選択肢などを提示する「**かながわ脱炭素ビジョン**」を策定するなどの取組を行っている。
- ・ また令和5（2023）年には、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標の

46%から 50%に引き上げることを表明した。これを受けて、令和 6（2024）年には神奈川県地球温暖化対策計画が全面改訂され、脱炭素社会の実現に向けた基本方針や施策体系の見直しのほか、各主体の役割整理や部門別削減目標の設定が行われた。

図表 96 県内の各地域の現状と脱炭素社会における将来像



資料：（公財）地球環境戦略研究機関・神奈川県「かながわ脱炭素ビジョン 2050 ～現在、未来のかながわのいのちを守る～（令和3（2021）年）11 月」
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/80527/bijyon_gaiyo.pdf
 最終閲覧日：令和 7 年 10 月 31 日

図表 97 神奈川県地球温暖化対策計画の概要

計画の概要		
「神奈川県地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針や県の取り組むべき施策等を取りまとめた計画です。		
計画期間	2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度まで	
基本方針	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。	
目標	長期目標	2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現
	中期目標	2030 年度の県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50% 削減
	太陽光発電導入目標	2030 年度までに 200 万 kW 以上導入

資料：神奈川県「神奈川県地球温暖化対策計画 概要版（令和 6（2024）年 3 月）」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/8041/gaiyouban.pdf>
 最終閲覧日：令和 7 年 10 月 31 日

③ 市への影響

■市主体の積極的な脱炭素の取組推進

国の脱炭素政策において地方自治体ごとの取組は重要な柱の1つとなっているほか、県においては国よりも高い目標が掲げられており、高い水準での取組が必要となる。市においては、より主体的で率先した脱炭素への取組が求められる。

■市の実情を踏まえた実効性の高い政策の推進

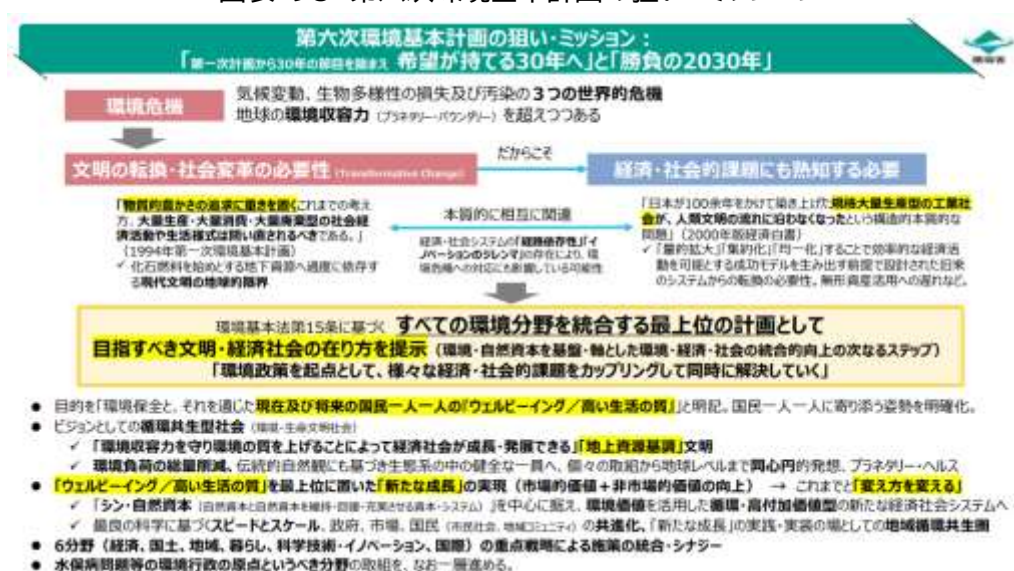
脱炭素を全市的に進めるためには、県が掲げているように多様な主体が自分事化し取組を進めることが不可欠である。国や県において、脱炭素を進めるために産業分野・地域ごとの具体的な実行計画や削減目標の設定や自治体等への支援整備を行っていることから、市においては、市の状況及び国・県の支援策を踏まえた脱炭素推進の個別具体的な方法を検討し、実効性を備えたスピーディーな政策の検討・実施を行うことが求められる。

(2) 持続可能な経済社会システムの構築推進

① 国の動向

- ・ 令和6（2024）年に第六次環境基本計画が策定され、「環境保全を通じた、現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が最上位の目的に掲げられ、環境収容力を守り環境の質を上げることで経済社会の成長・発展を実現する、地上資源を基調とする「循環共生型社会」の構築がビジョンとして定められている。目的達成のための重点戦略として、「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」や「環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり」などが掲げられている。
- ・ 国は、令和5（2023）年のGX推進法や令和7（2025）年のGX2040ビジョンの策定など、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現をめざすGXを推進しており、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めている。また、令和7（2025）年にはGX実行会議において、GX・DXを通じた地方経済の活性化が地域創生2.0の基本構想の柱の1つに掲げられていることから、国家戦略特区制度等を活用したGX産業集積の形成促進の方針が掲げられ、「GX戦略地域」制度が創設された。
- ・ 令和4（2022）年にCOP15において採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、国は令和5（2023）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を掲げた。これを受け、令和6（2024）年には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が成立し、地域における取組促進のための支援が進められている。

図表 98 第六次環境基本計画の狙い・ミッション

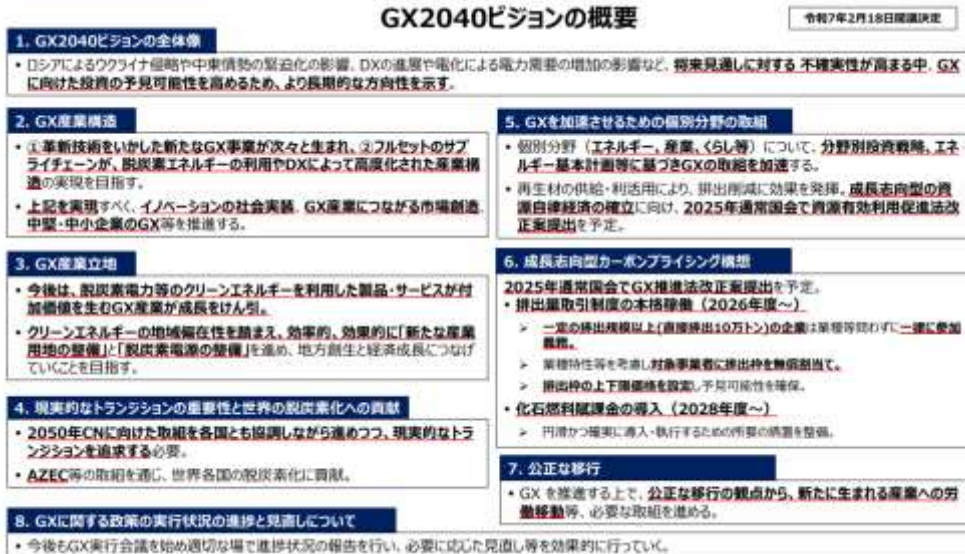


資料：環境省「第六次環境基本計画の概要（令和6（2024）年5月）」

https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000225216.pdf

最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 99 GX2040 ビジョンの概要



資料：経済産業省 GX グループ GX 推進企画室「我が国の GX 政策の進捗について（令和7（2025）年7月）」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_follow_up/pdf/003_06_00.pdf
 最終閲覧日：令和7年10月31日

図表 100 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要



資料：環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要（令和5（2023）年3月）」
<https://www.env.go.jp/content/000124382.pdf>
 最終閲覧日：令和7年10月31日

② 神奈川県の変遷

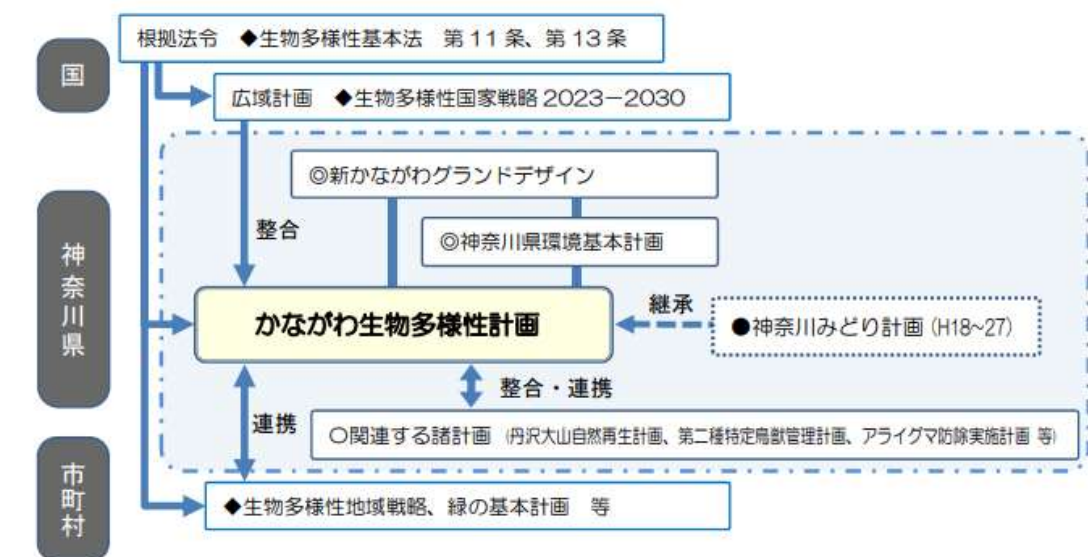
- ・ 県は、令和 7（2025）年に都道府県レベルでは全国初の取組として、「県内事業者における CO2 排出量見える化促進に向けた連携協定」を締結し、県内中小企業の脱炭素化の推進に取り組んでいる。
- ・ また、社会状況の変化等を踏まえ、令和 6（2024）年に「かながわ生物多様性計画 2024-2030」を改定し、ネイチャーポジティブに向け、①地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、②各主体の生物多様性の理解と保全行動促進を掲げている。

図表 101 県内事業者における CO2 排出量見える化促進に向けた連携協定内容

協定内容
(1) 県内企業等への CO2 排出量管理システムの導入促進に向けた普及啓発に関すること 例) セミナーの開催、ホームページでの情報発信 等
(2) CO2 排出量管理システムを通じて収集した県内企業等の温室効果ガス排出量等の情報の活用に関すること 例) 業種別データ等を踏まえた支援策の検討 等
(3) CO2 排出量管理システムを活用した事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減に関すること 例) 計画書制度の報告様式に適合したシステム改修 等

出所：神奈川県 HP「県内企業の CO2 排出量の見える化を促進するための連携協定を締結しました！～都道府県レベルでは、全国初の取組～」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/prs/r4612205.html>

図表 102 かながわ生物多様性計画の位置づけ



資料：神奈川県「かながわ生物多様性計画 2024-2030（令和 6（2024）年 3 月）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12260/00kanagawabiodiversity2024-2030.pdf>

最終閲覧日：令和 7 年 10 月 31 日

③ 市への影響

■地域単位での環境・経済・社会の統合的向上の推進

国の掲げる循環共生型社会では、環境保護に留まらない、経済社会の成長・発展をも実現する循環システムの構築が要請されており、国・県ともに自治体における各取組の促進を重視している。市においては、環境・経済・社会のすべての視点から持続可能で発展し続けるための社会システムの全体的な見直し・強化が求められる。

■市内事業者の実態を踏まえた政策の推進

国においては地域単位での GX 産業集積推進が掲げられており、また県においては県内事業者に対する CO2 排出量の削減取組の推進が掲げられるなど、持続可能な経済社会システムの構築における地域産業の重要性が高まっている。これら動きを踏まえ、市においては、市内の GX サービスの更なる活用や市内事業者等への支援を積極的に行うなど、市内事業者を巻き込んだ政策を進めることが重要となる。

(3) 循環型社会の形成

① 国の動向

- ・ 我が国では平成 12（2000）年制定の循環型社会形成推進基本法にもとづき、循環型社会形成推進基本計画を作成している。令和 6（2024）年制定の第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に向け資源生産性・循環利用率を高める取組を強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行促進を掲げている。
- ・ 国は、令和 5（2023）年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の見直しを行い、2050 年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野における脱炭素化や循環経済への移行に向けた取組の推進を掲げた。また、令和 6（2024）年には第五次循環型社会形成推進基本計画の作成を踏まえて目標値の改定を行い、具体的な達成目標を設定した。また、廃棄物処理施設整備計画においても、令和 5（2023）年度に脱炭素化と資源循環の一体的推進を掲げる新たな 5 年計画が策定された。
- ・ 食品廃棄物などに関する基本方針を定める「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に関して、事業系食品ロス削減目標が 2000 年度比で 2030 年度までに半減と設定されていたところ、2022 年度に前倒しで目標が達成された。これを受け、令和 7（2025）年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」が策定され、2030 年度までに 6 割減目標に見直しがされたほか、様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で食品ロス削減に取り組むことが掲げられた。
- ・ 令和元(2019)年に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」にもとづき、令和 7（2025）年には国・地方公共団体・事業者・消費者等の取組の指針となる「第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定された。
- ・ こうした背景を踏まえ、環境省では自治体等が食品ロスの効果的な削減に向けた施策の効果を高める一助とすることを目的に、「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を作成している。

改定の背景およびポイント

-
- 循環経済**
- 資源や製品を循環的に利用し、付加価値を創出
- 資源投入
- 産業物の適正処理
- 資源循環の効率性の向上、廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減
- 循環型社会**
- 循環型社会のドライビングフォースである循環経済
- ネット・ゼロ・ネイチャーポジティブ
- 経済安全保障
- 産業競争力強化
- 地方創生・質の高い暮らし

図表 104 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改定イメージ

- | 海行の基本方針 | 設備概算（億円） | 設備概算（億円） | 設備概算（億円） |
|-----------------|---|---|--|
| ①一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ②一般一泊泊り客船客船の取仕量 | 平成24年度比約10%増減
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ③一般商船物の出口積荷率 | 約20%（4年度7年増） | 約20%（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ④一般一泊泊り客船の取仕量 | 平成24年度比約10%増減
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑤一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑥一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑦一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑧一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑨一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |
| ⑩一般商船物の取仕量 | 平成24年度比約10%増減（4年度7年増）
（4年度7年増）（4年度7年増）（4年度7年増） | 令和4年度比約5%増減（4年度2年増）
（4年度2年増）（4年度2年増）（4年度2年増） | 第5次設備計画
における設備計画
料官等の計画
概算の決定 |

- | 行内の基本方針 | 数値目標（目標年） | 位置自治基本方針 | 数値目標（目標年） | 世界宣言 |
|--|----------------|----------------|----------------|---------|
| 示唆建築物による平和な地域を形成し外部に供給している施設の割合（「重要施設」） | 40%（目標年） | 40%（目標年） | 40%（目標年） | 第五次循環計画 |
| 公共施設建築物の総延床面積の成長率 | 22.4%分を維持（目標年） | 22.4%分を維持（目標年） | 22.4%分を維持（目標年） | 第五次循環計画 |
| 社会福祉建築物の総延床面積の成長率 | 17%分を維持（目標年） | 17%分を維持（目標年） | 17%分を維持（目標年） | 第五次循環計画 |
| 建築費から採出される社会福祉建築物に占める費用の比率と設備の割合を算出し、これを算出する期間 | 200以上 | 同様 | 同様 | 第五次循環計画 |
| 公共建築物の建築費に占める社会福祉建築物の割合 | 100% | 同様 | 同様 | 第五次循環計画 |
| 公共建築物の建築費に占める社会福祉建築物の割合 | 80%以上 | 同様 | 同様 | 第五次循環計画 |

115

図表 105 食品リサイクル法における再生利用等の優先順位

食品リサイクル法における再生利用等の優先順位

- 食料法の基本方針では、**食品廃棄物等の発生抑制（フードバンクへの寄附等を含む）を最優先事項**として明記。
- 判断基準省令では、「食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること」と明記。さらに、食品廃棄物多量発生事業者に対し、**食品廃棄物の発生抑制の取組の遵守状況の報告**を課している。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（抜粋）

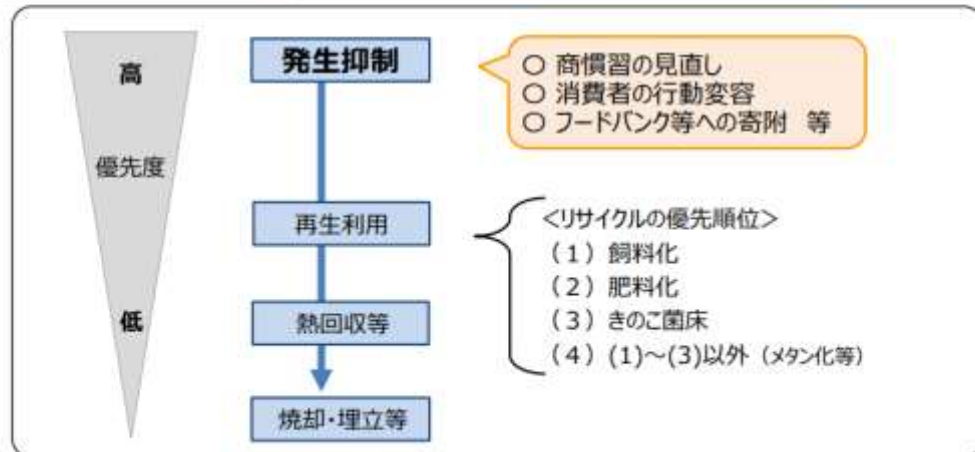
（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）

第一条

2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

一 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

（優先順位）



資料：農林水産省「食品ロスの削減に関する法制度・目標（令和7（2025）年7月）」

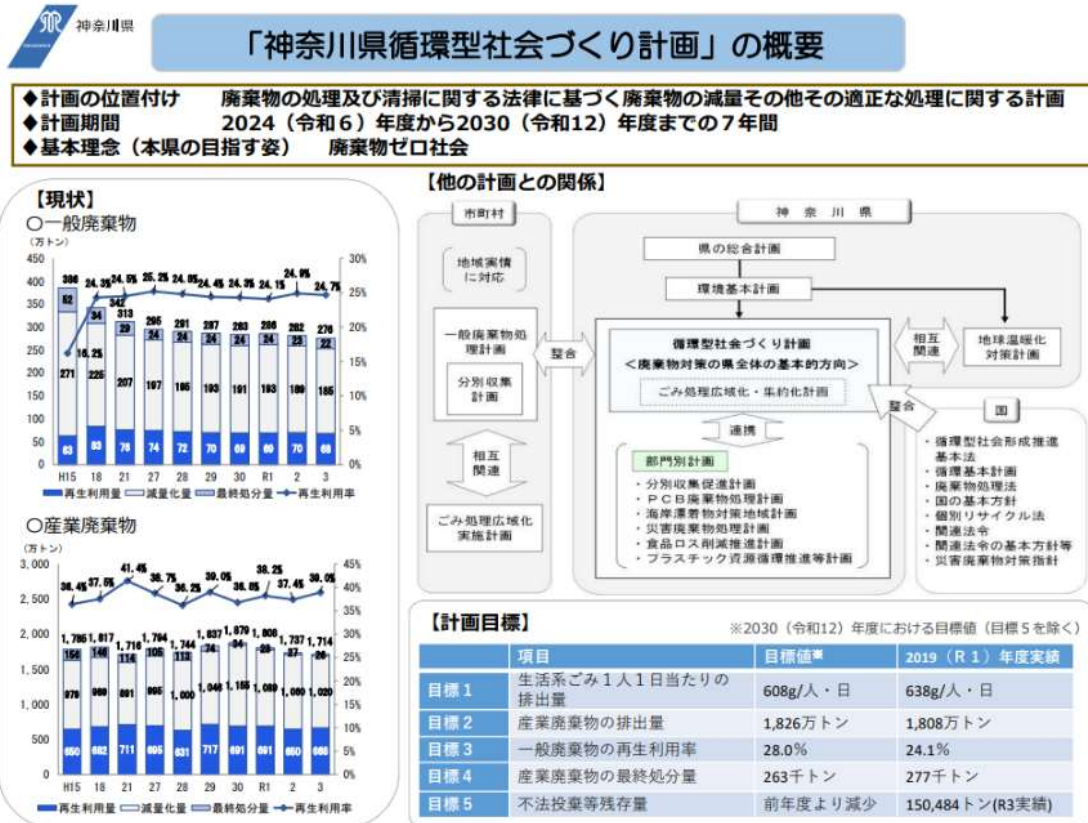
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-213.pdf

最終閲覧日：令和7年10月31日

② 神奈川県への動向

- ・ 県は、令和6（2024）年に「神奈川県循環型社会づくり計画」を改定し、「廃棄物ゼロ社会」の実現を基本理念に掲げ、県民・事業者・行政が主体的に、相互に連携して循環型社会形成に取り組むよう促している。
- ・ 令和4（2022）年には食品ロス削減推進法にもとづき「神奈川県食品ロス削減計画」を策定し、2030年度までに2000年度比で半減を目標に、食品ロスの削減を総合的かつ計画的な実行を進めている。また、「食べきり」や「てまえどり」の呼びかけ、フードドライブ活動の実践など、県内の消費者に向けた食品ロス削減の活動を多岐に渡り実施している。

図表 106 「神奈川県循環型社会づくり計画」の概要



資料：神奈川県「神奈川県循環型社会づくり計画の概要（令和6年3月改定）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7178/index.html>

最終閲覧日：令和7年10月31日

③ 市への影響

■経済社会システムの全体的な見直しの促進

国により、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効値要する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが明示されたことから、資源の投入から経済的付加価値の創出、廃棄物の適正処置までのすべてのフェーズにおける循環システムの見直しが求められる。

■事業者や消費者等と連携した廃棄物削減に向けた取組の推進

食品ロスの削減には、事業者や消費者等の主体的な取組が重要となるほか、家庭ごみ等の廃棄物削減・適切な処理においてもこれらの主体の取組がもたらす影響は大きい。市においては、計画単位での総合的な廃棄物削減の取組を促進することに加え、事業者や消費者等への支援実施や啓発活動など、個別具体的な働きかけによる廃棄物削減の取組促進が求められる。

10. 協働

(1) 民間主導の地域コミュニティ力向上

① 国の動向

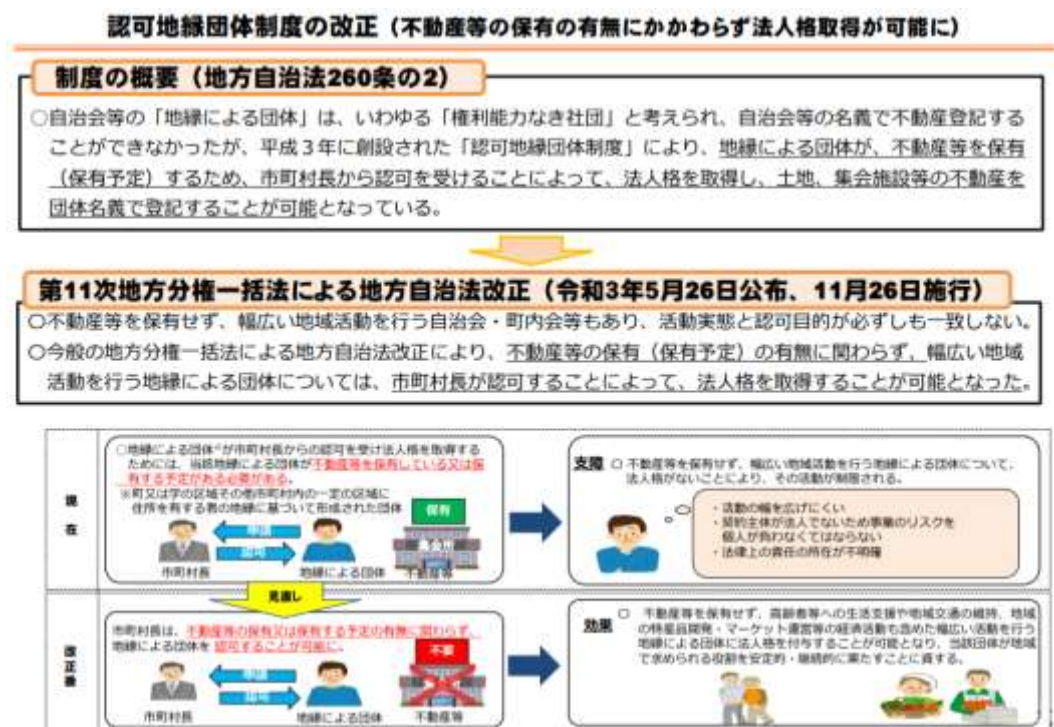
- ・ 地域社会においては、地域福祉や防災といった複雑化する課題への対応の必要性が高まっている。一方で自治会等への加入率の低下や新型コロナウイルスの影響による活動の制限などの影響で、地域のつながりの希薄化・地域コミュニティ活動の停滞が懸念されている。
- ・ 他方で地域には自治会・町内会に留まらず、認可地縁団体や NPO 法人、任意団体といった多種多様な主体がいる。令和 2（2020）年の「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、「多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備が重要」であり、各自治体がこれらの主体をネットワーク化するべく積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待されている。
- ・ 令和 3（2021）年 7 月から令和 4（2022）年 3 月には「地域コミュニティに関する研究会」が総務省により立ち上げられ、自治会、地域運営組織、NPO などの地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応するための方策についての検討を行った。令和 4（2022）年 4 月には報告書を公表し、地域社会において変化するニーズと先進的な自治体や地域コミュニティの取組を全国の自治体にフィードバックすることを通じて、自治体がプラットフォームビルダーとして参考となる方向性を示している。
- ・ 自治会等は「地縁による団体」とされ、地方自治法により市町村長からの認可を受けて法人格を取得し、不動産を団体名義で登録することが可能となっている。幅広い地域を活動とする自治会や不動産等を保有しない自治会等があり、活動実態と認可目的が一致していないことを踏まえ、令和 3（2021）年 11 月に地方自治法が改正され、不動産等の保有有無に関わらず、市町村長の認可によって法人格を取得することが可能となった。これにより、自治会等が活動の幅を広げ、地域における役割を安定的かつ継続的に行うことが可能となった。

図表 107 公共私連携・協働の基盤構築

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（公共私連携抜粋）		令和2年6月26日 総理手文
第3 公共私連携		
1 基本的な考え方		
(2) 地域社会を支える主体についての現状と課題		
・都市部では、一般にコミュニティ意識が希薄であり、地縁による共助の担い手は乏しい。 ・他方で、NPO、企業等の多様な主体が存在しており、自治会・町内会等の活性化に加え、コミュニティ支援を担うNPO、企業等と行政との協定やシェアリングエコノミーの活用等により、多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備が重要である。 ・とりわけ、三大都市圏のベッドタウンや指定都市、中核市、県庁所在市等においては、今後、75歳以上人口が急速に増加する一方、15～74歳人口は減少することが見込まれており、コミュニティの強化や新たな形成が課題となる。 ・地方部では、一般にコミュニティ意識は高く、地縁による共助の支え合い体制の基盤が存在する地域が多い。 ・他方で、取組の担い手の減少により、共助の支え合い体制の基盤が弱体化しつつあり、今後、ほぼ全ての市町村において15～74歳人口が減少し、その一部では75歳以上人口も急速に減少することが見込まれている。		
2 公共私連携・協働の基盤構築		
(1) 連携・協働のプラットフォームの構築		
・市町村は、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。 ・例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。		
(2) 民間人材と地方公務員の交流環境の整備		
・地方公共団体は、公務以外の職を経験した人材を獲得する機会や、職員が公務に就きながら公務以外の経験を得る機会を増やすなどの工夫を積み重ねていくことが考えられる。		
3 共助の担い手の活動基盤の強化		
・市町村は、人材、資金、ノウハウ等の確保へ向けた支援等を、積極的に行っていくことが求められる。		

資料：総務省自治行政局市町村課「地域コミュニティの現状及び本研究会について（令和3（2021）年7月）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000761440.pdf

図表 108 認可地縁団体制度の改正



資料：総務省自治行政局市町村課「地域コミュニティの現状及び本研究会について（令和3（2021）年7月）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000761440.pdf

② 神奈川県の変向

- ・ 県は、コミュニティの再生・活性化に向けた取組を進めている。地域コミュニティ団体の課題解決を通して活動を後押しすることを目的に、様々なコンテンツやノウハウを持つ事業者とコミュニティ団体のマッチングを進めており、令和6（2024）年度には14の事業を実施した。
- ・ 令和元（2019）年度には、県内におけるコミュニティ再生・活性化の事例とそこで活躍するキーパーソンの取組を取りまとめた「かながわコミュニティ再生・活性化事例集」を作成し、各団体の参考となる情報を提供している。

図表 109 コミュニティの再生・活性化に向けた取組



資料：神奈川県「コミュニティの再生・活性化に向けた取組」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/top.html>

③ 市への影響

■地域コミュニティによる地域課題解決の重要性の高まり

新型コロナウイルスの影響やライフスタイルの変化に伴い地域のつながりが希薄化している一方で、地域内の課題は複雑化・多様化しており行政単位での対応は難しくなっている。地域のニーズを踏まえて地域コミュニティのあり方を再検討し、地域コミュニティの活動による地域課題の解決を進めることが求められている。

■地域コミュニティの活性化を実現する環境整備の推進

市内には様々な形態の地域コミュニティ団体や多種多様な事業者が存在する。事業者が持つ独自のノウハウ・コンテンツを活用することで地域コミュニティ団体の活動活性化を促すため、これら主体が積極的に関わり合えるネットワークを市内に構築することが求められている。

(2) 多様な主体を巻き込んだ地域活性化の推進（地方創生 2.0 への対応）

① 国の動向

- ・ 令和 7（2025）年 6 月、「強い」経済と「豊かな」性環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目標に、国は「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定した。強い地方経済の創出と、生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境の構築により、若者や女性にも選ばれる、1 人 1 人が幸せを実感できる地方を創出することを目標としている。
- ・ 令和 7（2025）年 6 月には「地方創生 2.0 を推進する取組の早期着手並びに 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証・見直しについて（通知）」が発出され、地方創生 2.0 基本構想の方針を踏まえた積極的な取組への着手が求められている。基礎自治体である市区町村は、地域において、地方創生 2.0 の推進にリーダーシップを発揮することが期待されている。
- ・ 地方創生 2.0 の基本姿勢の 1 つとして、産官学金労言士等による主体的な取組と、好事例の普遍化・広域での展開促進を掲げており、多様な主体が広域的に連携することで地域経済の成長につなげることを目指している。
- ・ これを受け、総務省では令和 7（2025）年 9 月に「広域リージョン連携推進要綱」を制定し、地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組を推進している。

図表 110 地方創生 2.0 の基本姿勢・視点

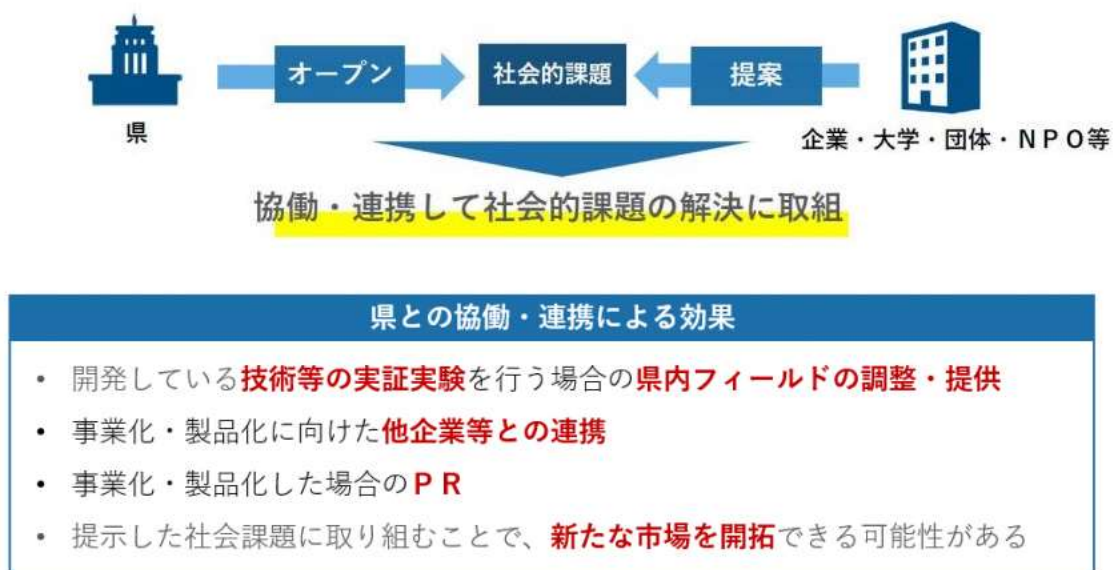
2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点		⇒ 令和の日本列島改造
〇人口減少への認識の変化		
1. 人口減少に歯止めをかけるための取組に注力	2. 人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。	
〇若者や女性にも選ばれる地域		
1. 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続	2. 地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。	
〇人口減少が進行する中でも「輝ける」地方 ～新結合による高付加価値型の地方経済（地方イノベーション創生構想）～		
1. 企業誘致や産業活性化等を目標したが、連携や支援不足で使ひ込み（工場のアジア移転等）	2. 多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさとそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。	
〇AI・デジタルなどの新技術の徹底活用		
1. ICT活用やブロードバンド整備を目標したが、限定的	2. AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けた「ソフト・ビート連携」などによるインフラ整備を進める。	
〇都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出		
1. 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば	2. 関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結び付き、分野を超えた連携・協働の流れをつくる。	
〇地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進		
1. 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がりに欠けた	2. 産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（例：「広域リージョン連携」）。	

資料：総務省「地方創生 2.0 基本構想について（令和 7（2025）年 7 月）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001022307.pdf

② 神奈川県の変向

- ・ 県では、企業・NPO・大学などの多様な主体が協働・連携して、複雑・多様化する地域課題の解決を図る協働型社会の実現を目指しており、その一環として、平成 24（2012）年より「パートナーシップ支援事業」を行っている。主体同士の出会いの場及び協働・連携のきっかけを作り出す交流の場としてパートナーシップミーティングを開催するほか、当事業等を契機として実現した協働・連携事業を事例集として公表しており、更なる協働・連携を促している。
- ・ 県民ニーズが複雑化・多様化する中、企業・大学・団体・NPO 等多様な主体がそれぞれの強みを活かして協働・連携することで、行政だけでの対応が困難な社会的課題を解決することを目的に、「かながわ未来共創プラットフォーム」を設立した。県がテーマ設定した社会課題に対し、企業等から協働・連携事業等の提案を行い事業化するものであり、企業等の活動の活発化と県内の社会課題解決の双方を促進している。

図表 111 かながわ未来共創プラットフォームの目的



※かながわ未来共創プラットフォームにおいては、県からの財政的支援はありません。

資料：神奈川県「「かながわ未来共創プラットフォーム」で提案を募集します！」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/kanagawamiraiyousouplatform/kanagawamiraiyousouplatform.html>

③ 市への影響

■多様な規模・主体を巻き込んだ協働の検討

市内全域での経済活性化の観点から、従来の産官連携から主体を広げ、学官労言士といった市内で活動する各主体を巻き込んだ協働の重要性が高まっている。また、地方創生施策の効果的・広域的な実行を目的に、国はより広い範囲での連携強化を掲げており、市においては従来の市内に限定した地域活性化策の検討に留まらず、複数県単位や広域連携単位での視点も踏ま

えた検討が求められている。

■協働を実現するための場づくりの促進

多様な主体がそれぞれの強みを発揮し合うことで地域活性化を実現するためには、市による協働の場づくりが不可欠である。市内事業者等の特徴を踏まえた協働のあり方を検討し、各事業者の強みを活かすことができるよう、プラットフォーム等の協働の仕組みを整備するとともに、協働が循環的に持続するよう、市から適切な支援を行うことが求められている。

11. 行財政改革

(1) 新技術の活用

① 国の動向

- ・ 平成 28（2016）年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」にて、サイバー空間とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合し、人間中心の豊かな社会を実現する新たな社会像として「Society 5.0」が提唱された。さらに、令和 3（2021）年 3 月に閣議決定された「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では、Society 5.0 の未来社会像が「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現された。
- ・ 同計画では、地方公共団体によるスマートシティやゼロカーボンシティの推進、情報システムの標準化・共通化、自然災害への対応における先端 ICT 技術の活用が掲げられるとともに、大学、研究開発法人、事業会社、地方公共団体、NPO 等の多様な主体の連携によるスタートアップエコシステムの構築や、研究活動の促進が目指されている。
- ・ 平成 28（2016）年 12 月、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する基本理念及び国等の責務を明記した「官民データ活用推進基本法」が施行され、市区町村による「市区町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務となった。
- ・ 令和 2（2020）年 12 月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」の見直し及びデジタル庁設置の方針が示された。
- ・ さらに同方針を踏まえ、令和 3（2021）年 9 月に「IT 基本法」に代わり「デジタル社会形成基本法」が施行された。同法では、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する」ことが明記された。
- ・ また、同法及び「デジタル庁設置法」にもとづき「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」をミッションに、デジタル社会形成の司令塔として行政の縦割りに囚われず大胆にデジタル化を推進するデジタル庁が設置された。
- ・ 令和 3（2021）年 12 月、デジタル社会形成基本法にもとづくデジタル社会の形成に関する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律にもとづく情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法にもとづく官民データ活用推進基本計画として、デジタル社会の形成に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等及びデジタル庁を含めた各省庁の取組を定めた、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定された。
- ・ 同計画は毎年改定され、令和 7（2025）年 6 月には「令和 7 年度デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。令和 7（2025）年度の計画では「デジタル化による成長戦略」「準公共分野のデジタル化」「デジタル化による地域の活性化」「誰一人取り残されないデジタル社会」「デジタル人材の育成・確保」「DFFT⁴の推進を始めとする国際戦略」の 6 つを

⁴ 「Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）」の略。「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく

目指すべき姿とし、AI を活用しやすい環境の整備や、偽・誤情報対策に向けた取組が、従来の計画よりも強調されている。

- ・ 一方、地方公共団体におけるデジタル対応については、令和2（2020）年12月、「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定された。同月総務省は、自治体が重点的に取り組むべき事項を整理し、総務省及び関連省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。数度の改定を経て、令和7（2025）年3月に「第4.0版」に改定された同計画では、自治体に対してDX推進体制を構築したうえで、「自治体フロントヤード改革の推進」「自治体の情報システムの標準化・共通化」「公金収納におけるeL-QRの活用」「マイナンバーカードの普及促進・利用の推進」「セキュリティ対策の徹底」「自治体のAI・RPAの利用推進」「テレワークの推進」の7つの重点取組事項に取り組むことを求めている。
- ・ 令和5（2023）年12月、第33次地方制度調査会は「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」において、地方公共団体が生成AIなどの最先端技術について、セキュリティ等のリスクに対応しながら、有用な分野における適切な活用手法を検討することが重要と指摘した。
- ・ 同答申を踏まえ、令和6（2024）年9月に地方自治法が一部改正され、地方公共団体は情報システムを有効に利用し、他の地方公共団体や国と協力して利用の最適化を図るように努めることとされた。また、地方公共団体はサイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講ずることとされた。

自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトのこと。（出典：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部官民データ活用推進戦略会議「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元（2019）年6月））

図表 112 令和7年度デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要)

目指すべき方向性の実現に向けた取組					
① デジタル化による成長戦略	② 社会経済分野のデジタル化	③ デジタル化による地域の活性化	④ 誰一人取り残されないデジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を促すための取組
取組の方向性と重点的な取組					
異分野を含めた関係行政機関・民間事業者の協業（連携・協力）による従来になかった新たな価値の創出 制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組推進					
（１）AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進 ① AIの活用環境の整備と利活用の促進 政府等におけるAI活用（サービスAI（業務））の積極・積極的活用促進／AI活用責任者（にAIO）、先進的AI活用推進アドバイザー／自治体の取組等市内のAI活用／推進体制構築／地方公共団体・民間事業者との取組 ② 地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用） デジタル化利便の活用・活用促進の促進／Web-based取組の活用／IoT等の活用により地域の特色を活かす／地域交流DXの推進 ③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル化の推進 マイナンバーカードを活用したオンライン申請（社会生活の利便性、効率、信頼性向上）／行政手続のデジタル化（申請、受付、審査、決定）の一元化、効率化、透明化／民間に開かれたデジタル化の推進（事業者主導のデジタル化）など			（３）競争・成長のための協調 ① データ連携・利活用推進 地方分野（国、金融、教育、農業、公共事業、産業分野等）におけるデータ連携・利活用／データ基盤整備やデータ標準化、流通化、データ連携プラットフォームの活用性向上等／データ利便性の向上等／DFFTの活用等の推進 ② 防災・医療・こども・教育等の準公共分野におけるデジタル化 防災デジタルプラットフォームの構築／防災アプリ開発・利活用の促進等／ホームレスの状況に応じた支援や支援の充実／医療情報連携促進や診療効率の向上／電子カルテ等の推進等／「デジタル」型子育て支援の実現（子育て支援制度のデジタル化の推進、デジタル化の推進）／地方公共団体等／プラットフォームの活用等／自治体間の連携・協力の促進等 ③ 国の情報システムの最適化 ガバナンス強化の推進（大規模、関係者向け環境の提供）、GIGAの導入拡大、コスト削減と費用対効果の最大化 ④ 地方公共団体情報システムの統一・標準化 移行期間に向けて円滑かつ安全な移行の推進、特定移行支援システムへの積極的な支援、システム運用費に係る負担の軽減等 ⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進 ⑥ これからの行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現 ⑦ 産業全体のモダン化		
（２）AI・フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ） ① デジタル行政改革の推進 利用者視点での取組・制度の見直し、官民データ協会の推進等や新法により検討 ② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を促す制度の見直し 条例等の見直し、促進、デジタル法制度 ③ ベース・レジストリ（公共基盤情報データベース）の整備・運用 法人ベース・レジストリ、不動産ベース・レジストリ、デジタル・ベース・レジストリ等の整備・運用 ④ オープンデータの推進 ⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保 ⑥ デジタルの利用環境・インフラ整備 安全・安心な通信インフラの整備・運用、クラウドサービス等の育成 ⑦ AI向け計算資源・データセンターの整備の加速 ワン・ポイント連携によるAI向け計算資源やデータセンターの連携への地方分野					
（４）安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組 ① デジタルリテラシー（デジタルを正しく理解し活用する力）の向上 ② アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保 ③ 偽・誤情報対策 ④ サイバー犯罪対策 ⑤ サイバーセキュリティの確保 官民の協業による強化／人材・産業を育成するエコシステムの形成／ソフトウェアのセキュリティ強化 ⑥ 社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化 データ政策・社会政策・デジタル人材育成等の司令塔機能の強化／デジタルの利便性を国民により広げやすくする					
（５）我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備） ① 社会におけるデジタル人材の確保・育成 ② 政府におけるDX推進体制の強化					
第2 重点政策一覧 / 第3 工程表 / 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 / 第5 デジタル行政改革会議「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」					

出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画 概要」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/768c946a/20250613_policies_priority_outline_01.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 113 自治体DX推進計画等の概要

☐ 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し ☐ 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進	
自治体DX推進計画（2020.12策定、2025.3改定）	自治体DX推進手順書（2021.7策定）
■自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援 ■各団体においてDXを進める前提となる考え方 ① BPRの取組の徹底 ② 自治体におけるシステム整備の考え方 ③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進 ■重点取組事項 ① 自治体フロントヤード改革の推進 ② 自治体情報システムの標準化・共通化 ③ 公金収納におけるeL-QRの活用 ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 ⑤ セキュリティ対策の徹底 ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進 ⑦ テレワークの推進 ■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルデバйд対策 ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	■自治体DX全体手順書（2025.3改定） ・ DXの推進に必要な想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行 ■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2024.9改定） ・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す ■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2024.4改定） ・ 行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す ■自治体DX推進参考事例集（2024.4改定） ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12策定、2024.5改定） これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

出典：総務省「自治体DX推進計画等の概要」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001128.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

図表 114 第6期科学技術・イノベーション基本計画の概要



出典：内閣府「第6期科学技術・イノベーション基本計画 概要」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6gaiyo.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県への動向

- 県は令和元（2019）年7月に「かながわ ICT・データ利活用推進計画」を、令和3（2021）年12月に「かながわ ICT・データ利活用推進戦略」を策定し、令和6（2024）年3月に両計画を統合した「神奈川 DX 計画」を策定した。
- 令和7（2025）年3月に改定された同計画では、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」をビジョンに、「最新のデジタル技術の利活用」「幅広いデータの利活用」「サービスデザイン思考の導入」「デジタルデバイドの解消・防止」「情報セキュリティの確保」「デジタル人材の確保・育成」「市町村連携・支援」の7つを基本方針としている。
- また、県は令和3（2021）年11月に県市町村デジタル推進会議を設置し、自治体 DX の推進等のデジタル分野において県と県内市町村が連携する体制の整備に努めている。
- 県は令和5（2023）年5月から生成AIの試行利用を開始し、令和5（2023）年8月に「神奈川県生成AIの利用ガイドライン」を作成した。

図表 115 神奈川 DX 計画の施策体系



出典：神奈川県「神奈川 DX 計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6gaiyo.pdf> 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

③ 市への影響

■市民目線での行政のデジタル化の推進

国や県は、地方公共団体に対して、AI を含む最新技術を活用し、住民目線で行政のデジタル化を推進することを求めている。市においては、周辺市区町村や県・国と連携しながら、最新技術を活用しやすい環境を整備するとともに、市民のニーズに合わせて利便性と効率性を向上させるためにデジタル技術の活用に取り組むことが求められる。

■誰も取り残さないデジタル化

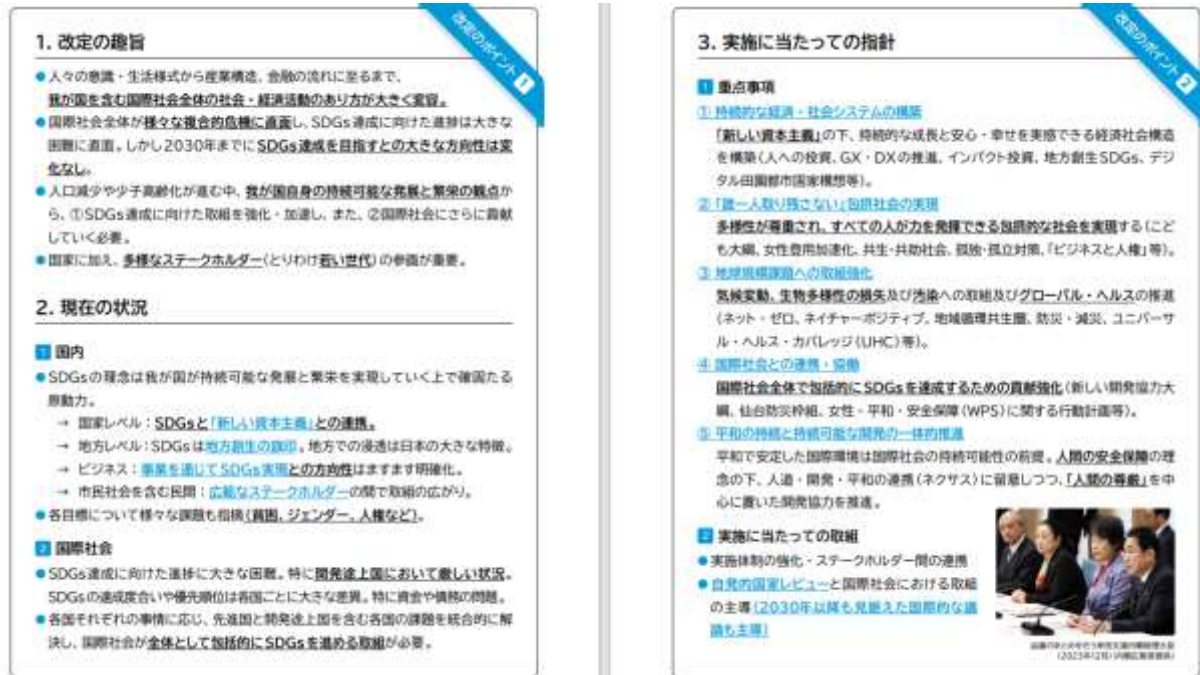
国や県は、デジタル化に際して、デジタルデバイドなど一部の市民に対して不利益を与えることなく推進することを求めている。市においては、デジタル化を推進する際に、デジタル技術への適応が不得手な市民に対する支援を行い、すべての人がデジタル化による恩恵を受けることができるように努めることが求められる。

(2) ポスト SDGs

① 国の動向

- ・ 平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットにおいて従来の「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。同アジェンダでは、国際目標として 2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲット (「持続可能な開発目標 (SDGs)」) が設定された。
- ・ 日本政府は、平成 28 (2016) 年 5 月に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定した。
- ・ 令和 5 (2023) 年 12 月に改定された同指針では、実施に当たっての取組として、「自発的国家レビュー (VNR)」を実施し、日本の推進する SDGs のあり方を国際的に発信するとともに、国際社会全体の SDGs 達成に向けた取組に有機的に統合することを挙げ、これによって 2030 年以降も見据えた国際的な議論を主導していくとしている。また、地方自治体の「自発的ローカルレビュー (VLR)」の積極的な実施を後押ししている。
- ・ また、地方自治体が SDGs の普及において重要な役割を担っているとともに SDGs 達成への取組が地域課題の解決に資するものであると指摘し、地方自治体に期待される役割として、優良事例の発信や取組体制の整備、「地域循環共生圏」の創造に取り組むなど主体的に独自の取組を進めることを挙げている。
- ・ SDGs が 2030 年に期限を迎えることを踏まえ、令和 6 年 9 月に開催された国連「未来サミット (Summit of the Future)」で成果文書として採択された「未来のための協定 (Pact for the Future)」は、2027 年 9 月に「ハイレベル政治フォーラム」を開催し、2030 年以降の持続可能な開発の推進について議論することを優先的かつ中心的な活動として位置づけた。

図表 116 日本のSDGs 実施指針



出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf 最終閲覧日：令和7（2025）年10月31日

② 神奈川県への動向

- 平成30（2018）年6月、県はSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に選定された。
- これを受け、県は神奈川県SDGs未来都市計画を策定し、令和6（2024）年3月に第3期計画を策定した。同計画では、2030年のあるべき姿を「いのち輝く神奈川～Vibrant Inochi～」とし、「誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりの状況に応じて、未病改善を行いながら、すべての世代・立場の人々が、自分らしく活躍できる、いのち輝く『Vibrant Inochi』の実現を目指す」としている。
- また、SDGsの取組を実施する企業、NPO、団体、大学を「かながわSDGsパートナー」として登録し、県とパートナーや、パートナー間における連携を促進しており、令和7（2025）年8月31日時点で1,540者が登録されている。

③ 市への影響

■2030年以後を見据えた持続可能な社会への取組の推進

SDGsは2030年に期限を迎えるが、今後2030年以後の持続可能な開発に向けた議論が進められることが予定されており、日本も国際的な議論をリードすることを目指している。市においては、これまでのSDGs推進に向けた取組を振り返り、持続可能な社会の実現へのさらなる貢献に向けて取組を整理することが求められている。

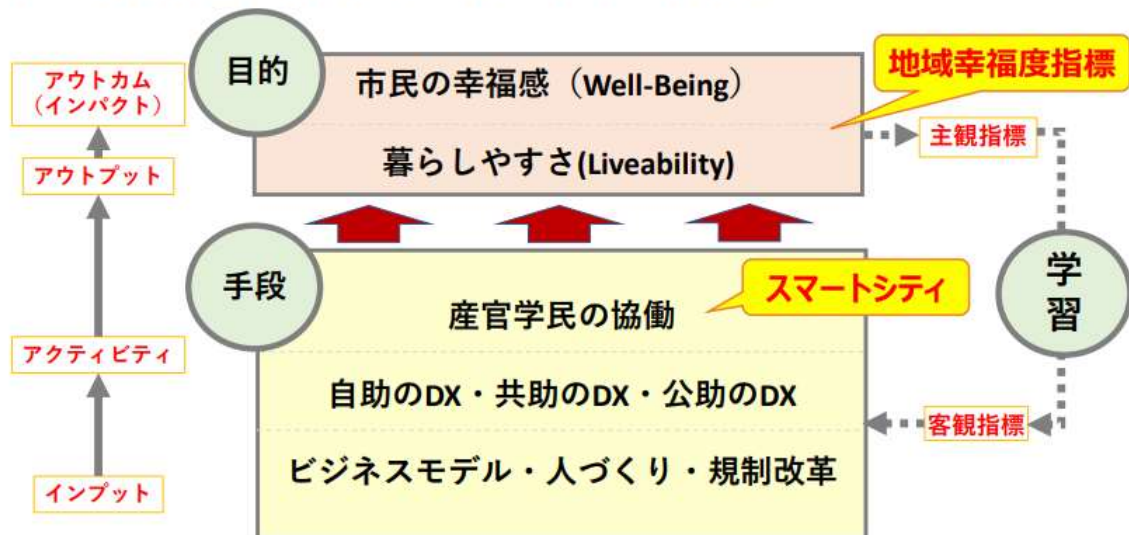
(3) Well-being

① 国の動向

- ・ 近年、GDP など経済的指標だけでは捉えられない人々の満足度（Well-being）を計測し、政策に活用するための取組が広がっている。
- ・ 平成 29（2017）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針 2017）では、従来の経済統計以外の人々の幸福感や効用を表す指標群を政策立案に活用する方針が示された。平成 30（2018）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針 2018）では、行政事業レビューに際し、満足度や生活の質を示す指標群を構築し、KPI に盛り込むことが明記された。さらに、令和元（2019）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太の方針 2019）では、「人々の満足度（well-being）」という形で「Well-being」という言葉が明記されるようになり、以降毎年の骨太の方針において Well-being は政策上考慮すべき事項として位置づけられている。
- ・ 令和 4（2022）年 6 月には、デジタル技術を活用し地域の活性化を図るデジタル田園都市国家構想の基本方針が閣議決定され、構想を実現する前提として、Well-being の視点を大切にする事とされた。また、市民参加型のまちづくりの推進に向けて、地域の Well-being 指標を公開し、KPI としての活用を進めることとされた。
- ・ Well-being を測る指標を整備することを目的に、内閣府は平成 31（2019）年 1 月～2 月に 1 万人を対象とした生活満足度に関するアンケート調査を実施し、令和元（2019）年 5 月に報告書を公表した。以降、毎年調査を実施し、令和 7（2025）年 3 月に第 7 回調査を実施している。
- ・ また、内閣府は同調査を基に令和元（2019）年 7 月に「満足度・生活の質に関する指標群（ダッシュボード）」の暫定試案を作成し公表した。さらに、令和 6（2024）年 3 月にデジタル庁は、デジタル田園都市国家構想の方針にもとづき、一般社団法人スマートシティ・インスティテュートが作成・開発した Liveable Well-Being 指標を用いて、市区町村ごとに地域幸福度（Well-being）指標として公開した。

図表 117 地域幸福度(Well-being)指標を活用したスマートシティのロジックモデル

- 地域幸福度指標を用いる事で、各地域において取り組まれる施策を「手段」として、そのアウトプットとそこから導かれるアウトカム（インパクト）を測定することが可能になります。



出典：デジタル庁・一般社団法人スマートシティ・インスティテュート「地域幸福度(Well-Being)指標利活用ガイドブック」
https://well-being.digital.go.jp/downloads/guidebook/Well-Being_guidebook_full_19Mar.pdf
 最終閲覧日：令和7（2025）年 10 月 31 日

② 神奈川県の変遷

- ・ 県は令和2（2020）年度から毎年度県民ニーズ調査を実施し、県民の多様化する生活ニーズの把握及びその結果の施策への反映に努めている。
- ・ また、従業員の幸福、健康、満足度を中心に置いた経営戦略であるウェルビーイング経営を普及するために、令和5（2023）年度と令和6（2024）年度に県内の中小企業4社を対象にウェルビーイング経営モデル事業を実施し、結果を事例集として公表した。さらに、令和7（2025）年にはウェルビーイング経営に関するセミナーを開催した。

③ 市への影響

■市民の Well-being の把握

国や県は、住民の Well-being を施策に反映することを推進しており、市に対しても Well-being の視点で政策を展開することを求めている。市においては、市民目線での政策推進を果たすために、地域幸福度（Well-being）指標などの既存の指標の活用や、Well-being の測定を目的とした独自の調査を実施により、市民の Well-being を把握することが期待されている。

■Well-being 指標の政策・施策の改善への活用

国や県は、Well-being を測る指標を KPI とすることで、住民の幸福度向上につながる政

策を実施していくことを目指している。市においては、把握した市民の Well-being について、政策・施策との関係を整理し経年変化を分析することで、政策・施策を改善し、市民の幸福度向上に繋げていくことが求められている。